

**高砂市高齢者福祉計画及び  
高砂市介護保険事業計画  
(第7期)**

**「誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市の実現」**

**～築こうみんなで 健康長寿社会～**

平成30年3月

**高砂市**



## はじめに

わが国の少子高齢化は、かつて経験したことがない状況で進行しています。国立社会保障・人口問題研究所が平成 29 年 4 月に公表した「日本の将来推計人口」では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年には、わが国の総人口は現在から約 4,200 千人減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は現在から約 1,700 千人増加、高齢化率は 30.0%になるとされており、単身又は高齢者世帯、認知症高齢者がますます増加することも見込まれています。

このような状況のなか、介護保険制度は創設から 19 年目となり高齢者の暮らしを支える制度として定着しているところではありますが、給付費の増大に伴う被保険者の負担増、さらには介護人材の不足といった課題を抱え、今後ますます高まっていく介護需要に対応していく必要があると思われまます。

また、多様化・複合化する高齢者の課題に対応するためには、住み慣れた地域において、住まいを中心に、医療・介護・介護予防・日常生活支援が包括的に提供されることを目指した「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、元気な高齢者を含む地域住民のみなさんや地縁団体が参画し、様々な地域課題に分野を超えて包括的に対応できる地域づくりが必要と考えています。

今回の「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第 7 期）」（平成 30～32 年度）は、平成 37（2025）年を見据え、第 6 期計画で構築しました「地域包括ケア」の考え方に基づく取組みをさらに充実させて行くことで、高齢者施策全体の進展を目指す計画として策定しました。

また、この第 7 期計画では、「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、子どもなどを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現にもつながるものと考えています。

今後は、この計画に沿って高齢者福祉施策や介護保険事業の円滑で安定した推進を図り、本計画の基本理念である「誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市の実現」をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等にご協力いただきました住民の皆様をはじめ、計画をご審議いただきました高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員の皆様、関係各方面の皆様のご協力に厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

高砂市長 登 幸 人

### 年号の表記について

2019年5月1日に「平成」から新元号に改元されますが、本計画は、平成30年度から3年間の計画であり、継続性を重視し、元号には「平成」を使用しています。

### 「障がい」「障害」の表記について

一般的に漢字の「害」の字には否定的な意味があるため、「障害」という表記に差別感や不快感を感じる方がいらっしゃいます。このため本市では、以下の方針で「障がい」「障害」の表記を使い分けており、本計画でもこの方針に従います。

「原則として、文脈から人の状態を表す場合に「障害」に代わり「障がい」の表記を用いることとします。ただし、人の状態を表現していない場合（障害物、電波障害など）または、法令や条例等に基づく場合（法令名、制度名、施設名など）もしくは固有名詞（事業名、団体名、医療用語、専門用語など）については、その語句の通りとします。」

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の策定体制.....	4
4. 日常生活圏域の設定.....	5
第2章 高齢者を取り巻く現状.....	7
1. 人口等の現状.....	7
2. 要介護（要支援）認定者数の現状.....	10
3. アンケート調査結果からみる高齢者のニーズ等.....	12
4. 地域別人口及び事業所数等.....	23
第3章 第6期計画の評価.....	25
1. 各施策・事業評価.....	25
2. 高齢者福祉サービスの実施状況.....	31
3. 地域包括ケア.....	42
4. 在宅介護サービスの提供.....	47
5. 地域密着型サービス.....	55
6. 施設サービス.....	58
7. 介護保険サービスの計画値と実績値.....	60
第4章 計画の基本理念、基本目標、施策体系.....	63
1. 計画の基本理念.....	63
2. 計画の基本目標.....	64
3. 施策体系.....	66
4. 計画の進捗管理.....	67
第5章 施策・事業の目標と取り組み.....	69
1. 地域共生社会の推進.....	69
(1) 地域福祉計画の推進.....	69
(2) 地域共生社会の実現に向けた取り組み.....	71
(3) 高齢者を取り巻く環境整備.....	72
(4) 高齢者の積極的な社会参加.....	73
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	76
(1) 地域包括支援センターの機能強化.....	77
(2) 認知症施策の推進.....	80
(3) 在宅医療と介護の連携強化.....	84
(4) 地域ケア会議の充実.....	86

3. 自立を支える福祉サービスの提供 .....	88
(1) 生活支援サービスの充実・強化 .....	88
(2) 高齢者福祉サービスの充実 .....	91
(3) 相談・支援体制の充実 .....	95
(4) 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進 .....	96
4. 総合的な介護予防の推進 .....	98
(1) 健康づくりの推進 .....	98
(2) 介護予防の推進 .....	99
5. 安心できる介護保険サービスの提供 .....	101
(1) 居宅サービスの充実 .....	101
(2) 地域密着型サービスの充実 .....	101
(3) 施設サービスの充実 .....	102
6. 介護保険事業の円滑な運営 .....	102
(1) 介護給付適正化に向けた取り組みの推進 .....	102
(2) 介護保険事業に係る評価の推進 .....	104
(3) 介護サービスの質の向上 .....	104
第6章 介護保険事業計画(第7期)における介護サービス量等の見込み .....	107
1. 将来人口の推計 .....	107
2. 被保険者及び要介護認定者数の見込み .....	108
(1) 被保険者数の推計 .....	108
(2) 要介護(要支援)認定者数の推計 .....	109
(3) 認知症高齢者数の推計 .....	109
3. 介護保険事業計画(第7期)における整備目標 .....	110
(1) 施設・居住系サービスの整備状況及び地域密着型サービスの整備状況 .....	110
(2) 施設・居住系サービスの整備方針 .....	111
(3) 在宅サービス(地域密着型サービス)の整備方針 .....	113
(4) 給付サービスの見込み .....	114
4. 介護保険料の設定 .....	116
(1) 介護保険料の算定と基本的な考え方 .....	116
(2) 総給付費の推計 .....	117
(3) 見込額推計と保険料の算出(第7期介護保険料基準月額) .....	118
(4) 第7期計画における第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料月額 .....	120

付録：資料編

---

## 第 1 章

### 計画の基本的な考え方

---



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

わが国では、平成12年に介護保険制度がスタートし、保健・医療・福祉のサービスを利用者の選択で総合的に利用できる制度として定着しています。介護保険制度は自立支援を理念とする利用者本位の制度で、かつ多様な主体からのサービスを選択できるものであり、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による制度です。

また、国民に対しては、自ら介護状態とならないよう、加齢に伴う心身の変化を常に自覚し、リハビリや医療サービス、福祉サービスを利用しながら、身体能力の維持向上に努めることが国民の義務とされました。

一方で、高齢者の増加に比例して給付費も増大し、3年の計画期間ごとに報酬改定や制度見直しが図られています。これまでの大きな制度改正としては、第3期より予防重視型システムへの転換が図られ、地域密着型サービス、地域包括支援センターの創設など、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した見直しが行われました。

そのような中、第6期にあたる平成27～29年度においては、高齢者単独世帯の増加や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に対応すべく、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度（2025年）までに、介護サービスの基盤整備や在宅医療・介護連携の推進、認知症の早期発見・早期診断・早期対応など、市町村の実情に応じた地域包括ケアシステム（地域ぐるみの支えあいの仕組み）の構築を図ることが求められました。

平成30～32年度を計画期間とする第7期計画においては、地域包括ケアシステムをより深化させるとともに、地域の実態把握・課題分析を通じた「地域マネジメント」の推進、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組み、また、国が推進する一億総活躍社会の推進に向けて、介護を理由にやむを得ず離職しなければならない方、いわゆる介護離職者をなくすような取り組みが求められています。

本市では、平成26年度に策定した「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第6期）」（以下、「第6期計画」という。）における基本方針などを基礎としつつ、今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第7期）」（以下、「本計画」または「第7期計画」という。）として改定することとします。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定された「高齢者福祉計画」、介護保険法第 117 条に規定された「介護保険事業計画」を総合的かつ一体的に策定したものです。

＝根拠法令(抜粋)＝

#### 老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

#### 介護保険法第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### (2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係について

高齢者福祉計画は、介護保険サービスの提供の他、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

一方、介護保険事業計画は、介護サービスの見込み量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は高齢者福祉計画に包含されていることから、両計画を一体として策定するものです。

#### 高齢者福祉計画

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業に関する総合計画

#### 介護保険事業計画

要介護(要支援)高齢者、要介護(要支援)となるリスクの高い高齢者を対象とした介護(予防)サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

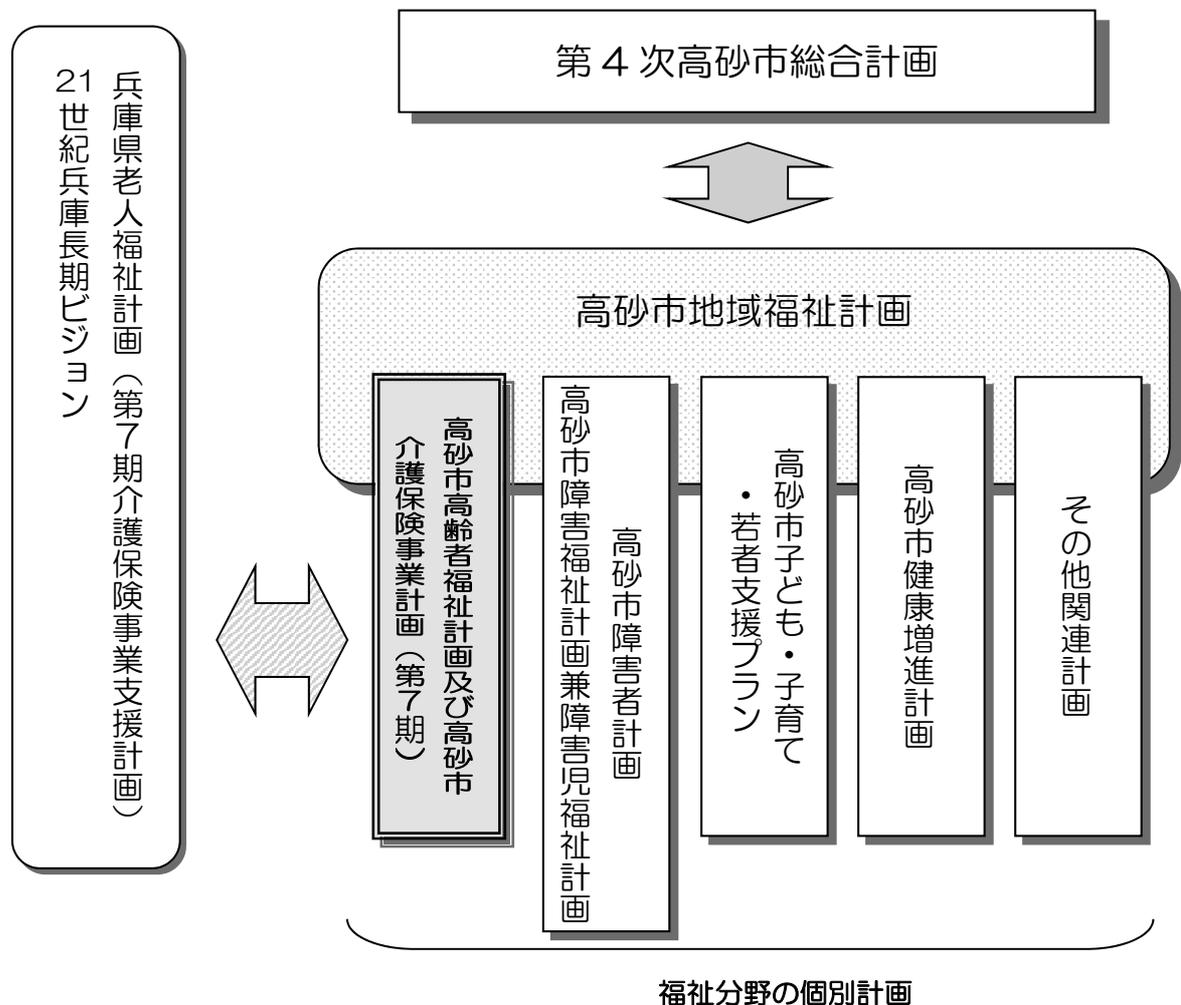
### (3) 関連計画との関係

「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第7期）」は、「第4次高砂市総合計画」（平成23～平成32年度）を上位計画とし、総合計画で掲げられている一つの基本目標「誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市の実現」を推進するための計画です。

また、関連する福祉分野の計画としては「高砂市地域福祉計画」、「高砂市障害者計画 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画」、「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」、「高砂市健康増進計画」などがあります。

本計画は、それらの上位計画及び関連計画との整合を図り、高齢者福祉の課題解決に向けた施策の取り組み方針を示したものです。

#### 《高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第7期）と関連計画との関係》



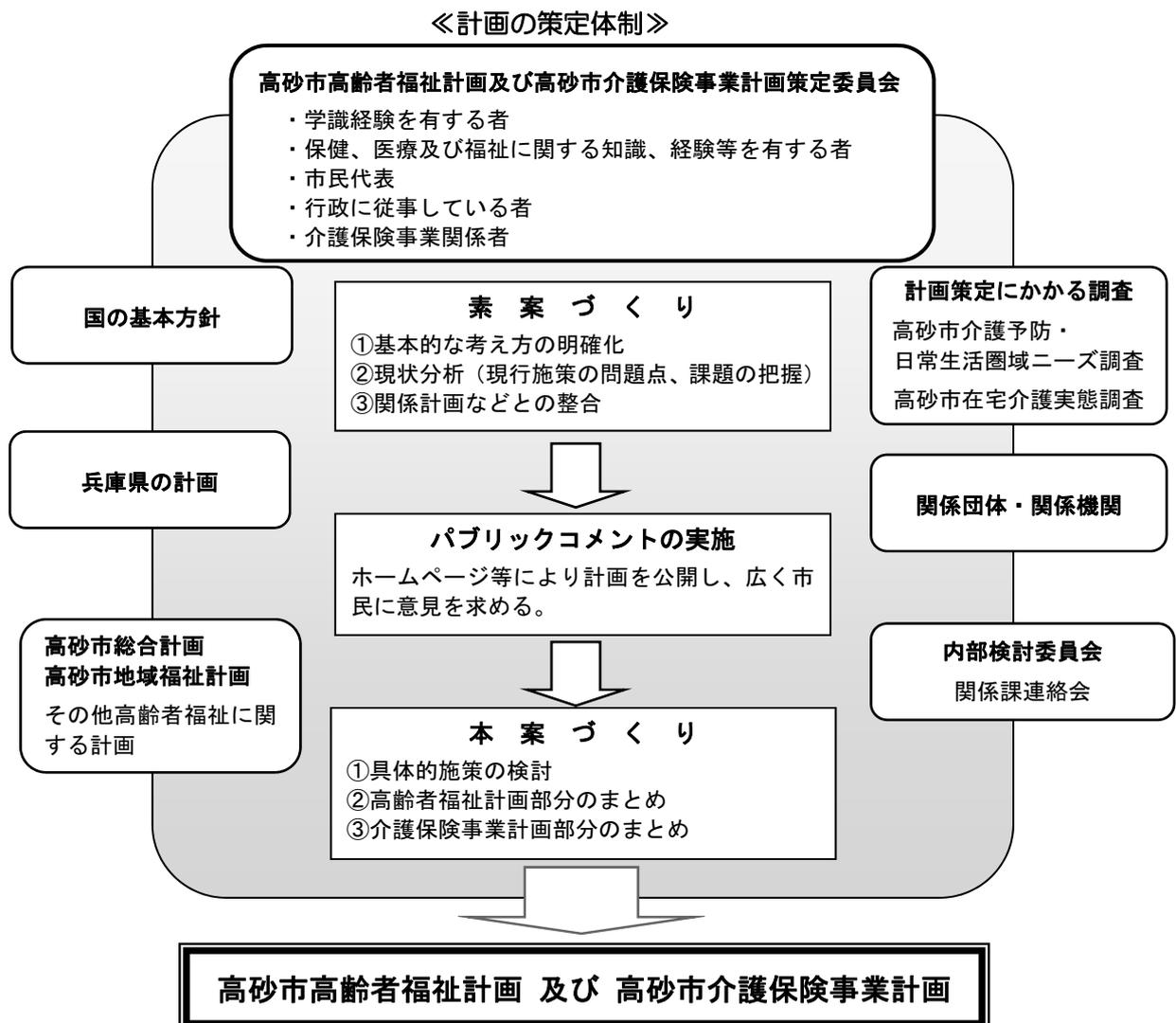
#### (4) 計画の期間

本計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	2021年度	2022年度	2023年度
第6期計画								
		見直し	第7期計画					
					見直し	第8期計画		
								見直し

### 3. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表（公募委員を含む）、行政従事者・介護保険事業関係者から構成される「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れる体制をとっています。



## 4. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定について、国では概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域として、例示として中学校区をあげています。

本市では、行政面積が 34.4 km<sup>2</sup>と狭いことから、地域的偏在が少なく、また、地域包括支援センターのほかに、地域包括支援協力センターという形の支所（窓口）が 4 か所あり、介護・福祉・医療などの悩みについて気軽に相談できる体制が整っています。

上記を踏まえ、第 7 期計画においても従来からの圏域設定を引き継ぎ、市全体を 1 圏域と定め、サービス・支援の提供体制の整備に努めます。



---

## 第2章

### 高齢者を取り巻く現状

---



## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1. 人口等の現状

#### (1) 人口の推移

##### ■少子高齢化が進行

本市の人口は、平成24年の95,076人から、平成28年には93,038人となっており、年々減少傾向にあります。

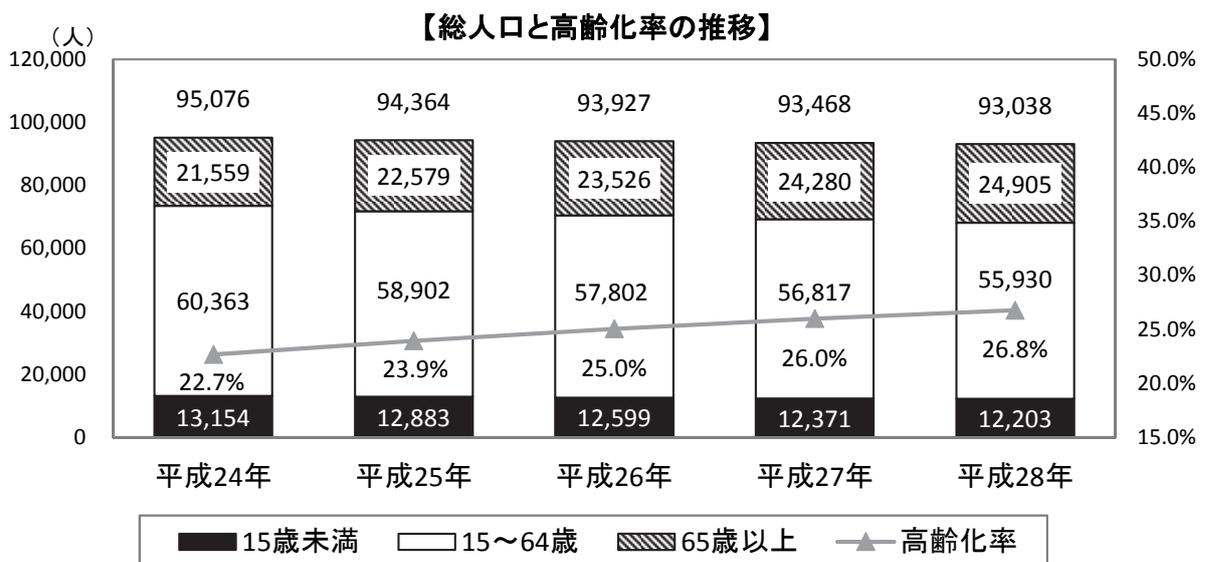
総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成24年の22.7%から、平成28年には26.8%と増加しており、高齢化が確実に進捗しつつあります。また、15歳未満の年少人口の数は平成24年の13,154人から、平成28年には12,203人と年々減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

【総人口と高齢化率、後期高齢化率の推移】

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
15歳未満	13,154	12,883	12,599	12,371	12,203
15～64歳	60,363	58,902	57,802	56,817	55,930
65歳以上	21,559	22,579	23,526	24,280	24,905
65～74歳	12,061	12,773	13,539	13,980	14,006
75歳以上	9,498	9,806	9,987	10,300	10,899
総人口	95,076	94,364	93,927	93,468	93,038
高齢化率	22.7%	23.9%	25.0%	26.0%	26.8%
後期高齢化率	10.0%	10.4%	10.6%	11.0%	11.7%

※毎年10月1日現在の住基+外国人登録人口

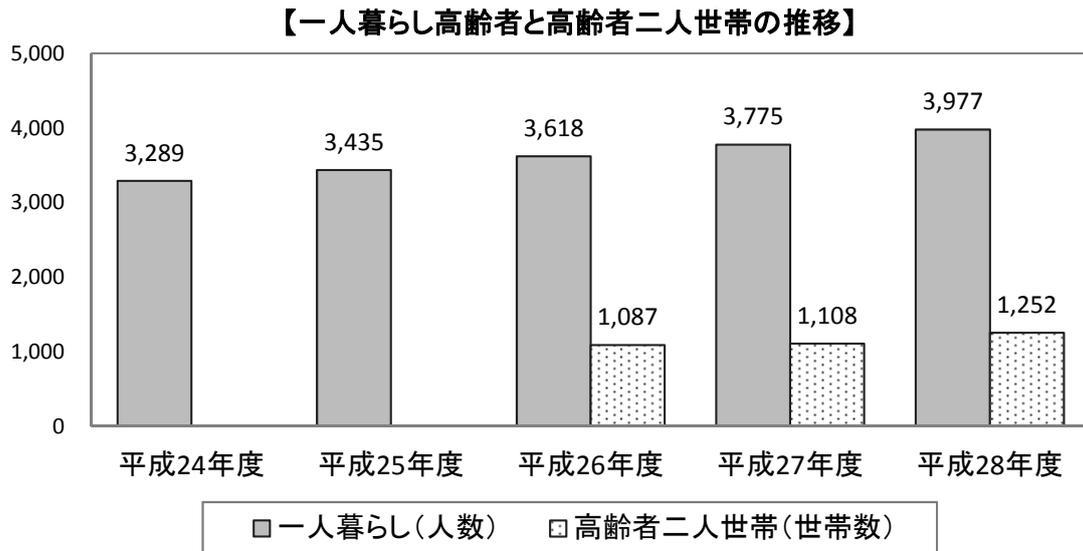


## (2) ひとり暮らし高齢者と高齢者世帯の推移

### ■高齢者のみ世帯は増加傾向

本市のひとり暮らし高齢者の推移をみると、平成24年度の3,289人から、平成28年度には3,977人となっており、年々増加傾向にあります。

一方、高齢者二人世帯（75歳以上高齢者二人世帯）の推移も、平成26年度1,087世帯から平成28年度には1,252世帯と増加傾向にあります。



※高砂市要援護者実態調査

### (3) 介護保険被保険者の推移

#### ■第1号被保険者数は年々増加

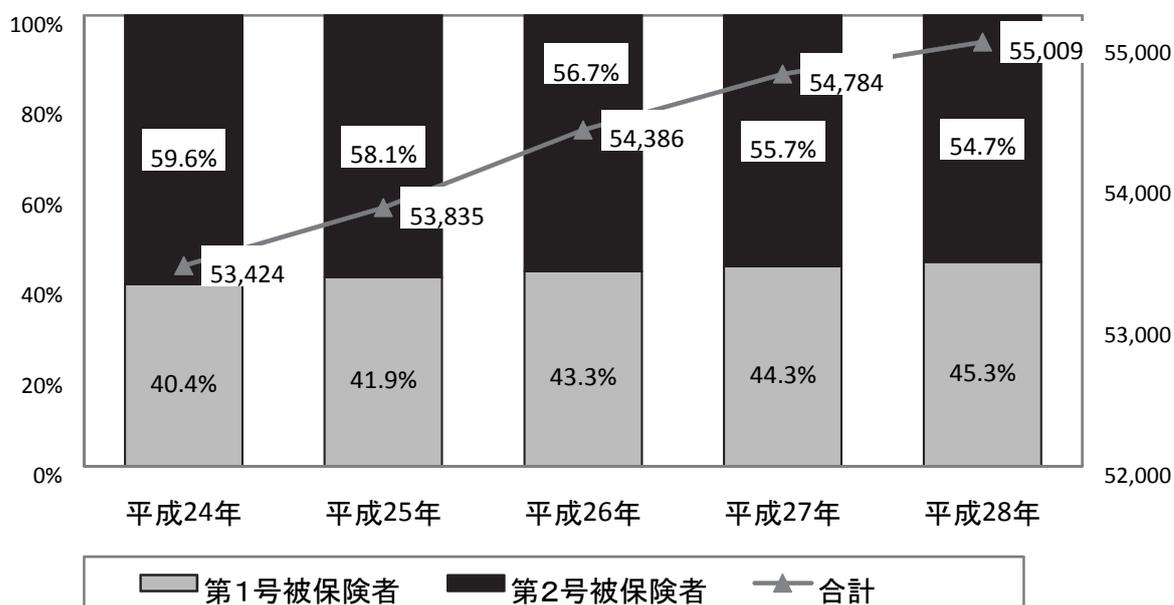
本市の介護保険被保険者数の推移をみると、高齢化を反映して増加傾向にあります。第1号及び第2号の被保険者数の内訳をみると、第1号被保険者の割合は、平成24年には40.4%であったのが平成28年には45.3%と増加しており、第2号被保険者の割合は、平成24年に59.6%であったのが平成28年には54.7%と減少しています。

【被保険者数の推移】

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
第1号被保険者	人数	21,559	22,579	23,531	24,280	24,911
	構成比	40.4%	41.9%	43.3%	44.3%	45.3%
第2号被保険者	人数	31,865	31,256	30,855	30,504	30,098
	構成比	59.6%	58.1%	56.7%	55.7%	54.7%
合計		53,424	53,835	54,386	54,784	55,009

※毎年10月1日現在

【被保険者(第1号、第2号)の構成比】



## 2. 要介護（要支援）認定者数の現状

### （1）第1号被保険者の要介護認定者数と認定率

#### ■要支援1・2、要介護1の認定者数の増加が顕著

第1号被保険者の要介護認定率をみると、平成24年の19.2%から平成28年の19.4%まで、年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

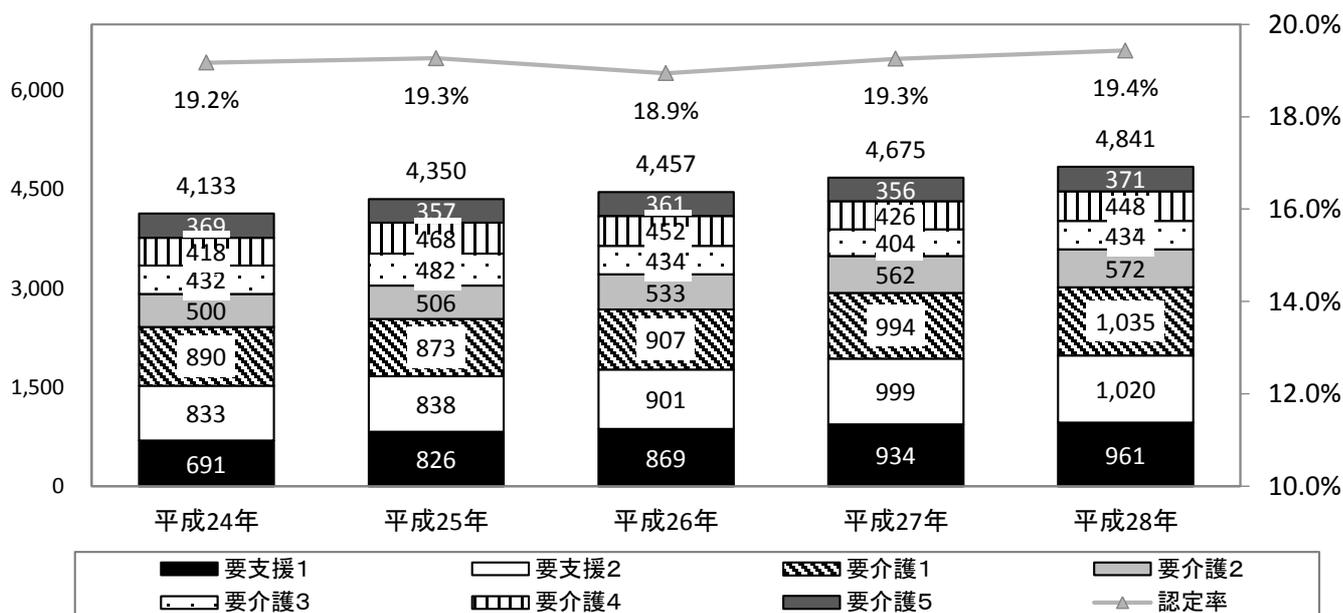
要介護度別の構成比をみると、要支援1、要支援2、要介護1の軽度者の割合が増加傾向となっています。

【第1号被保険者の要介護認定者数】

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援1	人数	691	826	869	934	961
	構成比	16.7%	19.0%	19.5%	20.0%	19.9%
要支援2	人数	833	838	901	999	1,020
	構成比	20.2%	19.3%	20.2%	21.4%	21.1%
要介護1	人数	890	873	907	994	1,035
	構成比	21.5%	20.1%	20.4%	21.3%	21.4%
要介護2	人数	500	506	533	562	572
	構成比	12.1%	11.6%	12.0%	12.0%	11.8%
要介護3	人数	432	482	434	404	434
	構成比	10.5%	11.1%	9.7%	8.6%	9.0%
要介護4	人数	418	468	452	426	448
	構成比	10.1%	10.8%	10.1%	9.1%	9.3%
要介護5	人数	369	357	361	356	371
	構成比	8.9%	8.2%	8.1%	7.6%	7.7%
合計		4,133	4,350	4,457	4,675	4,841
認定率		19.2%	19.3%	18.9%	19.3%	19.4%

※毎年10月1日現在の認定者数

【第1号被保険者の要介護認定者数と認定率の推移】



## (2) 高砂市の認知症高齢者数の推移

### ■認知症高齢者数の構成比は横ばい

認定者全体に占める認知症高齢者の日常生活自立度別の構成比をみると、平成26年～28年では横ばいの推移となっており、認知症自立度Ⅱ以上の割合は概ね40%台となっています。

今後も要介護認定者数の増加に伴い認知症高齢者数も増加することが見込まれます。

	要介護認定者数	認知症自立度										
		(再掲)			自立	Ⅰ	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M
		Ⅰ以上	Ⅱ以上	Ⅲ以上								
平成26年度	4,479	63.8%	42.8%	22.3%	36.2%	21.0%	8.7%	11.8%	11.5%	3.6%	5.6%	1.6%
平成27年度	4,689	63.1%	42.6%	21.8%	36.9%	20.5%	9.2%	11.6%	11.1%	3.2%	5.9%	1.6%
平成28年度	4,862	64.9%	43.2%	22.0%	35.2%	21.7%	9.6%	11.6%	11.2%	3.1%	6.2%	1.5%

※各年度末現在の数値

※認知症自立度は要介護認定申請時の主治医意見書の自立度

### 「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	Ⅱ a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	Ⅲ a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ a に同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢ に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

### 3. アンケート調査結果からみる高齢者のニーズ等

#### (1) アンケート調査の目的

「高砂市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）」策定にあたり、高砂市内にお住まいの高齢者に対して、日頃の健康や活動の状況、保健福祉サービスの利用状況、介護ニーズ等を調査し、計画策定における基礎的な資料を作成するために実施しました。

#### (2) 調査の実施概要

調査種類	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
対象者	高砂市内にお住まいの高齢者 4,000 名（すべての要支援 1・2 の方 281 名と、65 歳以上の方 3,719 名）を無作為抽出。（平成 29 年 1 月 12 日現在）
実施期間	平成 29 年 2 月 1 日から 2 月 22 日
実施方法	郵送配布、郵送回収
回収状況	配布数：4,000 件      有効回収数：3,203 件      有効回答率：80.1%

調査種類	在宅介護実態調査
対象者	高砂市内にお住まいの要介護認定者 1,000 名（要支援 1、要支援 2、要介護 1～要介護 5 の方）を無作為抽出。（平成 29 年 1 月 12 日現在）
実施期間	平成 29 年 2 月 1 日から 2 月 22 日
実施方法	郵送配布、郵送回収
回収状況	配布数：1,000 件      有効回収数：736 件      有効回答率：73.6%

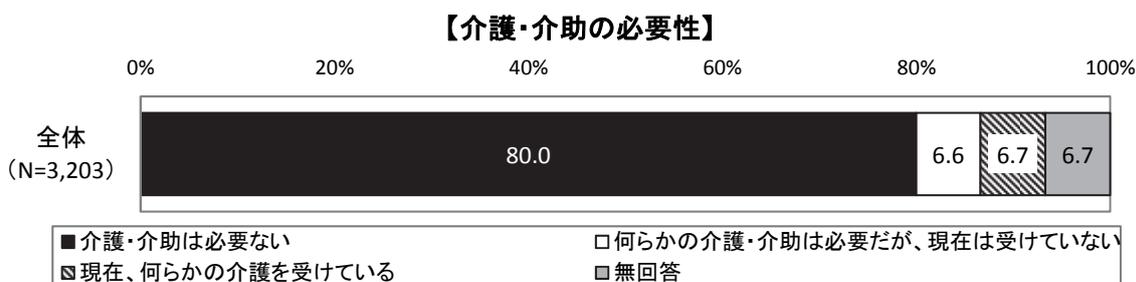
留意点：

1. 「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。
2. 単数回答の構成比の%は小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は 100%にならない場合があります。

### (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

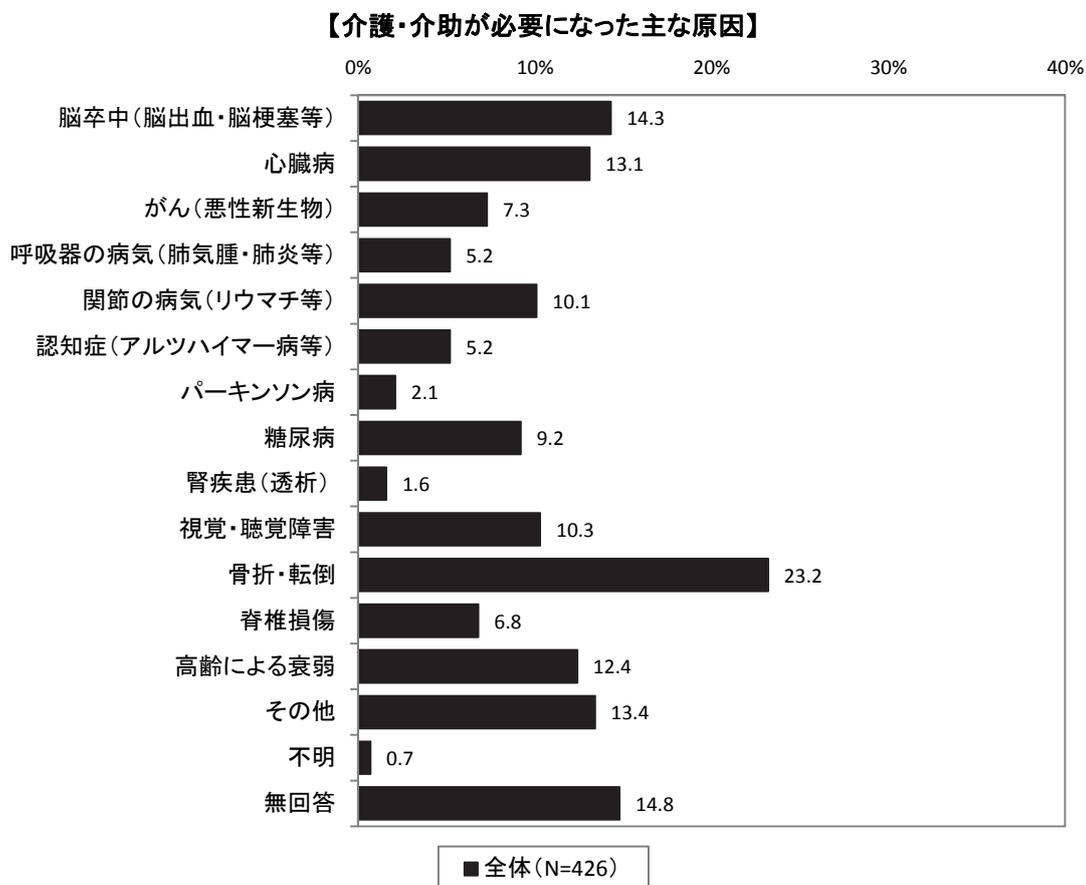
#### ①介護・介助の必要性

介護・介助の必要性について、80.0%が「介護・介助は必要ない」と回答しています。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない(6.6%)」「現在、何らかの介護・介助を受けている(6.7%)」をあわせると13.3%が“介護・介助が必要”と回答しています。



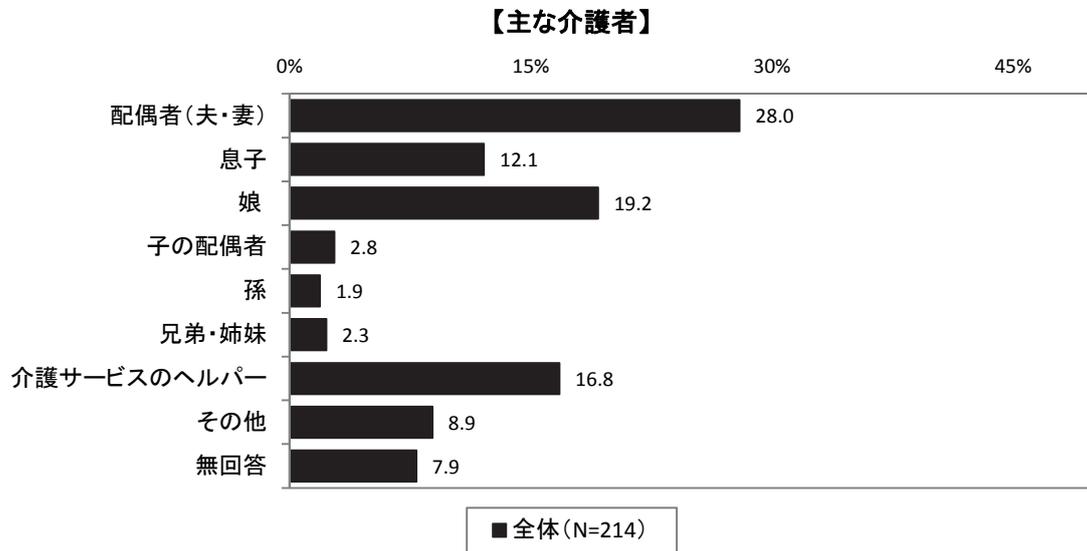
#### ②介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因について、「骨折・転倒(23.2%)」「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)(14.3%)」「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)(14.3%)」「心臓病(13.1%)」「高齢による衰弱(12.4%)」が多くなっています。



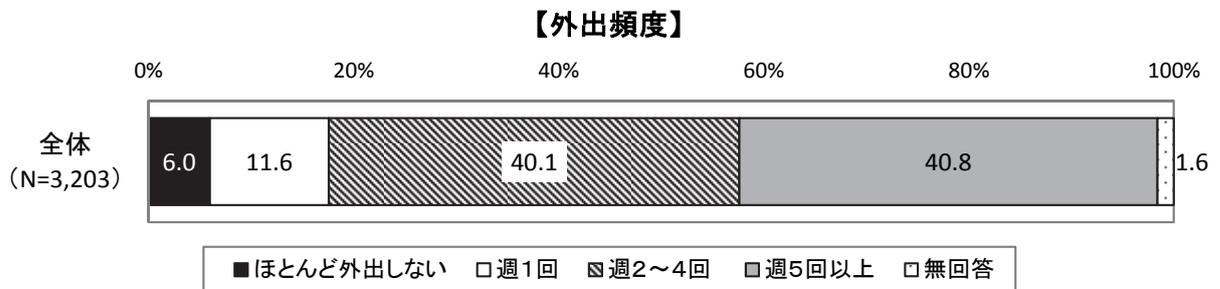
### ③主な介護者

主な介護者について、「配偶者（夫・妻）（28.0%）」が最も多く、次いで「娘（19.2%）」  
「介護サービスのヘルパー（16.8%）」の順になっています。



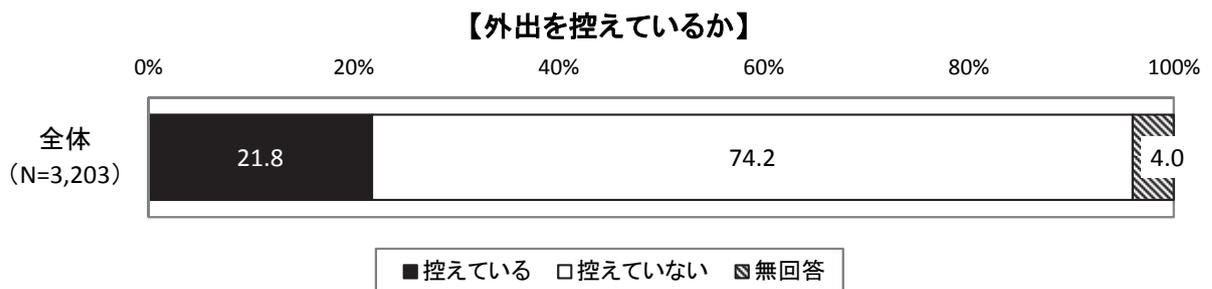
### ④外出頻度

外出頻度については、『週に2回以上は外出している（80.9%）』が多数を占めています。



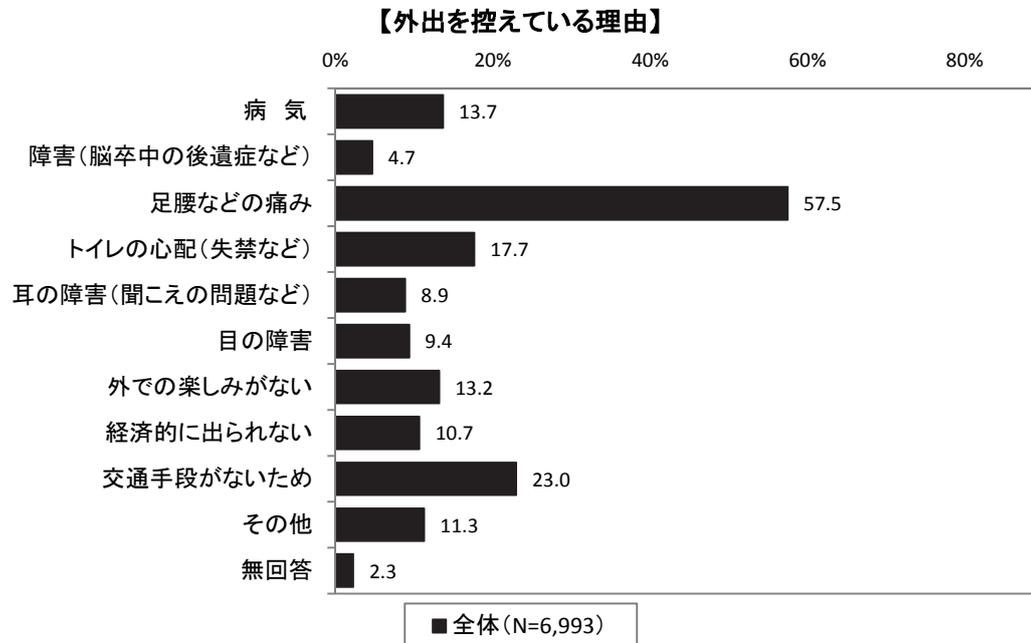
### ⑤外出を控えているか

『外出を控えている人（21.8%）』が全体の5分の1程度となっています。



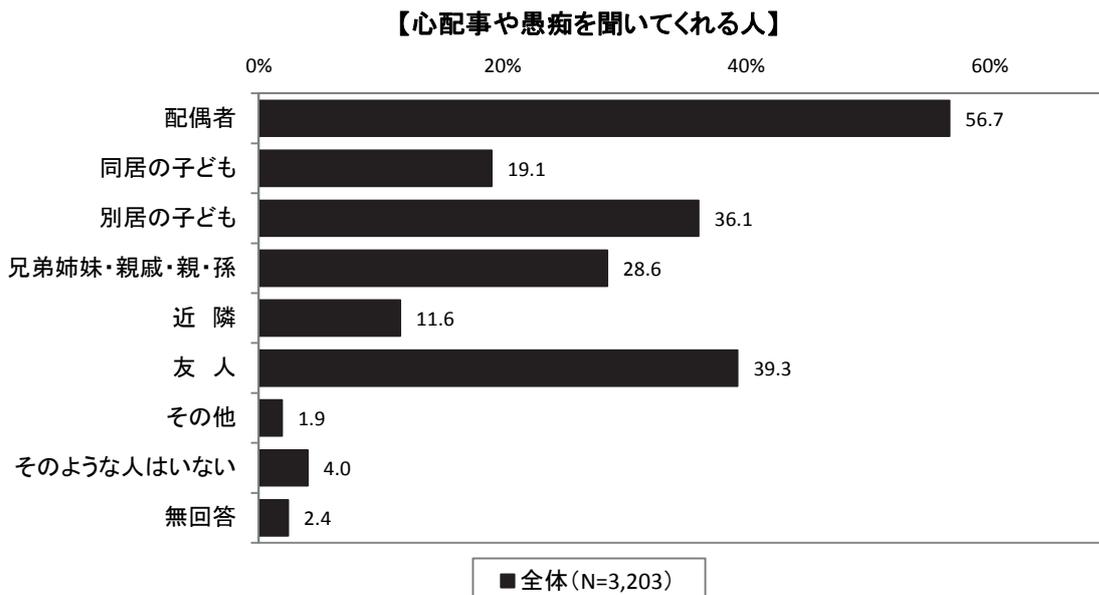
## ⑥外出を控えている理由

外出を控えている理由について、「足腰などの痛み（57.5%）」が最も多く、次いで「交通手段がないため（23.0%）」「トイレの心配（失禁など）（17.7%）」の順となっています。



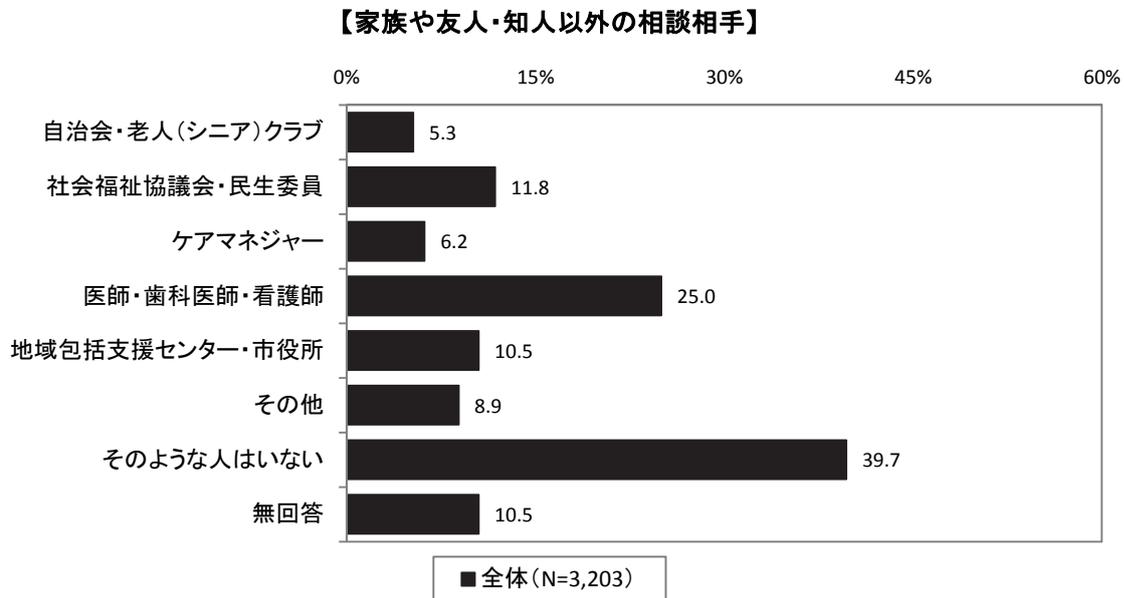
## ⑦心配事や愚痴を聞いてくれる人

心配事や愚痴を聞いてくれる人について、「配偶者（56.7%）」が最も多く、次いで「友人（39.3%）」「別居の子ども（36.1%）」の順となっています。



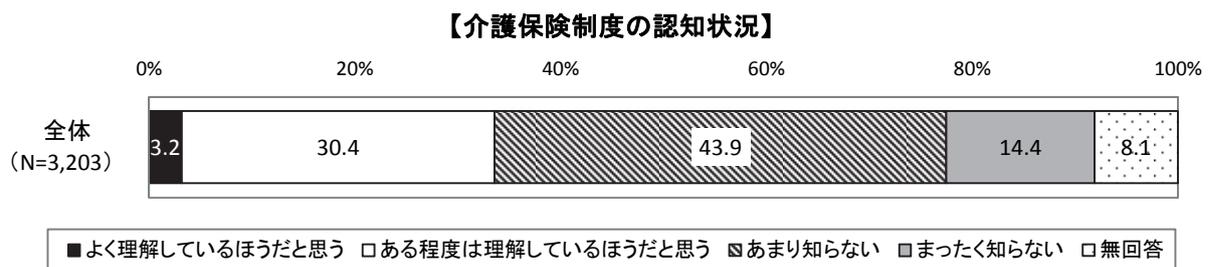
### ⑧家族や友人・知人以外の相談相手

家族や友人・知人以外の相談相手について、「そのような人はいない（39.7%）」が最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師（25.0%）」「社会福祉協議会・民生委員（11.8%）」の順になっています。



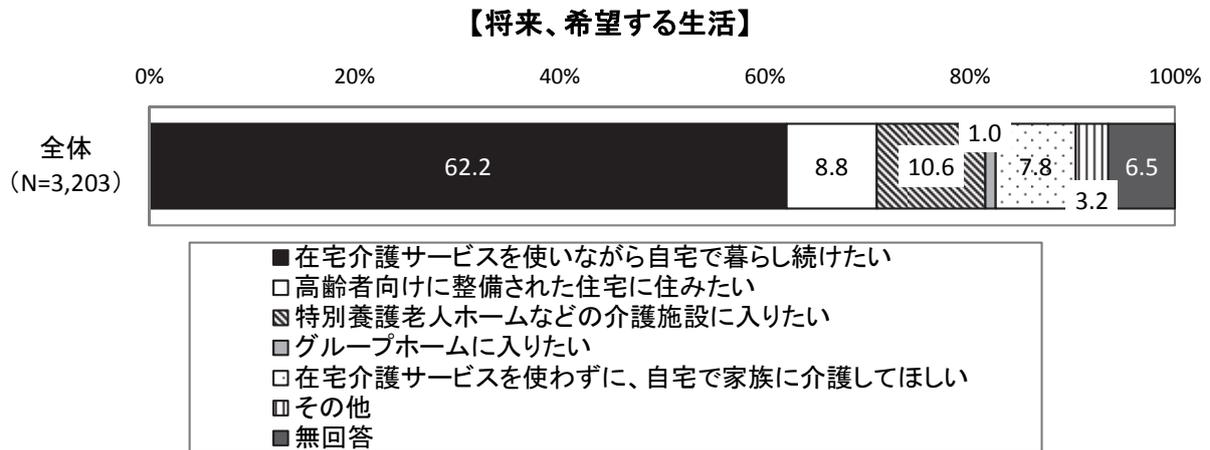
### ⑨介護保険制度の認知状況

介護保険制度の認知状況について、「よく理解しているほうだと思う（3.2%）」「ある程度は理解しているほうだと思う（30.4%）」をあわせた“理解している”は 33.6%、「あまり知らない（43.9%）」「まったく知らない（14.4%）」をあわせた“知らない”は 58.3%であり、知らない人の方が多くなっています。



### ⑩将来、希望する生活

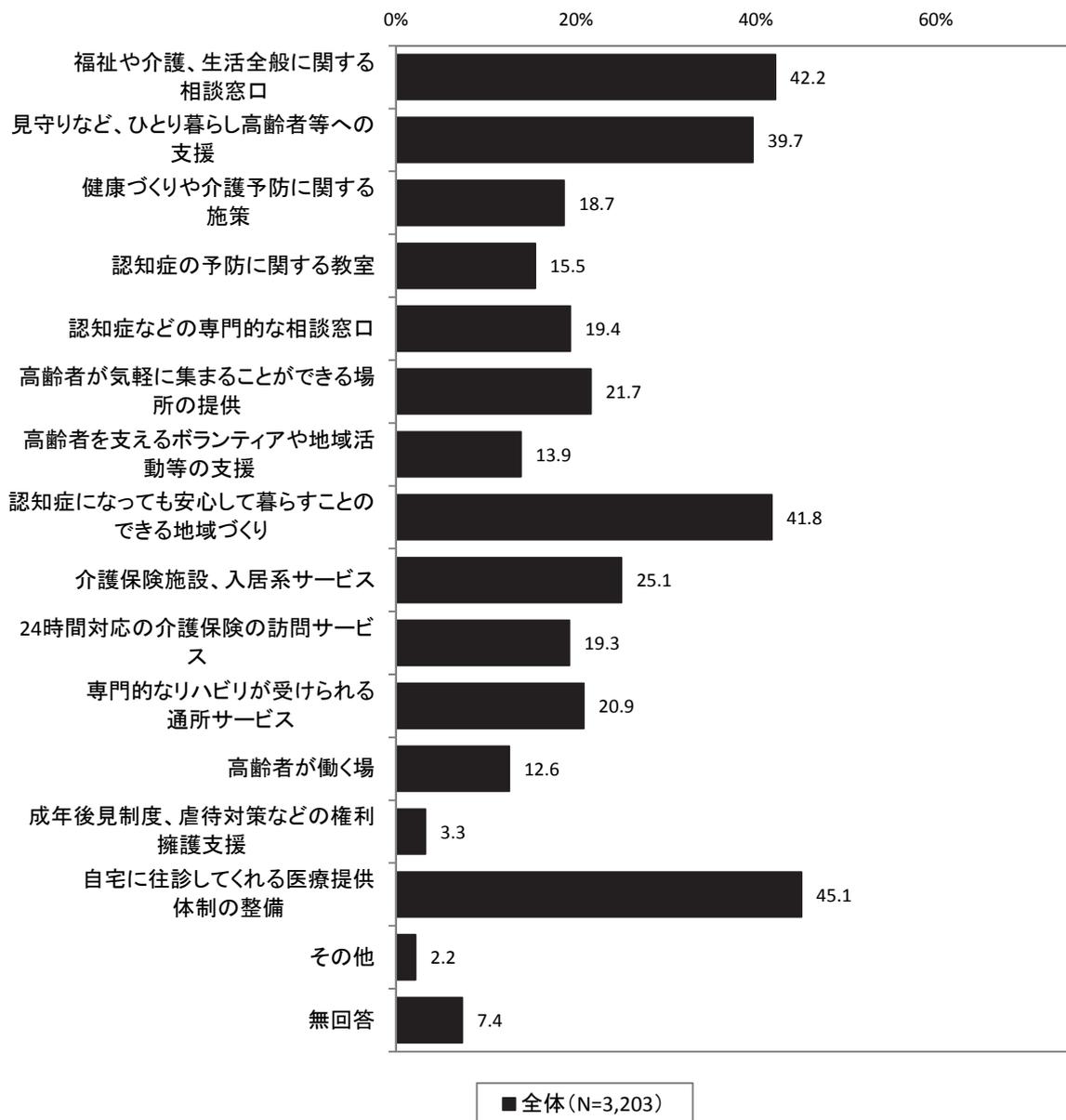
将来、希望する生活について、「在宅介護サービスを使いながら自宅で暮らし続けたい（62.2%）」が最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護施設に入りたい（10.6%）」「高齢者向けに整備された住宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など）に住みたい（8.8%）」の順になっています。



### ⑪充実を希望する高齢者施策

充実を希望する高齢者施策について、「自宅に往診してくれる医療提供体制の整備（45.1%）」が最も多く、次いで「福祉や介護、生活全般に関する相談窓口（42.2%）」「見守りなど、ひとり暮らし高齢者等への支援（39.7%）」「認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくり（41.8%）」「見守りなど、ひとり暮らし高齢者等への支援（39.7%）」の順となっています。

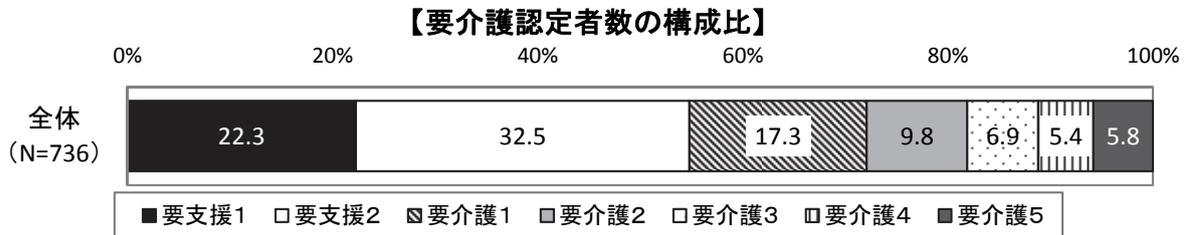
【充実を希望する高齢者施策】



#### (4) 在宅介護実態調査

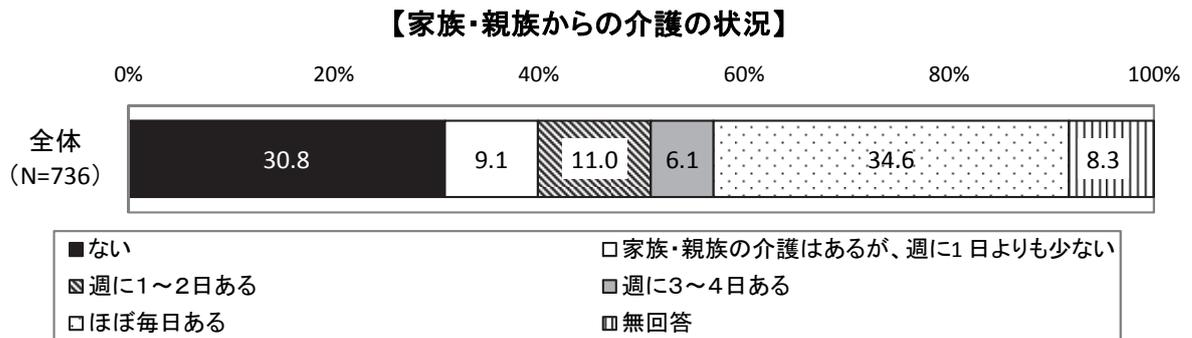
##### ①要介護認定者数の構成比

要介護認定者数の構成比について、「要支援2（32.5%）」が最も多く、次いで「要支援1（22.3%）」「要介護1（17.3%）」の順になっています。



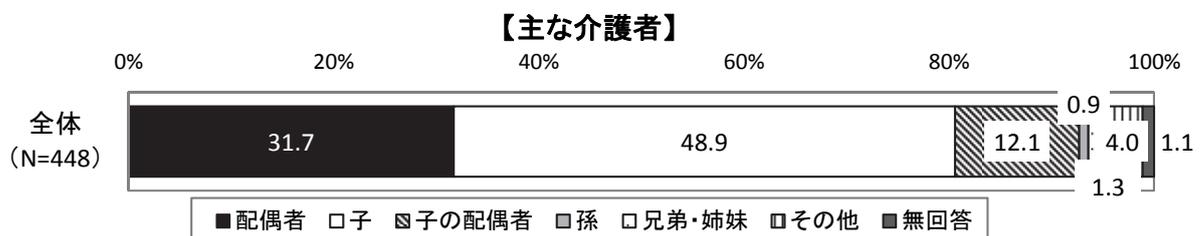
##### ②家族・親族からの介護の状況

“親族による介護を受けている人”は、60.8%となっており、頻度について、「ほぼ毎日ある（34.6%）」人が最も多くなっています。



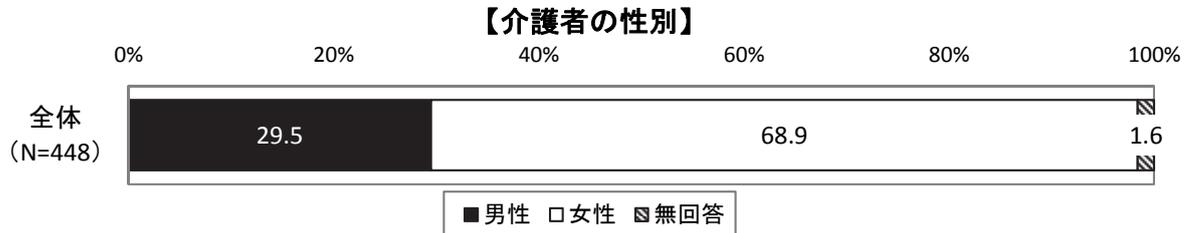
##### ③主な介護者

主な介護者は「子（48.9%）」が最も多く、次いで「配偶者（31.7%）」となっています。



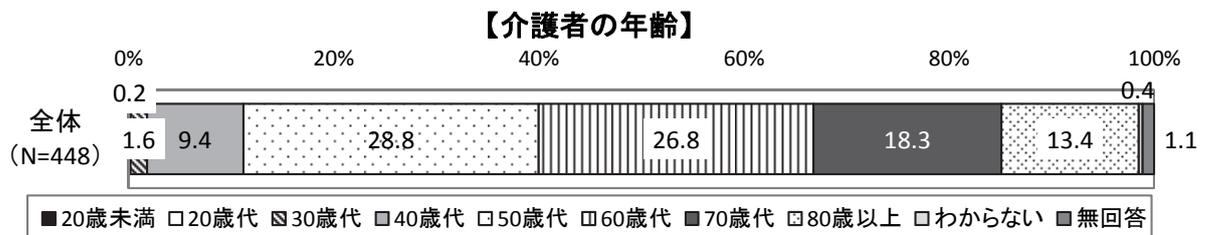
#### ④介護者の性別

介護者の性別は「女性（68.9%）」が最も多く、「男性（29.5%）」の2倍以上となっています。



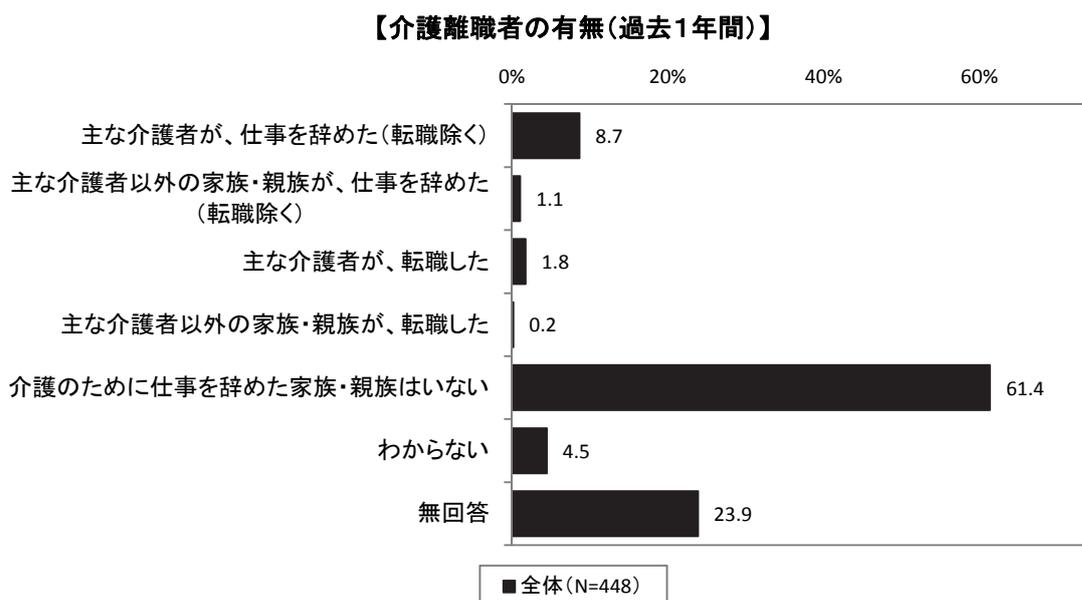
#### ⑤介護者の年齢

介護者の年齢は、「50歳代（28.8%）」「60歳代（26.8%）」を合わせると55.6%を占めています。主な介護者が子や配偶者であることが関係していると考えられます。



#### ⑥介護離職者の有無

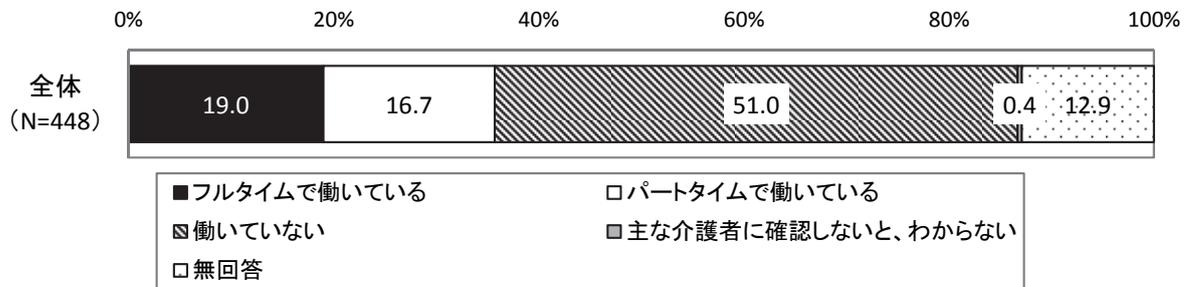
介護離職者の有無について、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない（61.4%）」が最も多くなっています。一方で、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）（8.7%）」も1割弱となっています。



### ⑦主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態について「働いていない（51.0%）」が最も多くなっています。次いで「フルタイムで働いている（19.0%）」「パートタイムで働いている（16.7%）」となっており、介護と仕事を両立している人が多くない現状がうかがえます。

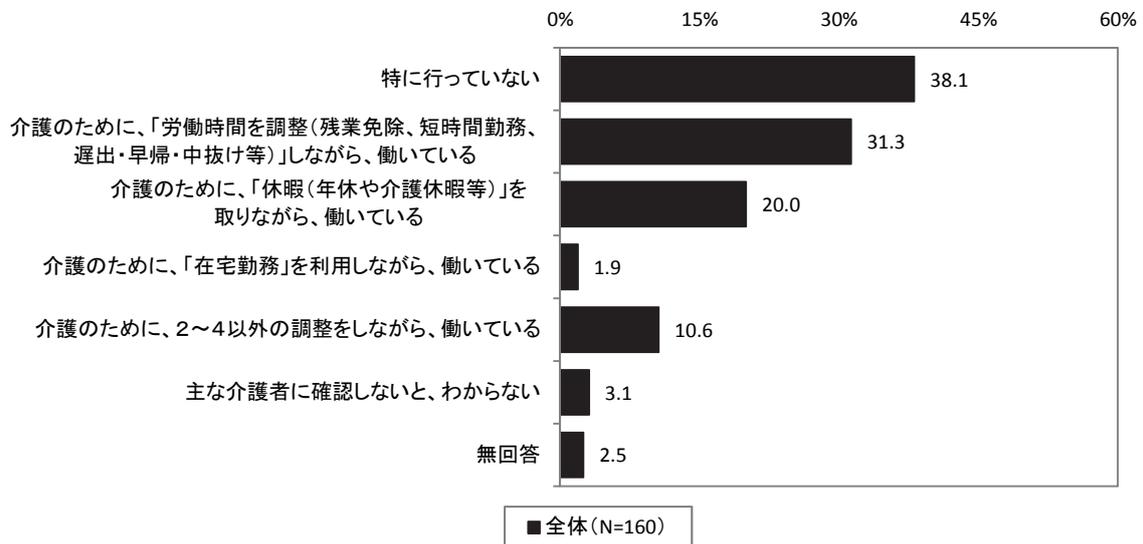
【主な介護者の勤務形態】



### ⑧介護をするために行っている働き方の調整等

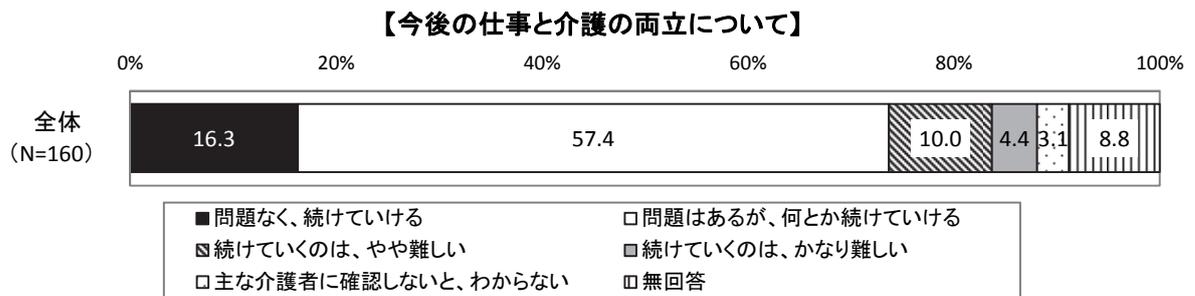
介護をするために働き方の調整を「特に行っていない（38.1%）」が最も多くなっていますが、「労働時間の調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている（31.3%）」や「休暇の取得（20.0%）」をしている人も多くなっており、介護と仕事の両立のためには、仕事において柔軟な調整が可能であることが重要と考えられます。

【介護をするために行っている働き方の調整等】



### ◎今後の仕事と介護の両立について

今後の介護と仕事の両立について、「問題はあるが、何とか続けていける（57.4%）」が最も多くなっており、また「続けていくのは、やや難しい（10.0%）」「続けていくのは、かなり難しい（4.4%）」をあわせた 14.4%の人が現状では介護のために離職せざるを得ない状況を示しています。介護と仕事を無理なく両立し続けるためには、問題の解決が求められています。



#### 4. 地域別人口及び事業所数等

本市の地域別の人口、事業所数は以下の通りです。

	高砂	荒井	伊保	中筋	曾根	米田	阿弥陀	北浜	計
面積(km <sup>2</sup> )	4.07	5.66	5.73	1.65	2.79	3.41	8.34	2.75	34.4
人口(人)	8,537	11,516	19,592	5,677	11,905	18,667	11,293	5,134	92,321
高齢者人口(人)	2,835	2,744	5,337	1,608	3,096	4,780	3,166	1,669	25,235
高齢化率(%)	33.2%	23.8%	27.2%	28.3%	26.0%	25.6%	28.0%	32.5%	27.3%
居宅介護支援事業所 (予防事業所含む)	3	4	4	1	2	7	6	2	29
訪問通所系事業所	8	11	8	4	7	17	9	10	74
短期入所系事業所	2		1				1	4	8
グループホーム	1		1		2	2	1	1	8
小規模多機能型 居宅介護		1				1			2
介護老人福祉施設 (地域密着型含む)	1						1	3	5
介護老人保健施設	1		1					1	3
事業所計	16	16	15	5	11	27	18	21	129
地域包括支援センター	1								1
地域包括支援協力センター			1				1	2	4

※人口、高齢人口、高齢化率は平成 29 年 6 月末現在



---

## 第3章

### 第6期計画の評価

---



### 第3章 第6期計画の評価

#### 1. 各施策・事業評価

第6期高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画に掲載した述べ 100 の施策・事業（同じ事業でも異なる課で評価、方向性を確認したものはそれぞれ1つの事業としてカウント）について、担当課にて達成度の自己評価と今後の方向性についての確認を行いました。

誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市の実現	基本目標	施策
	基本目標1 地域包括ケア体制の整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 認知症高齢者対策の推進 (3) 在宅医療と介護の連携強化 (4) 地域ケア会議の充実
	基本目標2 社会参加と交流の促進	(1) 高齢者を取り巻く環境整備 (2) 高齢者の積極的な社会参加 (3) 地域福祉計画の推進
	基本目標3 自立を支える福祉サービスの提供	(1) 生活支援サービスの充実・強化 (2) 高齢者福祉サービスの充実 (3) 相談・支援体制の充実 (4) 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進
	基本目標4 総合的な介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防の推進
	基本目標5 安心できる介護保険サービスの提供	(1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの充実 (3) 施設サービスの充実
	基本目標6 介護保険事業の円滑な運営	(1) 介護給付適正化に向けた取り組みの推進 (2) 介護保険事業に係る評価の推進 (3) 介護サービスの質の向上

### (1) 達成度

延べ 100 施策・事業中 70 事業 (70.0%) の達成度が「5点：十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した」または「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」の評価となっています。

基本目標別に平均評価点を算出すると、「地域包括ケア体制の整備」が平均 3.87 点と最も高く、「介護保険事業の円滑な運営」が 3.60 点と最も低くなっています。

基本目標	施策・事業数	達成度別 施策・事業数					平均点
		5点	4点	3点	2点	1点	
地域包括ケア体制の整備	23		20	3			3.87
社会参加と交流の促進	20		14	6			3.70
自立を支える福祉サービスの提供	32	1	18	13			3.63
総合的な介護予防の推進	12	2	6	4			3.83
安心できる介護保険サービスの提供	3		2	1			3.67
介護保険事業の円滑な運営	10		7	2	1		3.60
総合計	100	3	67	29	1	0	3.72
構成比	100.0%	3.0%	67.0%	29.0%	1.0%	0.0%	

#### 達成度の内容

- 5点：十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した
- 4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した
- 3点：成果はどちらともいえない
- 2点：成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった
- 1点：成果が全くなかった、または、取り組まなかった

#### 評価の平均点の算出方法について

- 例) 地域包括ケア体制の整備・・・(4点×20事業)+(3点×3事業) = 89点
- 評価の平均点は 89点 ÷ 23事業 = 3.8695・・・ ≒ 3.87点

## (2) 課題の整理

### 【基本目標 地域包括ケア体制の整備 ⇒ 3.87点】

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステム体制の整備、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業など

#### (2) 認知症高齢者対策の推進

早期発見・早期対応等のための体制の整備、権利擁護のための取り組み、認知症に対する市民の理解の促進、認知症ケアパスの構築など

#### (3) 在宅医療と介護の連携強化

連携体制の整備、地域の医療・福祉資源の把握及び活用、地域住民への啓発

#### (4) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議の再編・充実、情報共有のための連携体制の整備

(1)地域包括支援センターの機能強化では、地域包括ケアシステム体制の整備、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業などの達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。地域包括ケアの体制づくりにおいては、地域包括支援センターが中核的な機関として、重要な役割を担っていることから、地域包括支援センターの機能評価や、総合相談の中で基本チェックシートを活用し介護予防につなげるなど、更なる機能強化に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。

(2)認知症高齢者対策の推進では、早期発見・早期対応等のための体制の整備、認知症に対する市民の理解の促進、認知症ケアパスの構築、認知症初期集中支援チームの設置などの達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、権利擁護のための取り組み、行方不明高齢者の早期発見・保護に向けた地域連携の構築の達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。認知症高齢者対策の推進に関しては、地域での見守りも重要となってくることから、認知症に関する理解の促進や制度の周知などを図っていきます。

(3)在宅医療と介護の連携強化、(4)地域ケア会議の充実では、全ての施策の達成度が「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。地域包括ケアシステムにおいて、介護と医療の連携は大変重要な役割を果たすものであることから、今後も引き続き推進していきます。

【基本目標 社会参加と交流の促進 ⇒ 3.70点】

(1) 高齢者を取り巻く環境整備

福祉のまちづくり、バリアフリー仕様の公共住宅の整備、民生委員・児童委員等の活動

(2) 高齢者の積極的な社会参加

高齢者大学、老人クラブ、高齢者ボランティアの育成と活動支援、高齢者の生きがいつくりなど

(3) 地域福祉計画の推進

地域における防災マップづくり、市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上、市域におけるボランティア活動の推進など

(1) 高齢者を取り巻く環境整備では、福祉のまちづくり、民生委員・児童委員等の活動の達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、バリアフリー仕様の公営住宅の整備の達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

(2) 高齢者の積極的な社会参加では、公民館活動、老人クラブ、高齢者の生きがいつくりなどの達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、高齢者大学、高齢者ボランティアの育成と活動支援の達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

(3) 地域福祉計画の推進では、市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上、小地域福祉活動の推進、市域におけるボランティア活動の推進、要援護者支援の推進などの達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、地域における防災マップづくり、地域福祉活動などに必要なノウハウ、事例などの積極的な提供、福祉サービスなどの情報提供の推進の達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

高齢者の社会参加が進み、生きがいを持って活躍できるよう、今後も取り組みを進めていきます。

【基本目標 自立を支える福祉サービスの提供 ⇒ 3.63点】

(1)生活支援サービスの充実・強化

ホームヘルパーの派遣、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）など

(2)高齢者福祉サービスの充実

ホームヘルパーの派遣、住宅改造費の助成、生きがい対応型デイサービス、緊急通報システムの貸与など

(3)相談・支援体制の充実

地域包括支援センターの相談・支援機能の充実、保健センターの相談・支援機能の充実、相談窓口の連携強化など

(4)高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

高齢者虐待の防止、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の活用・促進、消費者被害の防止、など

(1)生活支援サービスの充実・強化では、介護予防ケアマネジメント、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）などの活動の達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、通所型サービス、その他の生活支援サービスの達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

(2)高齢者福祉サービスの充実では、住宅改造費の助成、地域見守り運動、高齢者住宅等安心確保事業などの達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、生きがい対応型デイサービス、家族介護支援慰労金の支給、緊急通報システムの貸与などの達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

(3)相談・支援体制の充実では、全ての事業の達成度で「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。

(4)高齢者の尊厳に配慮したケアの推進では、福祉サービス利用援助事業の活用・促進において、「5点：十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した」、高齢者虐待の防止、成年後見制度、消費者被害の防止などの達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

配食サービスなど、利用者が減少傾向にあるサービスに関しては、今後の利用状況を見ながら制度の在り方を含め検討をする必要があります。

【基本目標 総合的な介護予防の推進 ⇒ 3.83 点】

(1)健康づくりの推進

第二次高砂市健康増進計画、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、高齢者の運動・スポーツ活動の啓発

(2)介護予防の推進

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業、介護予防ケアマネジメント

(1)健康づくりの推進では、地域介護予防活動支援事業の達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、第二次高砂市健康増進計画、介護予防普及啓発事業、高齢者の運動・スポーツ活動の啓発の達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

(2)介護予防の推進では、介護予防普及啓発事業、一般介護予防評価事業において、「5点：十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した」、介護予防把握事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防ケアマネジメントの達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、地域リハビリテーション活動支援事業の達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

健康寿命の延伸のために介護予防の重要性に関する普及啓発を行うとともに、健康づくりに関する活動への参加促進を図ります。

【基本目標 安心できる介護保険サービスの提供⇒ 3.67 点】

(1)居宅サービスの充実

(2)地域密着型サービスの充実

(3)施設サービスの充実

居宅サービスの充実、地域密着型サービスの充実の達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、施設サービスの充実の達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

今後も介護保険サービスを安心して受けられるよう、居宅サービス必要量の確保に努めるなど、継続して推進していきます。

【基本目標 介護保険事業の円滑な運営⇒ 3.60点】

(1)介護給付適正化に向けた取り組みの推進 要介護認定調査の質の向上、委託調査のチェック・点検の強化、格差是正に向けた取り組み、適切なケアプランの推進、住宅改修の検査
(2)介護保険事業に係る評価の推進 介護保険事業に係る評価の推進
(3)介護サービスの質の向上 介護サービス事業者への指導・監督、情報提供活動、広報・啓発活動の充実、相談窓口の充実、二市二町コミュニティケアネットシステム「ケアネット播磨」

(1)介護給付適正化に向けた取り組みの推進では、全ての施策の達成度が「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。

(2)介護保険事業に係る評価の推進の達成度は「3点：成果はどちらともいえない」と評価されています。

(3)介護サービスの質の向上では、情報提供活動、広報・啓発活動の充実、相談窓口の充実、二市二町コミュニティケアネットシステム「ケアネット播磨」の達成度は「4点：どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した」と評価されています。一方、介護サービス事業者への指導・監督の達成度が「3点：成果はどちらともいえない」と若干低くなっています。

## 2. 高齢者福祉サービスの実施状況

### (1) 在宅福祉事業

#### ①はり、きゆう、マッサージ等施術費助成

70歳以上の高齢者が、はり、きゆう、マッサージ、あん摩及び指圧の施術を受ける場合に要する費用の一部を助成しています。

【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
申請者数（人）	1,061	1,021	974	1,000	811
発行枚数（枚）	12,530	12,081	11,587	11,933	9,660
利用延人員（人）	7,549	6,726	6,447	6,140	5,235

【現状と課題】

高齢者の健康維持のため、70歳以上の高齢者に、はり、きゆう、マッサージ、あん摩及び指圧の費用の一部を助成しています。健康維持増進に向けたより効果的な事業への転換など、制度のあり方も含め検討が必要です。

## ②日常生活用具給付

概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、主に防火安全上注意が必要な方に、日常生活用具（電磁調理器・火災報知器・自動消火器）を助成しています。

### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
給付者数（人）	1	0	0	0	0

### 【現状と課題】

必要な方への給付が行えるよう、制度の周知を進めていきます。

## ③緊急通報システム設置

無線発信器等の家庭用機器を貸与し、高齢者が緊急で援助を必要とする場合、地域の協力体制によってすみやかに援助を行っています。また、24 時間体制で在宅高齢者の健康相談にに応じています。

### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置人数（人）	255	232	230	228	208

### 【現状と課題】

設置人数は施設入所、死亡等により減少していますが、新規申請は継続的に出ている状況です。利用者増に向け、対象者条件の緩和等の検討を進めていきます。

## ④配食サービス

ひとり暮らし高齢者等へのバランスのとれた食事の提供と安否確認を目的とした配食サービス事業を行っています。

### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
配食数（食）	15,159	13,509	12,155	10,792	9,049

### 【現状と課題】

民間の宅配業者が普及し、本事業の配食数が大幅に減少していることから、配食サービスの継続については、今後の利用者数の増減も考慮し検討をしていきます。

## (2) 高齢者生きがい対策事業

### ①老人クラブ活動助成

市内の老人クラブが高齢者の知識・経験を活かして取り組む子育て支援や地域における見守り活動の社会参加活動を支援しています。また、生きがいと健康づくり、高齢者の日々の生活を豊かにする事業に要する経費の一部を助成しています。

#### 【実績】

##### 助成金対象クラブ

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
クラブ数 (クラブ)	76	77	78	75	74

#### 【現状と課題】

高齢者の社会参加、生きがいと健康づくりなど日々の生活を豊かにする事業として評価されており、今後も継続して支援を行います。

### ②宿泊施設利用助成

65 歳以上、または老人クラブに加入している 65 歳未満の人が、楓香荘（宍粟市）を利用する時、1 回の宿泊につき 1,000 円の宿泊費を助成しています。

#### 【実績】

##### 波賀不動滝公園「楓香荘」

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延利用人数 (人)	196	209	187	243	182

#### 【現状と課題】

問い合わせも多数あり、高齢者の興味、意欲を高め、生きがいづくりや外出の機会を講じる施策として有効であることから、継続するとともに、広報等による周知を図っていきます。

### ③高齢者敬老事業

多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者に敬愛の念を示すため、88 歳の方には米寿の表彰と祝品、100 歳の方には百寿の表彰と祝品、最高齢男女及び夫婦には長寿の表彰と祝品を贈呈しています。また、高齢者相互間の懇談や交流、また高齢者に敬愛の念を表す事業を行う各地区の実行委員会に対して、補助金の交付をしています。

【実績】

88 歳

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数 (人)	-	283	339	311	352

100 歳以上

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数 (人)	25	15	14	17	15

【現状と課題】

多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者に敬愛の念を示し、高齢者相互間の懇談や交流に有効であるため継続していく必要があります。

(3) 高齢者住宅等安心確保事業

①生活援助員の派遣

高齢者向け住宅（県営松波高層住宅・市営松波住宅）に居住する高齢者に対し、生活援助員の派遣を行い、安否確認や生活相談等を実施しています。

【実績】

県営松波高層住宅 19 戸

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
安否確認延人数 (人)	2,281	2,103	2,529	2,322	2,348
緊急時対応延人数 (人)	15	12	8	7	13
生活指導・相談延人数 (人)	0	1	3	7	1

市営松波住宅 16 戸

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
安否確認延人数 (人)	2,241	2,479	2,032	2,190	2,130
緊急時対応延人数 (人)	3	14	7	13	19
生活指導・相談延人数 (人)	2	2	8	7	0

【現状と課題】

生活援助員による安否確認や生活相談等により、高齢者等が安心して生活を送ることができていることから、今後も事業を継続していく必要があります。

#### (4) 高齢者住宅整備推進事業

##### ①高齢者住宅改造費助成

介護保険認定が要支援・要介護の方で、介護保険制度の住宅改修費が 20 万円を超える方を対象に、加齢に伴い体の状況が変化しても住み慣れた自宅で安心して健やかな在宅生活が送れるよう、手すりの設置や段差解消などの住宅改造にかかる住宅改修費の助成を行っています。

##### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
助成対象者数 (人)	79	88	70	68 (6)	51 (5)

(内書き：障がい者)

##### 【現状と課題】

平成 28 年度から昭和 56 年 5 月以前の建物に簡易耐震診断受診が義務づけられました。大規模な改造を必要とする家屋が減っていることにより、申請件数が減少しています。

#### (5) 生活支援ハウス運営事業

65 歳以上の高齢者で介護保険の非該当または要支援認定の方で、独立して生活することに不安のある人に対して、安心して健康で明るい生活を送れるように支援する施設です。生活相談員が入居者の生活を見守り、支援を行ってききましたが、平成 27 年 10 月末を以って廃止となりました。

##### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入居者数 (人)	8	8	6	-	-

##### 【現状と課題】

市内のケアハウスやサービス付き高齢者住宅等の施設の整備が進んでいることや、特別養護老人ホームの待機者解消のため、平成 27 年 10 月末に生活支援ハウスを廃止し、特別養護老人ホームへの転換を図りました。

#### (6) 家族介護支援事業

##### ①家族介護支援慰労金

要介護認定 3 以上（第 2 号被保険者で特定疾病に該当するものを含む）、または認知症の状態にあり、日常生活において常時介護が必要であるが過去 1 年間介護サービスを利用せず（7 日間以内のショートステイは除く）、本人、介護者ともに市民税非課税の方に対し、慰労金の支給をしています。

【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数（人）	0	0	0	1	0

【現状と課題】

介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減のための施策ですが、対象者が平成 27 年度の 1 名のみとなっており、検討する必要があります。

②家族介護用品助成

在宅の寝たきりや認知症の高齢者の快適な日常生活の維持と介護者の負担軽減を図るため、市民税非課税世帯であって、常時おむつが必要な要介護認定 4 または 5 の高齢者を在宅で介護している家族の方に支給しています。

【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支給対象者数（人）	35	30	23	24	22

【現状と課題】

支給については申請者の要望に応じ商品を選択しています。費用負担の軽減につながり、評価を得ており、今後もサービスの充実に努めます。

(7) ホームヘルパーの派遣

介護保険制度の要介護の認定の結果が非該当の方を対象にひとり暮らし、高齢者世帯の方の居宅にホームヘルパーが訪問し、調理、買物、衣類の洗濯等の生活援助サービスを行ってきました。

【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延利用世帯数（世帯）	29	12	12	12	12
延利用回数（回）	118	48	49	50	49

【現状と課題】

総合事業移行に伴い平成 28 年度で廃止しました。

## (8) 生きがい対応型デイサービス

60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者が、憩いや交流を目的として利用できる生きがい対応型のデイサービスを市内2か所(高砂町の「ユアアイ福祉交流センター(旧 高砂市生きがい対応型デイサービスセンター)」、荒井町の「てのひら」)で提供しています。また、利用者の地域偏在解消のため、各公民館を利用した「サテライト型デイサービス」等を提供していきます。(高砂市生きがい対応型デイサービスセンターは平成27年4月にユアアイ福祉交流センターへ移転しました。)

### 【実績】

ユアアイ福祉交流センター(旧 高砂市デイサービスセンター)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延利用人数(人)	7,699	7,756	7,713	9,228	10,240

てのひら

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延利用人数(人)	814	876	893	1,025	1,006

### 【現状と課題】

60歳以上の方々に憩いや仲間づくりを目的とし自主性に基づき利用できる生きがい型デイサービスとして機能しており、年々利用率も向上し高齢者の関心がうかがえます。地域偏在の問題もありますが、引き続き行う必要があります。

## (9) 地域見守り運動

ひとり暮らし高齢者、高齢者二人世帯等、援助が必要な高齢者が適切な援助が受けられ、安心して地域で暮らせるまちづくりを推進し、また災害時における要援護者の救助活動に備えるため、行政と民生委員、福祉委員が一体となり、要援護者実態調査を行い、地域での見守り活動の充実を図っています。

### 【実績】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一人暮らし高齢者(人)	3,289	3,435	3,618	3,775	3,977
高齢者を含む二人世帯(世帯)	2,666	3,394	1,087	1,108	1,252
障がい者(人)	1,241	1,280	1,254	1,213	1,404
寝たきり高齢者(人)	73	67	57	53	41
準寝たきり高齢者(人)	84	65	97	78	71
認知症高齢者(人)	77	84	95	80	70

【現状と課題】

民生委員、福祉委員が調査員となり、ひとり暮らし高齢者等の要援護者実態調査を実施するとともに、民生委員等が中心となって支援が必要な人への見守り活動を年間を通じて行いました。

(10) 高齢者の障害者控除対象者認定書の交付

身体障害者手帳などの交付を受けていない、寝たきり、精神的または身体的に障がいのある65歳以上の高齢者に対し、市の認定基準に基づき「障害者控除対象者認定書」を継続して交付しています。認定書が交付されると、所得税法上の障害者控除を受けることができます。

【実績】

障害者控除対象者認定書

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付件数(件)	39	141	106	78	82

【現状と課題】

申請も多く、引き続き該当者に対し「障害者控除対象者認定書」の交付を行っていきます。

(11) 相談・支援体制の充実

①地域包括支援センターの相談・支援機能の充実

高齢者やその家族が気軽に相談できる総合窓口としての機能の充実を図るため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種の資質向上を図るとともに、相談内容に応じて迅速かつ適切な対応が図れるよう関係機関との連携の強化に努めています。また、市内に地域包括支援センター、地域包括支援協力センターを設け、相談窓口の充実を図りました。

そのほかに、市内事業所の介護支援専門員等からの相談を受け必要な支援に努める、介護なんでも出前講座などの派遣型相談窓口を行っています。

【実績】

地域包括支援センター

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数（件）	670	749	755	823	952

地域包括支援協力センター

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置数（か所）	5	5	5	4	4
相談件数（件）	251	252	227	108	137

研修会

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
研修会の回数（回）	33	35	43	77	80
参加延べ人数（人）	49	57	73	117	102

包括内研修

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
回数（回）	-	-	-	2	3
参加延べ人数（人）	-	-	-	36	77

【現状と課題】

平成 27 年度から認知症相談センターの機能が追加されました。地域包括支援センターへの相談件数が増加しており、今後も増え続けることが予想されるため、相談に対応した方策を検討する必要があります。

②相談窓口の連携強化

高齢者やその家族から寄せられる様々な相談に対し、迅速かつ適切に対応が行えるよう、地域包括支援センターだけでなく各関係機関の相談窓口の機能の強化及び窓口で対応する職員等の資質の向上を図ります。地域ケア推進会議等を通じた専門機関との日常的な連絡・調整により、適切な相談・支援体制の構築を図っています。

【実績】

地域包括支援センター・協力センター担当者会議

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数（回）	6	6	6	8

【現状と課題】

相談の増加に対応するため担当者会議での情報共有を密にするとともに、窓口職員の資質向上に努めます。

### ③介護者支援の充実

介護者の気持ちは体験した人でないとわからないことがたくさんあり、体験者同士の交流は同じ悩みを分かち合いお互いに励まし合うことができ、介護知識を広めることや情報収集に役立ちます。

また、家族会による相談支援は同じ介護者の立場として悩みを打ち明けやすい面があるため、介護者の参加活動を促しています。

#### 【実績】

##### いるかの会

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数（回）	13	13	14	13	13
延べ参加人数（人）	170	200	169	168	117

##### 子いるかの会

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数（回）	-	5	12	20	24
延べ参加人数（人）	-	55	122	201	219

#### 【現状と課題】

認知症高齢者や若年性認知症者の家族等が気軽に参加できるよう、毎月、会を開催し、気軽に介護の悩みを相談できる機会を提供しました。会では、研修や介護者自身がリラックスできる内容なども取り入れ、孤立しがちな介護者の支援に努めます。

## (12) 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

### ①高齢者虐待の防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の趣旨を踏まえ、市民に対し知識・理解の普及・啓発に取り組みます。

#### 【実績】

##### 権利擁護講演会

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数（回）	1	1	1	1	1
参加人数（人）	34	47	64	20	35

##### 高齢者虐待についての相談

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数（件）	24	29	26	31	39

#### 【現状と課題】

毎年権利擁護講演会の実施、平成 27 年 4 月に「高砂市高齢者虐待対応マニュアル」を作成、社協だよりに年 1 回、権利擁護について掲載を行いました。

課題としては、被虐待者個人の異なった状況をふまえ、関係者が集まって検討を重ね対応していく必要があります。

#### ②成年後見制度

認知症等で日常生活において判断能力が不十分な場合、必要に応じて契約や財産管理などを行う際の不利益や消費被害者となることを防ぐために成年後見制度の活用を促すとともに、制度の利用が困難な人に対し必要な支援を行います。

#### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
成年後見相談件数 (件)	33	35	21	42	38

#### 【現状と課題】

成年後見・福祉サービス利用援助事業への紹介を行いました。

課題としては、相談者個人の事情を十分考慮して適切な相談先につなぐとともに、成年後見制度の周知に努めます。

#### ③福祉サービス利用援助事業の活用・促進

判断能力に不安のある高齢者の福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う福祉サービス利用援助事業について活用を促進します。

#### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用延人数 (人)	96	75	69	86	136
支援回数 (回)	276	210	210	209	287

#### 【現状と課題】

専門員 1 名を配置し、利用者との契約や支援計画の作成を行い、直接援助活動を行う生活支援員が、公共料金の支払いや郵便物の確認等の支援を行いました。

年々利用者数が増えており、事業のニーズが高まっています。

### 3. 地域包括ケア

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

##### ①地域包括ケアシステムの整備

地域支援事業の充実に向け地域包括支援センターの機能強化を図るとともに円滑な運営に努めます。地域包括ケアシステム構築のため既存の地域ケア会議として機能していた高砂市地域支援事業連絡会議を再編し、効果的な地域包括ケアシステムを実現するため、地域ケア会議を充実しました。

##### 【実績】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
高砂市地域支援事業 連絡会議（回）	5	6	-	-
高砂市地域ケア推進会議（回）		-	1	1
地域ケア実務者会議（回）		-	4	4
個別ケア会議（回）		-	15 (2)	29

(内書き：模擬会議)

##### 【現状と課題】

地域ケア会議を再編し、地域包括ケアシステム構築のための仕組みとして機能させました。特に介護予防・日常生活支援総合事業の内容を地域ケア会議の中で検討し、平成 29 年度からの実施につなげました。

課題としては、個別ケア会議から地域課題の発見を行い、実務者会議、推進会議を経て政策形成、地域づくり・資源開発、地域課題の解決につなげることです。

##### ②総合相談支援事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を可能とするため、

- 1) 要介護者実態調査を通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査の実施
- 2) サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援（支援に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）

を行います。

【実績】

地域包括支援センター

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数（件）	670	749	755	823	952

地域包括支援協力センター

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数（件）	251	252	227	108	137

【現状と課題】

地域包括支援センターへの相談件数が増加しており、今後も増え続けることが予想されます。

平成 27 年度から地域包括支援センターに認知症相談センターの機能が追加されました。増え続ける相談に対応するために、地域包括支援協力センターの機能強化等について検討する必要があります。

③権利擁護事業

権利擁護の観点から成年後見制度の活用促進、福祉サービス利用援助事業、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止など、在宅生活が困難な場合や認知症により日常生活に支援が必要な高齢者の権利擁護について地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を図り高齢者の権利擁護に努めます。

【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
成年後見相談件数（件）	33	35	21	42	38
福祉サービス利用援助事業 延契約者数（人）	96	75	69	86	136

【現状と課題】

毎年権利擁護講演会を実施し、成年後見・福祉サービス利用援助事業への紹介を行いました。

課題としては、相談者個人の事情を十分考慮して適切な相談先につなぐとともに、成年後見制度の周知に努めます。

## (2) 認知症高齢者対策の推進

### ①早期発見・早期対応等のための体制の整備

認知症に対する理解を促進するため、基本チェックリストで把握された認知症の恐れのある方について、保健師の訪問等や情報機器を活用した簡易チェックにより相談・指導を行い、予防につなげます。

#### 【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認知症簡易チェックサイト延べ利用者数（人）	-	13,132	5,469
認知症相談センター相談件数（件）	-	122	240
あたまの健康チェック（人）	-	19	56

#### 【現状と課題】

平成 27 年 6 月に HP に認知症簡易チェックサイト、平成 27 年 7 月に認知症相談センターを開設しました。平成 28 年 1 月より「あたまの健康チェック」を開始しました。認知症相談窓口として認知症相談センターの広報、PR が課題です。

### ②権利擁護のための取り組み

認知症高齢者の財産や身上に関する法律行為については、プライバシーの保護等に十分配慮し、成年後見制度の利用手続きや日常生活自立支援事業により、地域包括支援センターを中心として、権利擁護に努めます。今後の認知症患者の増加を踏まえ、権利擁護の観点から、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の必要性を関係者に啓発します。

#### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市長申し立て件数（件）	0	0	1	2	0
権利擁護講演会（回）	1	1	1	1	1
権利擁護講演会参加人数（人）	34	47	64	20	35

#### 【現状と課題】

認知症に関する権利擁護講演会を開催するとともに、身寄りがいないなどの認知症高齢者について成年後見の市長申し立てを行いました。

認知症に対する偏見や無理解の存在の解消や市長申し立てを円滑にするための手順書がないことが課題です。

### ③認知症に対する市民の理解の促進

認知症に対する正しい知識の普及を図り、認知症の人が尊厳を持って地域で暮らし続けることを支えるため、各介護施設の協力を得て、認知症サポーター養成講座を開催できる認知症キャラバン・メイトの養成研修を開催しました。

#### 【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認知症キャラバン・メイト養成研修（回）	-	1	-
認知症キャラバン・メイト連絡会（回）	-	3	2

#### 【現状と課題】

認知症サポーター養成講座受講者は着実に増加しており、今後必要があれば認知症キャラバン・メイトの養成について検討します。

### ④認知症サポーター養成講座受講生の拡大

キャラバン・メイト養成研修の受講者を活用して、認知症高齢者の理解者である認知症サポーターを養成するため、市民だけでなく学校、企業等にも働きかけ、計画期間内に認知症サポーター養成講座受講者 1 万人を目指します。さらに、認知症サポーター養成講座受講者を対象に認知症サポーター活躍講座を開催し、認知症サポーターの充実を図ります。

#### 【実績】

##### 認知症サポーター養成講座

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数（回）	5	11	14	23	26
参加人数（人）	217	573	402	873	953
参加人数累計（人）	2,145	2,718	3,120	3,993	4,946

##### 認知症サポーター活躍講座

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数（回）	-	-	-	-	1
参加人数（人）	-	-	-	-	70
参加人数累計（人）	-	-	-	-	70

#### 【現状と課題】

認知症サポーター養成講座受講者を増やすため、平成 27 年度に講師役であるキャラバン・メイトを養成しました。認知症サポーター養成講座受講者を拡大するために自治会、老人クラブ、企業、学校に開催要請を行いました。

企業、学校での開催の拡大が課題です。

### ⑤認知症地域支援推進員

平成 27 年度から配置した認知症地域支援推進員を活用し、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、保健師・看護師等による専門相談支援を通して、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組みを進めます。

#### 【実績】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認知症地域支援推進員配置人数(人)	-	-	1	3

#### 【現状と課題】

認証認知症カフェ開設の支援、認知症ケアパス作成への支援、認知症予防の支援を行いました。

認知症予防グッズの開発・活用が課題です。

### ⑥認証認知症カフェの設置

認知症の方とその家族や支援者、地域住民等の誰もが参加でき、集う場となる認証認知症カフェの開設を支援します。お茶を飲みながら、気軽に相談ができ、情報交換やレクリエーションなどを通して認知症の方とその家族を支えます。

#### 【実績】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認証認知症カフェ設置数(か所)	-	-	-	3

#### 【現状と課題】

平成 28 年度に認証認知症カフェを3つの介護施設が設置し、それぞれ月 1 回開設しています。地域包括支援センターが認証認知症カフェの紹介、交流など支援を行いました。認証認知症カフェを今後市内全域に拡大する必要があります。

## 4. 在宅介護サービスの提供

### ①訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問して入浴、排せつ、食事等の身体介護や炊事、掃除などの生活援助を行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	144,992	162,818
給付額(千円)	393,490	427,124

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	5,851	5,537
給付額(千円)	106,036	101,039

#### 【現状と課題】

介護サービスの利用回数は増加していますが、介護予防サービスの利用人数は減少しています。自立支援を促進する観点から、サービス利用の適正化が求められます。

### ②訪問入浴介護

浴槽を積んだ移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	3,181	2,567
給付額(千円)	37,353	30,143

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	4	69
給付額(千円)	32	504

#### 【現状と課題】

介護サービスの利用回数は減少していますが、通所系サービスを利用することが困難な人に引き続きサービスの提供が継続できるように努めます。

### ③訪問看護

病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師などが医師の指示により居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	43,416	41,537
給付額(千円)	201,860	198,146

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	7,821	9,101
給付額(千円)	31,399	36,638

#### 【現状と課題】

介護サービスの利用回数は減少していますが、最期を居宅で迎えたいと願う高齢者に対する看取り看護としての役割が求められています。

### ④訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などが居宅を訪問し、心身機能の保持回復を図るために必要なリハビリテーションを行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	3,568	7,467
給付額(千円)	10,057	21,133

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	2,001	4,203
給付額(千円)	5,431	11,763

#### 【現状と課題】

介護サービス・介護予防サービス共に利用回数は大幅に増加しています。在宅の寝たきり高齢者等の機能の維持・改善を図るため、サービス提供体制の充実に努める必要があります。

### ⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	3,581	3,901
給付額(千円)	37,548	40,880

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	258	265
給付額(千円)	3,009	2,787

#### 【現状と課題】

介護サービス・介護予防サービス共に利用人数は増加傾向にあります。通院が困難な利用者に対する療養上の管理及び指導に成果を上げています。

### ⑥通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで、入浴、排せつ、食事などの介護や、機能訓練などを日帰りでを行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	123,028	95,191
給付額(千円)	971,243	737,198

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	5,842	5,901
給付額(千円)	168,353	167,109

#### 【現状と課題】

介護サービスは、平成 28 年度より利用定員 18 人以下の事業所が地域密着型サービスへ移行したことにより、利用回数・給付額共に減少しています。また、サービスは十分確保されています。

### ⑦通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所で、心身機能の保持回復を図るために必要なリハビリテーションなどを日帰りで行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	32,397	33,836
給付額(千円)	268,153	271,579

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	2,345	2,571
給付額(千円)	74,783	80,717

#### 【現状と課題】

介護サービス・介護予防サービス共に利用回数、人数共に増加傾向にあり、利用者の要介護状態などの改善・悪化の防止に成果を上げています。

### ⑧短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	36,099	31,590
給付額(千円)	289,433	249,178

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	174	368
給付額(千円)	1,136	2,212

#### 【現状と課題】

介護サービスの利用回数が減少していますが、最大 30 日までサービスの連続利用ができ、介護者の負担が軽減されています。

### ⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活の世話などが受けられるものです。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	5,950	6,506
給付額(千円)	62,309	67,033

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	84	82
給付額(千円)	803	622

#### 【現状と課題】

介護サービスの利用回数は増加しています。適正なサービス利用の推進を図る必要があります。

### ⑩特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居している要介護、要支援認定者について、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練、療養上の世話をを行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	623	720
給付額(千円)	118,985	132,836

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	113	159
給付額(千円)	8,176	11,464

#### 【現状と課題】

介護サービス・介護予防サービス共に利用人数は増加しています。有料老人ホームなど、高齢者のニーズを踏まえた住まいとしての役割を果たしていると考えられます。今後需要が高まると考え、居住施設としての必要性を十分に勘案しながら、必要とするサービスの提供に努める必要があります。

### ⑪福祉用具貸与

日常生活の自立を支援するための福祉用具（車いす、特殊ベットなど）の貸与（レンタル）を行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	12,848	13,400
給付額(千円)	164,484	167,031

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	4,651	5,328
給付額(千円)	27,344	29,636

#### 【現状と課題】

サービスの利用人数は増加しています。在宅で安心して生活が送れるよう適正な貸与ができるように努める必要があります。

### ⑫特定福祉用具販売

日常生活の自立を支援するための福祉用具（腰かけ便座、入浴いすなど）の購入費用の一部を助成します。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
件数(件/年)	249	276
給付額(千円)	6,769	7,423

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
件数(件/年)	150	147
給付額(千円)	3,431	3,087

#### 【現状と課題】

自立支援及び介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていく上で重要な役割を果たしています。適正な助成ができるよう努める必要があります。

### ⑬住宅改修

日常生活の自立を支援するための住宅改修（手すりの取付けや段差の解消など）の費用の一部を助成します。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
件数(件/年)	224	229
給付額(千円)	26,442	23,327

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
件数(件/年)	177	205
給付額(千円)	21,298	22,580

#### 【現状と課題】

住み慣れた住宅での安心した生活の支援に成果を上げています。サービスの利用件数は増加しています。自立支援及び介護者の負担軽減を促進する観点からケアマネジャー、施工業者に制度の周知を図る必要があります。

#### ⑭居宅介護支援・介護予防支援

要介護・要支援認定者が居宅サービスなどを適切に利用できるように、サービスの種類、内容などを定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供事業者などと連絡調整などを行います。

##### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	20,273	20,867
給付額(千円)	294,796	300,328

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	13,826	14,253
給付額(千円)	62,919	64,546

##### 【現状と課題】

介護サービス・介護予防サービス共に利用人数は増加しています。日常生活支援という観点から、サービス計画の作成をはじめとして幅広い分野での役割を担っており、高齢者の生活機能にあったきめ細かいケアプランを提供できる体制の整備と質の向上を目指します。

## 5. 地域密着型サービス

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	4	67
給付額(千円)	916	9,120

#### 【現状と課題】

平成 28 年 7 月に 1 か所事業所が開設しており、利用人数が増加しています。今後も医療系ニーズに応じた整備を行う必要があります。

### ②認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の状態にある人に対して、通所施設や認知症高齢者グループホームで、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを日帰りでを行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	2,422	2,480
給付額(千円)	26,681	28,388

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	51	18
給付額(千円)	489	152

#### 【現状と課題】

市内に 2 か所整備されていましたが、1 か所は休止中となっており、平成 29 年度において 1 か所が地域密着型通所介護へサービスを転換しています。認知症の特性に配慮したサービスであり、小規模で家庭的な環境での効率的なサービス提供が可能のため、ニーズに応じた整備を検討していく必要があります。

### ③小規模多機能型居宅介護

できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から「通い」を中心として、希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせる複合的にサービスを提供し、在宅での生活の継続を支援します。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	509	589
給付額(千円)	99,715	116,626

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	23	10
給付額(千円)	1,488	654

#### 【現状と課題】

市内に2か所整備されています。高齢者の増加に伴い計画的な整備を図る必要があります。

### ④認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の状態にある人に対して、少人数で共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練などを行います。

#### 【実績】

##### 介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	1,096	1,123
給付額(千円)	268,483	269,647

##### 介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	15	11
給付額(千円)	3,126	2,125

#### 【現状と課題】

平成 29 年度に新たに2か所が開設し、市内に8か所整備されています。今後の利用実績及びニーズに応じた整備を検討していく必要があります。

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、支援する定員が 29 人以下の特別養護老人ホームです。

【実績】

介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	283	288
給付額(千円)	82,227	77,220

【現状と課題】

市内に 1 か所整備されています。高齢者の増加に伴い整備を検討していく必要があります。

⑥地域密着型通所介護

日中利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と家族負担の軽減を図ります。

【実績】

介護サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
回数(回/年)	0	30,120
給付額(千円)	0	232,440

介護予防サービス

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	0	0
給付額(千円)	0	0

【現状と課題】

平成 28 年 4 月より通所介護事業所からの移行により、17 か所ありサービスは十分確保されています。

## 6. 施設サービス

### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練、療養上の世話などを行います。

#### 【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	3,249	3,624
給付額(千円)	802,345	883,205

#### 【現状と課題】

市内に4施設（定員数 273 床）あり、サービスの利用人数は増加しています。高齢者人口に対する定員数は県平均を下回っています。入所希望者も多いことから、地域密着型等サービスも含め検討していくことが求められます。

### ②介護老人保健施設

病院や施設での長期療養から速やかな家庭への復帰を目的に、病状安定期にある要介護者に対し施設サービス計画に基づいてリハビリテーション、看護、医学的管理下における介護、その他必要な医療を提供する施設です。

#### 【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	3,266	3,227
給付額(千円)	858,645	835,947

#### 【現状と課題】

市内に3施設（定員数 300 床）あり、サービスの利用人数はほぼ横ばいです。高齢者人口に対する定員数は県平均を上回っています。利用者の動向を見ながら整備の検討が必要です。

### ③介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養が必要な人に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行います。

#### 【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度
人数(人/年)	231	251
給付額(千円)	81,721	89,972

#### 【現状と課題】

市内に施設はなく、サービスの利用人数は増加しています。介護保険法の改正により、平成 35 年度末で施設が廃止になる予定です。廃止までに他の介護保険施設等に転換することとされています。

## 7. 介護保険サービスの計画値と実績値

介護保険サービスの計画値と実績値に関しては、介護給付、介護予防給付ともに総計においては極端な増減はありませんでした。しかし、一つひとつのサービスでみていくと、大きく計画値を超過しているもの、反対に大きく不足するものがみられます。これら計画値と大きく乖離のあったサービスに関してはその要因を検証し、より正確な計画値を設定できるよう努める必要があります。

### (1) 給付サービスの計画比

#### ア) 介護給付

単位：人／年、回／年

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
<b>居宅介護サービス</b>							
訪問介護	回数	160,152	144,992	90.5%	166,644	162,818	97.7%
訪問入浴介護	回数	3,504	3,181	90.8%	3,648	2,567	70.4%
訪問看護	回数	31,097	43,416	139.6%	32,358	41,537	128.4%
訪問リハビリテーション	回数	2,120	3,568	168.3%	2,206	7,467	338.5%
居宅療養管理指導	人数	3,336	3,581	107.3%	3,471	3,901	112.4%
通所介護	回数	149,845	123,028	82.1%	103,947	95,191	91.6%
通所リハビリテーション	回数	35,868	32,397	90.3%	37,320	33,836	90.7%
短期入所生活介護	回数	40,507	36,099	89.1%	42,150	31,590	74.9%
短期入所療養介護	回数	7,488	5,950	79.5%	7,793	6,506	83.5%
福祉用具貸与	人数	38,798	12,848	33.1%	40,372	13,400	33.2%
特定福祉用具販売	人数	250	249	99.6%	257	229	89.1%
住宅改修	人数	232	224	96.6%	242	229	94.6%
特定施設入居者生活介護	人数	526	623	118.4%	685	720	105.1%
居宅介護支援	人数	20,922	20,273	96.9%	21,759	20,867	95.9%
<b>地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	4	—	48	67	139.6%
認知症対応型通所介護	回数	2,452	2,422	98.8%	2,743	2,480	90.4%
小規模多機能型居宅介護	人数	478	509	106.5%	678	589	86.9%
認知症対応型共同生活介護	人数	1,077	1,096	101.8%	1,257	1,123	89.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	251	283	112.7%	457	288	63.0%
地域密着型通所介護	回数	0	0	—	51,974	30,120	58.0%
<b>施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	人数	3,049	3,249	106.6%	3,167	3,624	114.4%
介護老人保健施設	人数	3,835	3,266	85.2%	3,945	3,227	81.8%
介護療養型医療施設	人数	273	231	84.6%	218	251	115.1%

## イ) 予防給付

単位：人／年、回／年

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人数	5,882	5,851	99.5%	6,228	5,537	88.9%
介護予防訪問入浴介護	回数	34	4	11.8%	36	69	191.7%
介護予防訪問看護	回数	4,458	7,821	175.4%	4,681	9,101	194.4%
介護予防訪問リハビリテーション	回数	803	2,001	249.2%	851	4,203	493.9%
介護予防居宅療養管理指導	人数	328	258	78.7%	348	265	76.1%
介護予防通所介護	人数	5,789	5,842	100.9%	6,136	5,901	96.2%
介護予防通所リハビリテーション	人数	2,084	2,345	112.5%	2,155	2,571	119.3%
介護予防短期入所生活介護	回数	386	174	45.1%	408	368	90.2%
介護予防短期入所療養介護	回数	300	84	28.0%	318	82	25.8%
介護予防福祉用具貸与	人数	5,956	4,651	78.1%	6,305	5,328	84.5%
特定介護予防福祉用具販売	人数	165	150	90.9%	173	147	85.0%
介護予防住宅改修	人数	169	177	104.7%	178	205	115.2%
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	122	113	92.6%	155	159	102.6%
介護予防支援	人数	13,906	13,826	99.4%	14,601	14,253	97.6%
介護予防地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数	960	51	5.3%	1,056	18	1.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	39	23	59.0%	80	10	12.5%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	58	15	25.9%	72	11	15.3%
介護予防地域密着型通所介護	人数	0	0	—	0	0	—

## (2) 介護保険事業費の計画比

## ア) 介護給付費

単位：千円

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
居宅介護サービス給付費						
訪問介護	452,655	393,490	86.9%	471,002	427,124	90.7%
訪問入浴介護	41,149	37,353	90.8%	42,818	30,143	70.4%
訪問看護	227,695	201,860	88.7%	236,928	198,146	83.6%
訪問リハビリテーション	8,229	10,057	122.2%	8,563	21,133	246.8%
居宅療養管理指導	32,919	37,548	114.1%	34,254	40,880	119.3%
通所介護	1,069,895	971,243	90.8%	742,188	737,198	99.3%
通所リハビリテーション	304,508	268,153	88.1%	316,856	271,579	85.7%
短期入所生活介護	337,428	289,433	85.8%	351,111	249,178	71.0%
短期入所療養介護	82,299	62,309	75.7%	85,636	67,033	78.3%
福祉用具貸与	186,545	164,484	88.2%	194,110	167,031	86.0%
特定福祉用具販売	7,103	6,571	92.5%	7,316	7,621	104.2%
住宅改修	24,828	26,442	106.5%	25,821	23,507	91.0%
特定施設入居者生活介護	103,257	118,985	115.2%	134,346	132,836	98.9%
居宅介護支援	308,451	294,796	95.6%	320,789	300,328	93.6%
地域密着型サービス給付費						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	916	—	8,921	9,120	102.2%
認知症対応型通所介護	29,882	26,681	89.3%	33,432	28,388	84.9%
小規模多機能型居宅介護	97,839	99,715	101.9%	138,658	116,626	84.1%
認知症対応型共同生活介護	261,792	268,483	102.6%	305,576	269,647	88.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	72,900	82,227	112.8%	132,826	77,220	58.1%
地域密着型通所介護	—	—	—	371,095	232,440	62.6%
施設サービス給付費						
介護老人福祉施設	751,783	802,345	106.7%	780,983	883,205	113.1%
介護老人保健施設	974,942	858,645	88.1%	1,002,812	835,947	83.4%
介護療養型医療施設	102,432	81,721	79.8%	81,945	89,972	109.8%

## イ) 介護予防給付費

単位：千円

サービスの種類	平成27年度			平成28年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
介護予防サービス給付費	554,941	514,150	92.6%	587,367	534,705	91.0%
介護予防訪問介護	109,575	106,036	96.8%	116,012	101,039	87.1%
介護予防訪問入浴介護	242	32	13.1%	254	504	198.6%
介護予防訪問看護	29,764	31,399	105.5%	31,252	36,638	117.2%
介護予防訪問リハビリテーション	4,109	5,431	132.2%	4,350	11,763	270.4%
介護予防居宅療養管理指導	3,195	3,009	94.2%	3,383	2,787	82.4%
介護予防通所介護	198,521	168,353	84.8%	210,446	167,109	79.4%
介護予防通所リハビリテーション	82,641	74,783	90.5%	85,459	80,717	94.5%
介護予防短期入所生活介護	2,282	1,136	49.8%	2,416	2,212	91.6%
介護予防短期入所療養介護	456	803	176.1%	483	622	128.9%
介護予防福祉用具貸与	25,111	27,344	108.9%	26,586	29,636	111.5%
特定介護予防福祉用具販売	3,809	3,431	90.1%	3,999	3,087	77.2%
介護予防住宅改修	22,941	21,298	92.8%	24,088	22,580	93.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	12,163	8,176	67.2%	15,501	11,464	74.0%
介護予防支援	60,132	62,919	104.6%	63,138	64,546	102.2%
介護予防地域密着型サービス給付費	17,868	5,103	28.6%	24,411	2,930	12.0%
介護予防認知症対応型通所介護	1,402	489	34.9%	1,430	152	10.6%
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,112	1,488	47.8%	6,369	654	10.3%
介護予防認知症対応型共同生活介護	13,354	3,126	23.4%	16,612	2,125	12.8%

---

## 第4章

### 計画の基本理念、基本目標、施策体系

---



## 第4章 計画の基本理念、基本目標、施策体系

### 1. 計画の基本理念

#### 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市の実現 ～高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくり～

本市では、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう「地域包括ケア」の考え方にに基づき、高齢者福祉施策を推進してきました。

本計画は、地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携の推進等の取り組みを発展させ、地域包括ケア実現を本格化することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連携の精神に立脚した地域社会の構築を目指します。

本計画の基本理念は、上記のような地域社会を築くべく、高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第6期）の基本理念を継承し（第4次高砂市総合計画の福祉分野の基本目標）、「誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市の実現」とします。

#### 2025年を見据えた高砂市の地域社会のすがた

本計画は、これまでの取り組みから継続している課題や現在直面している新たな課題を踏まえるとともに2025年までに地域包括ケアシステムを構築することを前提に、本市の地域社会のあるべき姿を次のとおり定め、あるべき姿の実現に向けて、6つの基本目標を設定し、関連する施策を推進します。

早期からの健康づくりや介護予防に取り組み、高齢となってもできる限り介護を必要とせず、いつまでも元気でいきいきと生活できる社会を目指します。元気な高齢者が趣味活動やボランティア活動、世代間交流などに参加することにより地域には活気があふれ、さらに支援を必要とする人を支える側としても活躍できる地域共生社会を目指し、共助のシステムづくりを進めます。

また、高齢者がひとり暮らしになったり、認知症や介護が必要な状態になっても必要なサービスが適切に利用できるよう、介護保険制度の安定的運営に努めるとともに、保健・医療・福祉・介護サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりを目指します。

## 2. 計画の基本目標

基本目標 1	地域共生社会の推進
基本目標 2	地域包括ケアシステムの深化・推進
基本目標 3	自立を支える福祉サービスの提供
基本目標 4	総合的な介護予防の推進
基本目標 5	安心できる介護保険サービスの提供
基本目標 6	介護保険事業の円滑な運営

### (1) 地域共生社会の推進

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

また、高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍したり、学習成果が生かせるよう、高齢期になっても仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動など、地域活動の機会が得られるような市民が支え合う地域環境づくりに努めます。さらに、団塊の世代が高齢期を迎えることに対応した社会参加の場づくりを進めます。

## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、医療、介護、介護予防、住まいや自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

高砂市における地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく認知症施策等を推進します。

## (3) 自立を支える福祉サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で質の高い自立した生活が送れるとともに介護を理由とする離職者を無くすことを目指し、ひとり暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者の家族等に対して、生活の利便性の向上や安全・安心の確保、人との交流を促進するなど、さまざまな側面からのサービスの充実を図るとともに高齢者の相談・支援体制の充実を進めます。また、平成 29 年度から新たに開始した総合事業の円滑な実施に努めます。

## (4) 総合的な介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、介護予防や健康づくりに積極的に取り組むようにしていくことが重要です。

自立支援や介護予防・重度化防止へ向け具体的な目標の設定を行い、制度や事業の普及啓発、通いの場の充実を図るなど、地域の実態や状況に応じた取り組みを推進します。

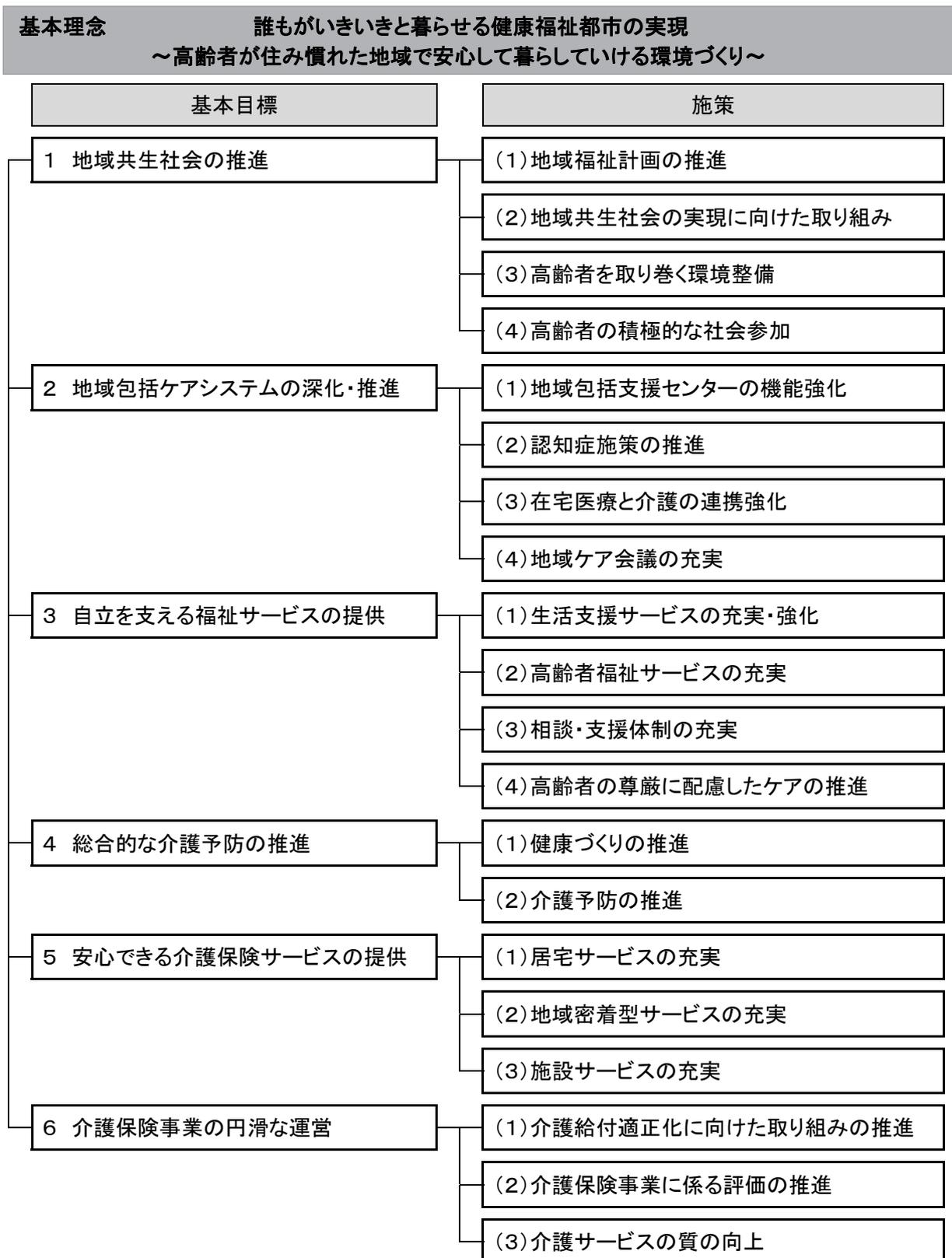
## (5) 安心できる介護保険サービスの提供

要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、必要に応じて自らの選択に基づき適切なサービスが利用できるように、サービスの質のほか、種類と量を確保する必要があります。今後は、要介護認定者等の増加に伴うサービス需要の伸びに対応できるよう、地域密着型サービスや居宅サービスなど在宅サービスの一層の充実を図ります。

## (6) 介護保険事業の円滑な運営

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、介護保険サービスの質と量を確保するとともに、効率的・効果的な介護給付の推進、公平・公正な要介護認定事務の推進、保険者機能の強化、サービス事業者等に対する指導や苦情への適切な対応を図るとともに、介護を社会全体で支えるという観点から低所得者への配慮を行うなどして、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

### 3. 施策体系

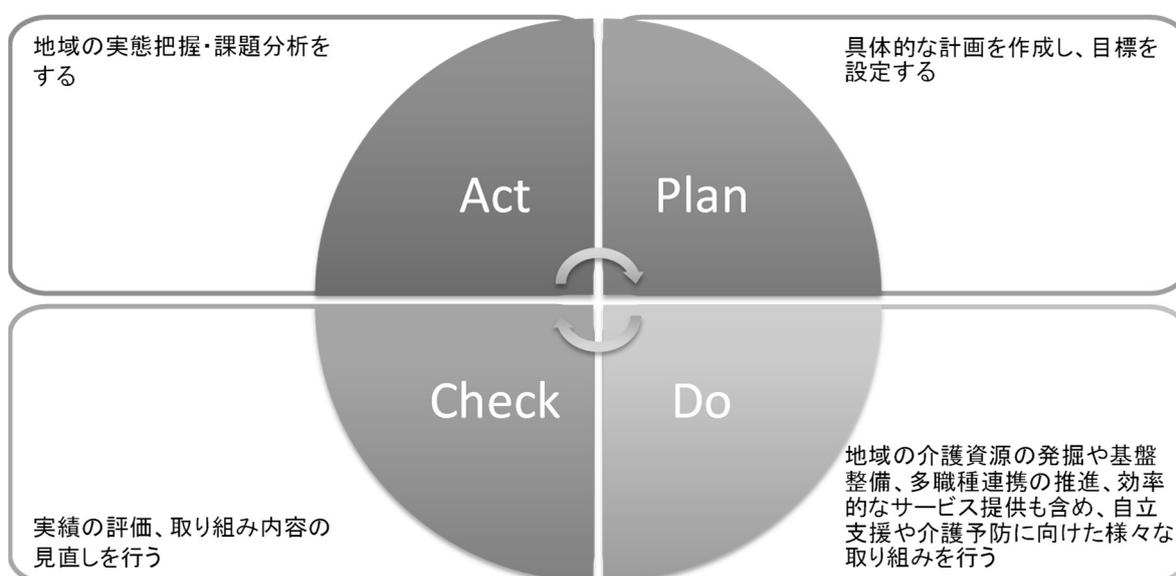


## 4. 計画の進捗管理

第7期計画の策定にあたっては、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進するため、地域における共通の目標を設定し関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・評価・見直しをすること（PDCA）が重要となっています。

上記を踏まえ、高砂市においても地域の実情に応じた目標を設定し、各年度において計画の進捗状況を評価するとともに、新たな取り組みにつなげていきます。

### 《地域マネジメントのPDCAサイクル》





---

## 第5章

### 施策・事業の目標と取り組み

---



## 第5章 施策・事業の目標と取り組み

### 1. 地域共生社会の推進

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

住民の主体的な支え合いを育み、「他人事」を含め「我が事」とらえる地域づくり、公的支援における「縦割り」を「丸ごと」へと転換するための分野をまたがる総合的サービス提供の支援などによる地域共生社会の推進を図ります。

#### (1) 地域福祉計画の推進

「地域福祉計画」に基づき、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支え合いや助け合うことのできる「ぬくもりのまち」の実現を目指して、地域福祉計画の7つの基本目標である、①地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり、②地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり、③地域や福祉の担い手づくり、④地域福祉活動の活性化と地域での課題解決力の強化、⑤総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化、⑥権利擁護に関する取り組みの充実、⑦安全に安心して暮らせる環境づくりをふまえ、市民や行政、関係者が連携して以下の項目について重点的に取り組みを進めます。

#### 【具体的取り組み】

1. 地域における防災マップづくり ※	
内容	市民一人ひとりが地域への関心を高めるきっかけとして、また、地域での防災の取り組みの一環として、地域における防災マップづくりを、ハザードマップ改訂版を参考に進めます。出前講座のメニューに防災まち歩きを加えるなどし、意識の高揚を図り、地域における防災マップづくりを促進します。
担当課等	危機管理室

#### 【数値目標】

##### 地域における防災マップ

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
作成数（自治会）	1	2	2
作成数累計（自治会）	3	5	7

(注) 以降、具体的取組名の後ろに「※」がついている事業については一般会計に含まれる事業です。一般会計とは、福祉や教育、土木など基本的な行政運営の経費を賄う会計です。

<b>2. 市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上 ※</b>	
内容	市職員が市民や地域などから信頼を得るとともに、協働して地域福祉を推進していくためにも、市職員の意識や資質の向上を図ります。今後も新人職員と福祉部に異動で新たに配属された職員については、市内の福祉施設の見学等を継続して行います。
担当課等	障がい・地域福祉課

<b>3. 地域福祉活動などに必要なノウハウ、事例などの積極的な提供 ※</b>	
内容	地域活動に必要な専門技術や知識、他地域の事例などを、活動の担い手のニーズに応え、積極的に提供します。また、出前講座などを利用し、防災等の専門的な知識と情報を提供します。
担当課等	障がい・地域福祉課 危機管理室 社会福祉協議会

<b>4. 福祉サービスなどの情報提供の推進</b>	
内容	窓口等で各制度のパンフレットや冊子を基に説明等を行い、全ての市民が福祉サービスや制度などを有効的・効果的に活用できるように、情報提供を充実します。
担当課等	障がい・地域福祉課 生活福祉課 高年介護課 社会福祉協議会 地域包括支援センター

<b>5. 小地域福祉活動の推進</b>	
内容	ふれあいいいききサロンや見守り活動等既存の小地域福祉活動を推進するとともに、地域住民相互の助け合いや支え合い活動の取り組みを拡げます。
担当課等	社会福祉協議会

<b>6. 市域におけるボランティア活動の推進 ※</b>	
内容	本市において、地域福祉の担い手を確保し、その活動を持続可能なものとするためにも、市域におけるボランティア活動の活性化を図ります。具体的には、ボランティアの登録者の確保に努めるとともに、登録者へは研修等を実施し活動の支援を実施します。また、地域福祉の担い手である福祉委員や養成講座等で育成したボランティアが継続的に活動し、活性化されるよう支援します。
担当課等	障がい・地域福祉課 市民活動推進課 社会福祉協議会

7. 福祉サービスなどを利用できない人への対策の推進	
内容	介護放棄や虐待等で福祉サービスなどを利用できない方については、措置権者である市が、措置権の行使も視野に入れた対策を推進し、その権利や生命を守ります。 具体的には、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるようにするため、成年後見制度の利用をすすめていきます。
担当課等	障がい・地域福祉課 高年介護課

8. 要援護者支援の推進	
内容	安心して暮らせる地域を目指して、地域における要援護者を把握するため要援護者実態調査を行うとともに見守り活動など支援体制の構築を進めます。
担当課等	障がい・地域福祉課 高年介護課

9. 避難行動要支援者対策の推進 ※	
内容	要援護者実態調査で把握した避難行動要支援者について、自主防災会・自治会に個別支援計画の作成を促します。また、災害時に避難行動要支援者に避難情報が伝達できる仕組みを充実するとともに、福祉避難所についても充実を図ります。
担当課等	高年介護課 危機管理室

## (2) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

高齢者、子ども、障がい者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のすべての住民が役割を持ち、支え合うことが重要です。個人の活動である「自助」、地域の助け合い活動である「共助」、医療や介護、市の福祉サービスなどの「公助」のそれぞれの役割分担において、「自助」や「共助」の果たす役割が大きくなることを意識し、「公助」に取り組んでいくことが必要となっています。

介護、障がいなど相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制の整備を検討しつつ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題を解決するため、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源の創出に取り組みます。

### 【具体的取り組み】

1. 地域課題の解決力の強化	
内容	住民相互の支え合い機能を強化するとともに、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備を検討します。
担当課等	高年介護課 障がい・地域福祉課 社会福祉協議会

2. 包括的支援体制の推進	
内容	地域包括支援センターでは、高齢者からの相談に応じて、高齢者自身や世帯が抱える生活課題を把握した場合、必要に応じて障がい者相談支援事業所など適切な機関につないでいきます。
担当課等	高年介護課 障がい・地域福祉課 男女共同参画センター

### (3) 高齢者を取り巻く環境整備

高齢者の社会参加を促すためには、安全で安心して暮らせる環境を整備しておくことが大切です。このため、高齢者の利用に配慮された都市環境や住環境、地域で高齢者を見守ることのできる地域コミュニティなどの整備を推進します。

### 【具体的取り組み】

1. 福祉のまちづくりの推進 ※	
内容	「福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者などの利用に配慮し、公的施設や道路環境整備を進め、市民・行政・事業者が一体となった福祉のまちづくりを推進します。具体的には、ユニバーサル社会づくり推進地区の指定を目指し、地域ニーズを踏まえた総合的なまちづくりを実施します。
担当課等	都市政策課 建設課

2. バリアフリー仕様の公営住宅の整備 ※	
内容	今後新規で市営住宅の建設計画を行う際には、高齢者にも安全な住環境整備に努めます。
担当課等	管理課（まちづくり部）

3. 民生委員・児童委員等の活動の支援 ※	
内容	地域での見守りや福祉サービス・介護サービス等適切なサービス提供が受けられるよう、地域で身近に相談できる民生委員・児童委員の活動の充実を図るための支援に努めます。
担当課等	障がい・地域福祉課

#### (4) 高齢者の積極的な社会参加

自助・共助・公助を基本として、「高齢者が地域で活躍を続け、安心して暮らせる社会」を実現するためボランティアの育成や就労・就業支援など、高齢者の社会貢献活動を積極的に支援していきます。

さらに、地域の中での交流や趣味、生涯学習等に取り組む高齢者の支援を通して、高齢者が生きがいを持ち自分らしい高齢期を実現できる環境の整備に取り組みます。

#### 【具体的取り組み】

1. 高齢者大学を通じた社会参加の促進 ※	
内容	高齢者大学については、高齢者の多様な学習要求に応え、さらに自らの能力を生かす機会を提供し、教育・文化の向上、健康の増進及び仲間づくりなど、高齢者の生涯学習の拠点としての事業を展開します。また、学習成果を地域社会で生かす意識づけとその取り組みを進めます。
担当課等	教育センター

2. 公民館活動における地域力の向上 ※	
内容	公民館活動については、市民の生涯学習に対する関心の高まりや学習意欲の多様化に応え、地域の老人クラブ等自らが主体となって学習し活躍できる場所として提供し、その援助を進めます。また、すべての市民に対し、文化的で住みよい地域づくりを進めるための機会と場の確保に努めます。さらに、高齢者が地域コミュニティの中心的な役割を担うことができる各種活動への関心を高め、参加意識を高めることにより、高齢社会にふさわしい地域コミュニティを高齢者が主体的に形成し、地域の人と人との繋がり、心と心の繋がりを深めていくことを促します。
担当課等	公民館

3. 老人クラブの活性化に向けた支援 ※	
内容	老人クラブを地域社会において柱となる団体と位置づけ、社会奉仕活動の推進や活動メニューの充実などにより、老人クラブと地域社会の連携を促進していきます。また、老人クラブ活動の活性化を図るため、団塊の世代を取り込むことを視野に入れた地域活動や健康づくり活動など若手会員や女性会員が活躍できる場づくりの推進を支援します。
担当課等	高年介護課 社会福祉協議会

4. 地区生活支援・介護予防体制整備協議会（行政地区）を通じた共助の体制づくり	
内容	高齢者が地域で活躍を続け、安心して暮らせる環境づくりのため、共助を基本とする地区生活支援・介護予防体制整備協議会（行政地区）を中心に要支援者・基本チェックリスト該当者だけでなく、その他高齢者、障がい者等を含め、住民やNPO、ボランティア等の多様な担い手を活用し、助け合いなどの日常生活支援、通いの場の開設など共助の体制を整えます。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

【数値目標】

地区生活支援・介護予防体制整備協議会

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開設数（か所）	4	2	2
開設数累計（か所）	4	6	8

5. 自治会館など地域施設の活用	
内容	自治会館や空き家などの地域施設を高齢者の生きがいつくり、通いの場や介護予防の場などに活用を促します。
担当課等	高年介護課

【数値目標】

通いの場等の開設数

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開設数（か所）	4	2	2
開設数累計（か所）	4	6	8

6. 高齢者ボランティアの育成と活動支援	
内容	多くの高齢者がボランティアグループ等に参加して活躍していますがさらに多くの高齢者の社会参加を図るため、高齢者ボランティアの育成と活動支援が必要です。ボランティアグループ等の活動を支援していくとともに、熟年ボランティア講座を開催し、高齢者がボランティアとして地域で活躍できる裾野を広げる取り組みを推進します。また、講座の周知方法、講座メニューを見直します。
担当課等	社会福祉協議会

【数値目標】

登録ボランティア数

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録数（人）	730	750	770

7. 高齢者の生きがいづくり	
内容	高齢者の希望に応じた就業の機会の創出を確保し、組織的に提供するなど、その就業を援助し、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力のある地域社会づくりを進めます。また、一般家庭、民間事業所及び公共団体等の理解と協力を得ながら、就業機会の開拓に努めます。
担当課等	シルバー人材センター

【数値目標】

シルバー人材センター会員数

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
会員数（人）	445	447	450

8. 介護予防・生活支援事業の円滑な実施	
内容	地域社会の中で行われてきた助け合いを組織化し、援助を受けたい方とお手伝いしたい方を結び、手助けを必要とする高齢者を地域の中で支援していけるようシルバー人材センターや協同組合によるサービスの創出・拡大を高砂市生活支援・介護予防体制整備協議会（市域全体）で協議します。また、各地区で立ち上る地区生活支援・介護予防体制整備協議会（行政地区）の立上げ支援、運営支援を行い、地域の実情に応じた助け合いの創出・拡大を行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

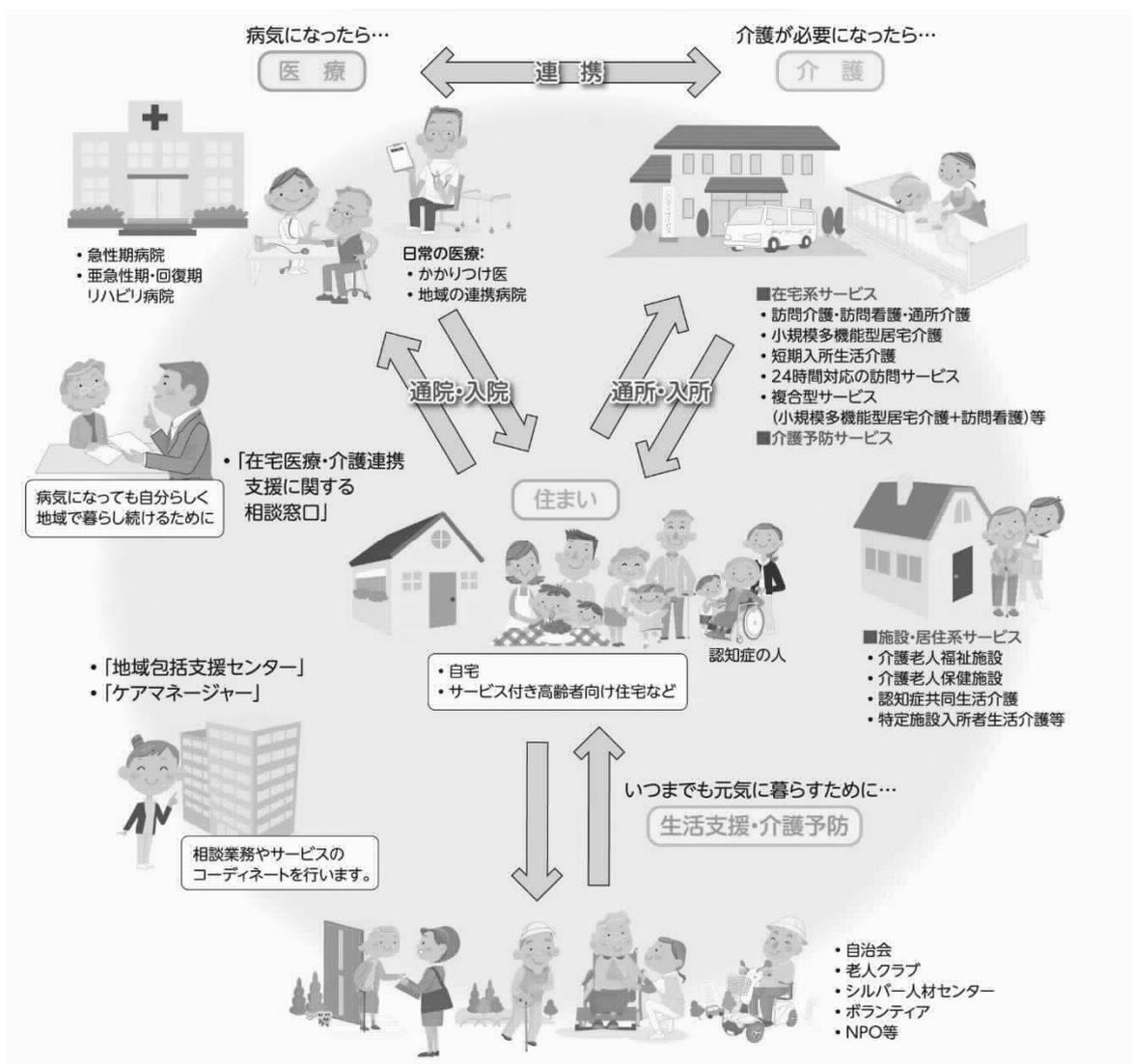
## 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、地域全体で支える仕組みです。

本市においては、地域包括支援センターを拠点とし、地域、民間事業者、医師会、NPO、行政等関連機関と連携を図りながら包括的・継続的なサービス提供を行い、地域包括ケアシステムを構築してきました。

今後は、地域包括支援センターの体制強化、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策等を推進し、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要です。

### 《地域包括ケアシステムイメージ》

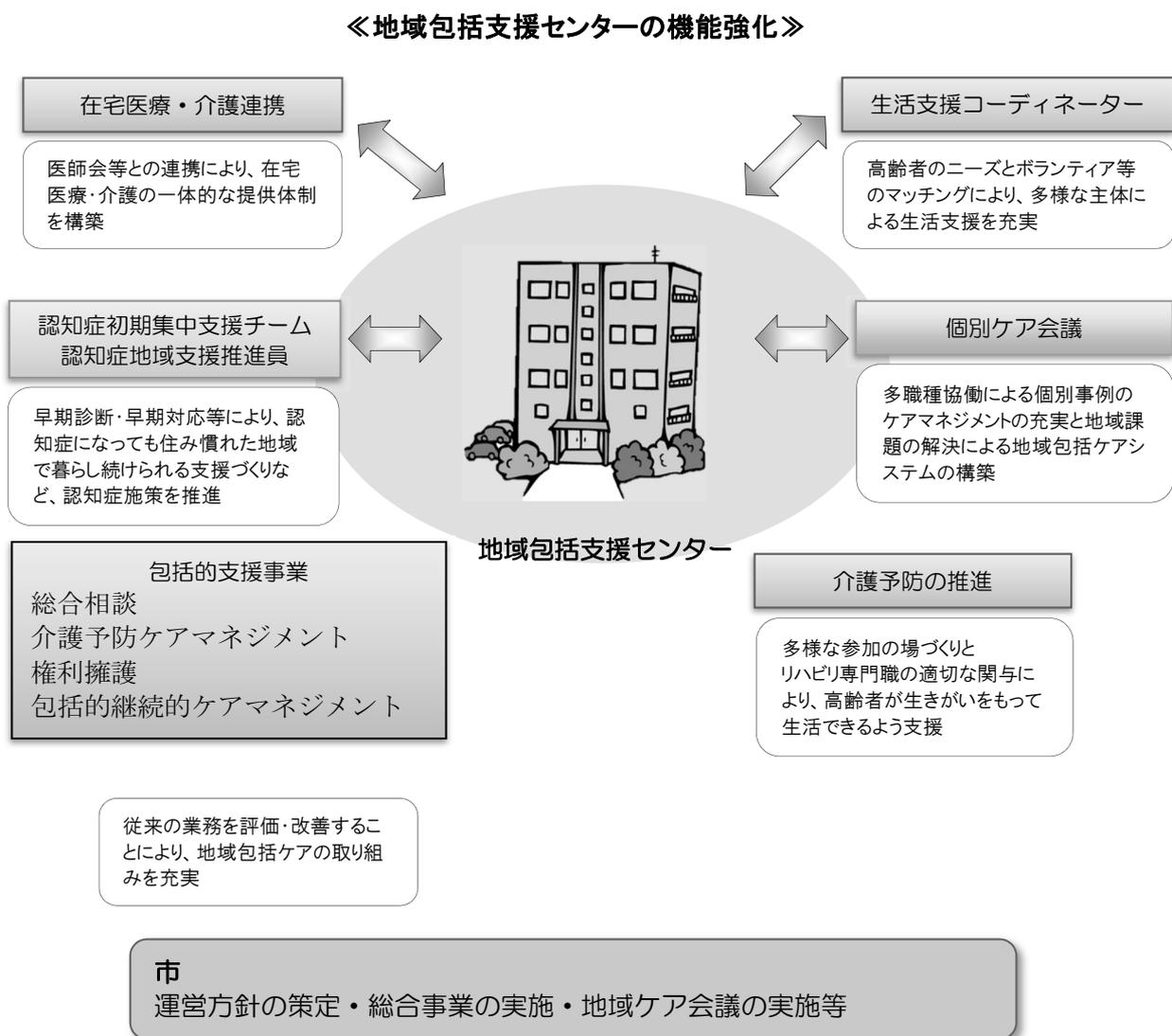


## (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアの体制づくりにおいては、地域包括支援センターが中核的な機関として高齢者の総合相談窓口となるほか、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、重要な役割を担っています。

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支えることを目的とする施設です。

総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務を行うほか、個別ケア会議の充実、認知症施策の推進、介護予防の推進、日常生活支援サービスの推進、地域包括支援センターの機能評価などを実施し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。



## 【具体的取り組み】

1. 地域包括ケアシステムの整備	
内容	<p>地域包括ケアシステムを実現するため、地域包括支援センターでは個別ケア会議の充実を図ります。</p> <p>地域ケア会議は、高齢者を取り巻く様々な課題等を多職種で検討する個別ケア会議、個別ケア会議で蓄積した地域課題の把握、整理、分析など地域課題の発見やネットワーク機能構築を目的とする「地域ケア実務者会議」、政策形成など市レベルの地域づくりを推進する「地域ケア推進会議」の3つの会議から構成されているもので、相互に連携して高齢者個人に対する施策の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくものです。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

2. 介護予防ケアマネジメント事業	
内容	<p>高齢者が主体となれるよう支援することを目標に、高齢者自身が活動や参加を意識できるようなケアマネジメントを目指します。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

3. 総合相談支援事業	
内容	<p>地域の高齢者の相談に対し、地域包括支援センターは介護保険サービスにとどまらない様々な支援に取り組みます。</p> <p>サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援（支援に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）を行います。介護保険以外のサービスや健康に関する相談、高齢者の家族に対する総合的な相談への対応、行政機関や健康福祉事務所など専門機関へ必要なサービスをつなぎ多面的な支援の展開などを、保健師・社会福祉士等が中心となって行います。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

### 【数値目標】

#### 地域包括支援センター

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談件数（件）	800	800	850

#### 地域包括支援協力センター

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談件数（件）	120	120	130

4. 権利擁護事業	
内容	在宅生活が困難な場合や認知症により判断能力のない高齢者について、権利擁護の観点から成年後見制度の活用促進、福祉サービス利用援助事業、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などを地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を図り高齢者の権利擁護を推進します。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見相談件数（件）	35	35	35
福祉サービス利用援助事業契約者数（人）	15	15	15
権利擁護講演会参加人数（人）	40	40	40

5. 包括的継続的ケアマネジメント事業	
内容	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「個別ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援、ケアマネジャーへの研修会や日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言等を地域包括支援センターより行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

【数値目標】

ケアマネジャーへの研修会

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数（回）	4	4	4
参加者数（人）	200	200	200

6. 基本チェックリストの活用	
内容	総合相談のなかで基本チェックリストを活用し、介護予防につなげます。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

7. 地域包括支援センターの機能評価	
内容	地域包括支援センターの機能評価として、市による機能評価及び地域包括支援センターの自己評価の実施及び公表を行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

## (2) 認知症施策の推進

わが国の認知症高齢者の数は、平成37年(2025年)には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。

国では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)を策定し認知症施策に取り組んでいます。

本市においても、認知症ケアパスの構築や認知症初期集中支援チームの設置、認証認知症カフェ制度の創設など、認知症に対する総合的な対策を推進してきました。

第7期計画ではこれまでの取り組みをより一層強化していくとともに、新オレンジプランに沿った施策の推進を図ります。

### 【具体的取り組み】

1. 認知症相談センターの周知	
内容	認知症相談センター(地域包括支援センター)は認知症(若年性認知症を含む)相談窓口の周知を図り、認知症の様々な相談に対応します。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

#### 【数値目標】

認知症相談センター

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数(件)	200	200	200

2. 早期発見・早期対応等のための体制の整備	
内容	市ホームページの認知症簡易チェックサイトや対話形式による認知症確認ツール「あたまの健康チェック」の周知を進め、軽度認知障害の早期発見、相談・指導などを行います。また、認知症初期集中支援チームは早期対応に努めます。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

#### 【数値目標】

あたまの健康チェック

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	50	50	50
利用者累計(人)	140	190	240

3. 認知症の人の権利擁護のための取り組み	
内容	<p>認知症高齢者の財産や身上に関する法律行為については、プライバシーの保護等に十分配慮し、地域包括支援センターを中心として、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の周知・紹介に取り組みます。また、認知症に対する偏見をなくし、理解を深めるために認知症サポーター養成講座だけでなく、認知症理解のための広報などを実施します。</p> <p>認知症の人の権利擁護を図るため、成年後見制度の活用などの取り組みを進めます。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

4. 認知症に対する市民の理解の促進	
内容	<p>認知症に対する正しい知識の普及を図り、認知症の人が尊厳を持って地域で暮らし続けることを支えるため、認知症サポーター養成講座や認知症ケアパスなどを活用して市民の理解の促進を図ります。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

5. 認知症サポーターの拡大	
内容	<p>認知症高齢者の理解者である認知症サポーターを養成するため、市民だけでなく学校、企業等にも働きかけ、計画期間内に認知症サポーター養成講座1万人の受講を目指します。また、いきいき百歳体操自主グループへの認知症サポーター養成講座の展開を図ります。</p> <p>養成した認知症サポーターに、ボランティア活動など活躍の場を提供するため、認知症サポーター活躍講座も実施していきます。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

【数値目標】

認知症サポーター養成講座

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受講者数(人)	1,500	1,500	1,500
受講者数累計(人)	7,000	8,500	10,000

認知症サポーター活躍講座

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受講者数(人)	30	30	30
受講者数累計(人)	130	160	190

6. 行方不明高齢者等の早期発見・保護に向けた地域連携の構築	
内容	高齢化社会が進み、「認知症」が原因で行方不明になる高齢者が年々増加し、発見や保護の遅れから事件や事故に巻き込まれるケースも増えてきています。そのため、高齢者等が認知症（若年性認知症も含む。）になっても安心して地域で暮らし続けられるよう、地域住民や民間企業などの協力により見守りSOSネットワークシステムを構築します。①高齢者等が地域で見守られるよう地域での見守り体制を整備します。②行方不明になった場合、早期発見・早期保護のSOSネットワークの取り組みを進めます。また、システムを有効に機能させるため地域での模擬訓練などを実施します。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

【数値目標】

見守りSOSネットワーク

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録者数（人）	10	10	10
登録者数累計（人）	10	20	30
協力者数（人）	100	100	100
協力者数累計（人）	100	200	300

7. 認知症ケアパスの活用	
内容	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう認知症の段階に応じたサービスを紹介した冊子である認知症ケアパスの活用を図ります。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

8. 認知症初期集中支援チームによる支援	
内容	認知症初期集中支援チームは、認知症専門医の指導の下、複数の専門職員が認知症の疑いがある人または認知症の人やその家族を訪問し、アセスメントを行った上で家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療に繋げ、自立生活のサポートを行い、認知症により不安や困難を抱える当事者・家族への支援を行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 高砂市医師会

【数値目標】

認知症初期集中支援チームによる支援

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対応者（支援者）数（人）	24	24	24

9. 認知症地域支援推進員による支援	
内容	<p>医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、保健師・看護師等による専門相談支援を通して、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組みを進めます。</p> <p>①認知症への市民の理解の促進            ②認証認知症カフェ開設・運営の支援            ③認知症ケアパスの活用を図ります。            ④認知症予防活動の啓発・支援            ⑤認知症予防グッズの開発・活用</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

10. 認知症カフェの拡大	
内容	<p>認知症の人とその家族や支援者、地域住民等の誰もが参加でき、お茶を飲みながら、気軽に相談、情報交換やレクリエーションなどが行える認証認知症カフェの拡大を図ります。また、認証認知症カフェの紹介などの支援を行います。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

【数値目標】

認証認知症カフェ

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開設数（か所）	2	2	1
累計開設数（か所）	5	7	8

11. 認知症の人と家族の会の活動支援	
内容	<p>認知症高齢者、若年性認知症者の増加が見込まれる中、孤立しがちな介護者の受け皿として、当事者組織の役割を果たしていけるよう、関係機関と連携を図りながら、認知症の人を支える家族の会「いるかの会」、若年性認知症とともに歩む「子いるかの会」の活動を支援します。</p>
担当課等	高年介護課 社会福祉協議会

12. 認知症予防の推進	
内容	<p>認知症予防として軽度認知障害の段階での取り組みを重視し、生活習慣病の予防、運動の習慣づけ、口腔機能の向上、食生活の改善、社会参加・趣味活動など、認知症予防を意識した生活が認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いため、住民主体の運営による通いの場の実施など地域の実情に応じた取り組みを推進していきます。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

### (3) 在宅医療と介護の連携強化

高齢者が疾病を抱えても住み慣れた地域で暮らし、人生の最期まで自分らしい生活を続けることができるように、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的なサービスの提供を行うことが必要です。

このため、高砂市在宅医療・介護連携支援センターを拠点として多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう、連携強化に努めます。

#### 【具体的取り組み】

1. 連携体制の整備	
内容	地域ケア会議に高砂市在宅医療・介護連携推進協議会を設け、医療と介護の連携を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。在宅医療を推進するため、中心的役割を果たす医師会との協働関係の確立を図るとともに、医療と介護に係わる他の職能団体との協働・連携を図るため、課題を設定した医療・介護の合同研修、相互に参加できる医療・介護の研修会の紹介、たかさご在宅医療・介護連携マニュアルの関係機関への周知、高砂市在宅医療・介護連携支援センターにおける、在宅医療・介護の専門職への相談業務などの取り組みを進めます。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 高砂市医師会 在宅医療・介護連携支援センター

#### 【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療・介護の合同研修会数（回）	2	2	2

2. 地域の医療・福祉資源の把握及び活用	
内容	多職種が連携を図るうえで必要な地域の医療・介護の資源を記載した、たかさがご在宅医療・介護関係機関リストに関して、リストを定期的に見直すことで医療・介護資源を随時把握し、地域の実情に沿ったものとするとともに、関係機関にリストの周知を行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 在宅医療・介護連携支援センター

3. 地域住民への啓発	
内容	在宅医療・介護の連携が円滑に進んでいくためには、何よりも患者や家族が在宅医療についてよく理解して選択することが基本です。在宅医療・介護フォーラムの開催などを通して、在宅での療養介護に関する理解の促進に努めます。
担当課等	高年介護課 在宅医療・介護連携支援センター

【数値目標】

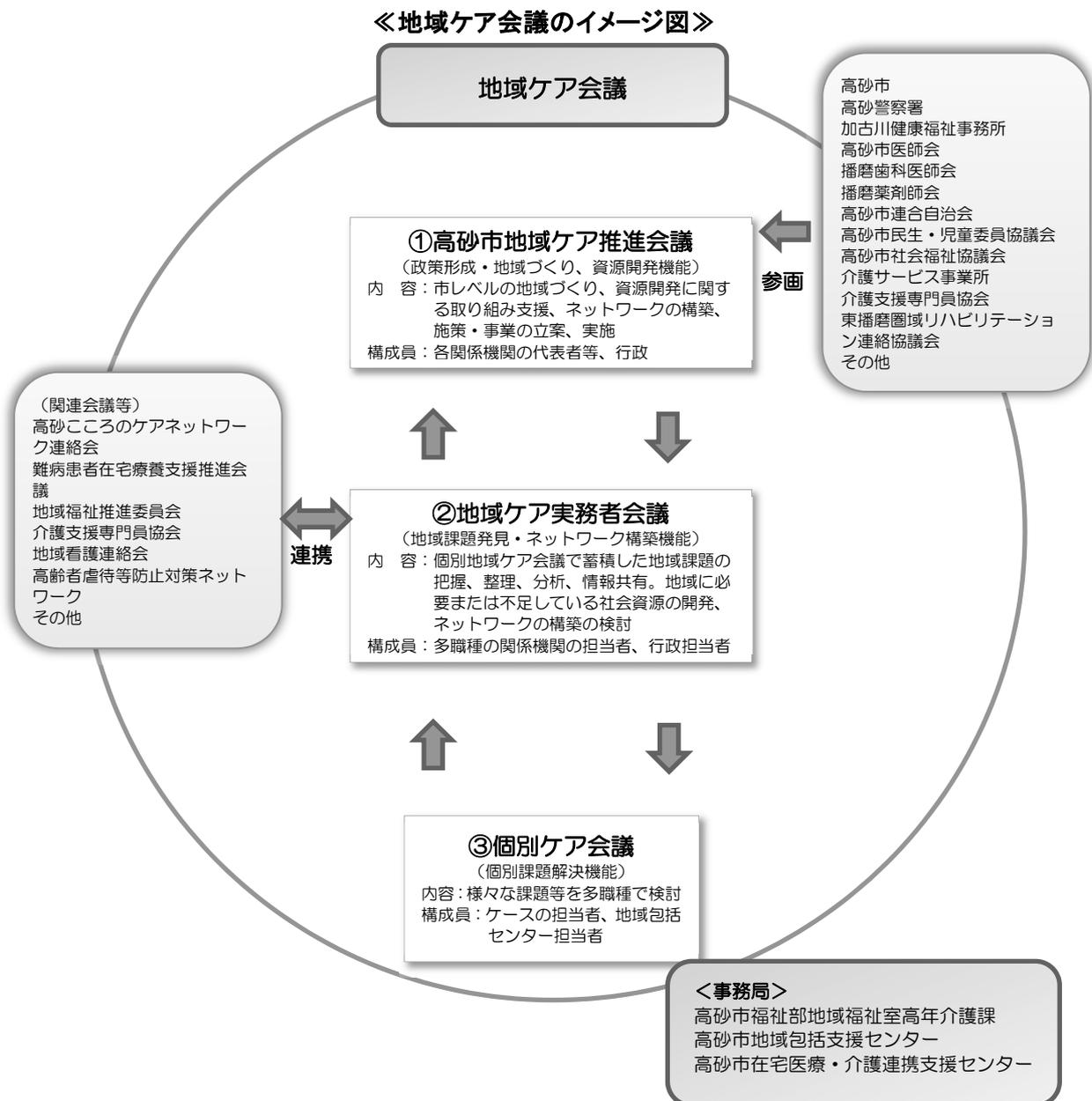
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在宅医療推進フォーラム開催数（回）	1	1	1

4. 医療計画等との整合性の確保	
内容	医療計画等との整合性を確保し、地域医療構想を踏まえ、入院医療から在宅医療・介護まで、切れ目のないサービス提供体制の構築に努めます。
担当課等	高年介護課

#### (4) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として高齢者個人に対する施策の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的としています。具体的には、個別ケースの検討を通じて多職種連携によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させることを目指しています。

本市では、高齢者を取り巻く様々な課題等を多職種で検討する「個別ケア会議」、個別ケア会議で蓄積した地域課題の把握、整理、分析など地域課題の発見やネットワーク機能構築を目的とする「地域ケア実務者会議」、政策形成など市レベルの地域づくりを推進する「高砂市地域ケア推進会議」の3つの会議から構成される「地域ケア会議」を実施し、相互の連携による充実を図ります。



### 【具体的取り組み】

1. 地域ケア会議の充実・連携	
内容	<p>効果的な地域包括ケアシステム体制を実現するため、次のとおり地域ケア会議を充実します。</p> <p>&lt; 個別課題解決機能 &gt;</p> <p>当事者を含む多機関・多職種による個別ケア会議</p> <p>個別ケア会議への医療職の参加及び医療職による個別ケア会議への課題提起</p> <p>&lt; 地域課題発見・ネットワーク構築機能 &gt;</p> <p>個別ケースの課題検討により蓄積した課題や関係ネットワークとの情報共有を行う実務者会議</p> <p>&lt; 政策形成機能、地域づくり・資源開発機能 &gt;</p> <p>施策や政策を立案・提言していく政策形成とインフォーマルサービスや地域資源を開発する高砂市地域ケア推進会議</p> <p>また、地域ケア会議の相互の連携によって地域課題の解決を図ります。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 在宅医療・介護連携支援センター

#### 【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
個別ケア会議開催数（回）	50	50	50

2. 情報共有のための連携体制の整備	
内容	<p>地域ケア会議での情報共有だけでなく、日常的な連携を図るため、地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センターなどによる情報交換、相互研修などを図ります。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 在宅医療・介護連携支援センター

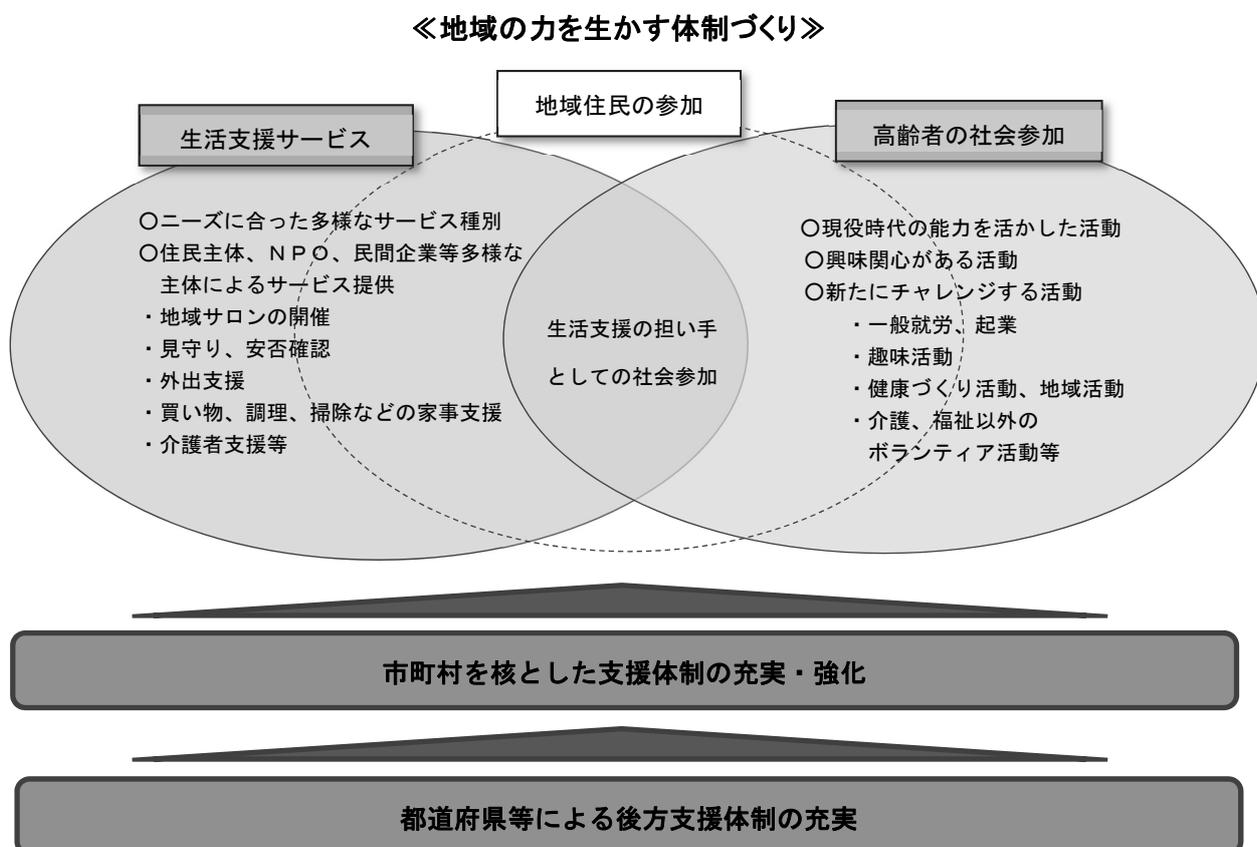
### 3. 自立を支える福祉サービスの提供

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら自立した生活を営むために、生活支援サービスや高齢者福祉サービスなどを推進するとともに、市民からの相談を受け、適切な支援に結び付けられる相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

#### (1) 生活支援サービスの充実・強化

生活支援を必要とする高齢者が増加する中、多様なニーズに対応するには、公的機関だけでは十分に行うことが困難となります。ボランティア、NPO、民間企業、共同組合等の多様な主体を活かしたサービス提供を行い、高齢者自身にも生活支援の担い手として活躍していただくことで、閉じこもりがちな高齢者の社会参加や社会的役割を持つことでの生きがいづくり、また介護予防にもつながることが期待されます。

地域の力を生かしていくことができるように、生活支援体制整備事業等を活用しながら、生活支援・介護予防サービスを提供するボランティア団体に対しては継続的な研修を実施し、元気な高齢者の方には地域に貢献する喜びを味わいながら、ご自身の健康づくりにつなげていただけるような体制づくりを行います。



### 【具体的取り組み】

1. 介護予防介護相当サービスの整備	
内容	要支援者・基本チェックリスト該当者について自立支援の観点から介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービスを提供します。
担当課等	高年介護課

2. 介護予防Aサービスの整備	
内容	要支援者・基本チェックリスト該当者に緩和した基準によるサービスとして自立支援の観点から介護予防訪問介護・介護予防通所介護Aサービスを提供します。 また、緩和した訪問介護サービスを担う高砂市高齢者認定家事援助ヘルパー養成研修を実施し、担い手づくりを行います。
担当課等	高年介護課

#### 【数値目標】

高砂市高齢者認定家事援助ヘルパーの養成

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
養成数（人）	20	20	20
養成数累計（人）	59	79	99

3. 介護予防Bサービスの整備	
内容	地区生活支援・介護予防体制整備協議会を中心に要支援者・基本チェックリスト該当者だけでなく、その他高齢者、障がい者等を含め、住民やNPO、ボランティア等の多様な担い手を活用し、日常生活支援、通いの場の開設などの介護予防Bサービスを提供する体制を整えます。
担当課等	高年介護課

#### 【数値目標】

通いの場

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開設数（か所）	4	2	2
開設数累計（か所）	4	6	8

4. 介護予防Cサービスの整備	
内容	自立支援の観点から、退院直後や治療後の要支援者・基本チェックリスト該当者に短期集中的にリハビリを行う介護予防訪問型・通所型Cサービスを提供します。
担当課等	高年介護課

【数値目標】

介護予防訪問型・通所型Cサービス

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（人）	20	20	20

5. 個々人に合わせた介護予防ケアマネジメントの実施	
内容	要支援者・基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状態、置かれているその他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点から必要な援助を行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

6. 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の多層的な配置	
内容	生活支援サービスの充実に向けて、介護予防・生活支援のため高砂市生活支援・介護予防体制整備協議会（市域全体）に配置している生活支援コーディネーターの活動を活発化させ、地区生活支援・介護予防体制整備協議会（行政地区）の創設を目指します。また、地区生活支援・介護予防体制整備協議会（行政地区）に地区生活支援コーディネーターを設け、介護予防・生活支援の取り組みを進めます。 なお、地区生活支援コーディネーターの配置については、社会福祉協議会と引き続き調整していきます。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

【数値目標】

地区生活支援コーディネーターの配置

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置地区数（地区）	4	2	2
延配置地区数（地区）	4	6	8

## (2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた家庭・地域で安心して生活できるようにするためには、介護サービスや地域支援事業だけでなく、高齢者やその家族の暮らしを支えるサービスの提供が必要です。

そのため、在宅生活を支える福祉サービス、家族介護者に対する支援、在宅生活が困難な高齢者などの住まいの確保などの高齢者福祉サービスの充実を図ります。

### 【具体的取り組み】

1. 住宅改造費の助成 ※	
内容	介護保険認定が要支援・要介護の方で、介護保険制度の住宅改修費が20万円を超える方を対象に、加齢に伴い体の状況が変化しても住み慣れた自宅で安心して健やかな在宅生活を送れるよう、手すりの設置や段差解消などの住宅改造にかかる住宅改修費の助成を行います。
担当課等	高年介護課

#### 【数値目標】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
助成対象者数(人)	50	52	55

2. 生きがい対応型デイサービス ※	
内容	60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者が、憩いや交流を目的として利用できる生きがい対応型のデイサービスが、市内には2か所(高砂町の「ユーアイ福祉交流センター」、荒井町の「てのひら」)あります。また、デイサービスの利用者を地域の助け合い活動やボランティア活動などの地域の担い手としても養成していきます。
担当課等	高年介護課 社会福祉協議会 NPO法人

#### 【数値目標】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ユーアイ福祉交流センター延利用人数(人)	10,500	11,000	11,500
てのひら延利用人数(人)	1,010	1,020	1,030

3. 家族介護支援慰労金の支給	
内容	要介護認定3以上(第2号被保険者で特定疾病に該当するものを含む)、または認知症の状態にあり、日常生活において常時介護が必要であるが、過去1年間介護サービスを利用せず(7日間以内のショートステイは除く)、本人、介助者ともに市民税非課税の方に対し、慰労金の支給を行っています。しかし家族介護の固定化を招くおそれもあることから、あり方も含めて検討していきます。
担当課等	高年介護課

4. 家族介護用品の支給	
内容	在宅の寝たきりや認知症の高齢者の快適な日常生活の維持と介護者の負担軽減を図るため、高齢者を介護している家族に対し、紙おむつや尿取りパッド等の支給を継続します。対象は市民税非課税世帯で、常時おむつの使用が必要な要介護認定4または5の高齢者を在宅で介護している方です。今後は利用者のニーズに合った商品の提供を図るなどサービスの充実に努めます。
担当課等	高年介護課

【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支給対象者数（人）	35	40	45

5. はり、きゆう、マッサージ等施術費の助成 ※	
内容	高齢者の健康維持のため、70 歳以上の高齢者に、はり、きゆう、マッサージ、あん摩及び指圧の費用の一部を助成していますが、健康維持増進により効果的な事業があれば制度のあり方も含め検討していきます。
担当課等	高年介護課

6. 宿泊施設の宿泊費助成 ※	
内容	高齢者の生きがいがいづくりの一助とするため、今後も、65 歳以上または老人クラブに加入している 65 歳未満の人が楓香荘（宍粟市）を利用するときの宿泊費の助成を継続して行います。また、広報等による周知を図っていきます。
担当課等	高年介護課

【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
波賀不動滝公園「楓香荘」延利用人数（人）	200	210	220

7. 緊急通報システムの貸与 ※	
内容	無線発信器等の家庭用機器を貸与し、高齢者が緊急で援助を必要とする場合、地域の協力体制によってすみやかに援助を行うとともに、24 時間体制で在宅高齢者の健康相談に応じます。利用者増に向け、対象者条件の緩和及び他の施策等についても、検討を進めていきます。
担当課等	高年介護課

【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
設置人数（人）	200	200	200

8. 日常生活用具の給付 ※	
内容	概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者に、日常生活の安全・安心確保のため、日常生活用具（電磁調理器、火災報知器、自動消火器）の購入費用を助成しています。 また、制度の周知を図っていきます。
担当課等	高年介護課

9. 地域見守り運動の充実	
内容	安心して暮らせるまちづくりの推進を目的に、見守り等が必要な高齢者等が適切な支援を受けるために、民生委員、福祉委員等が調査員となり要援護者実態調査を行い、地域での見守り活動の充実を図ります。
担当課等	高年介護課 社会福祉協議会

10. 配食サービスによる見守り体制の検討 ※	
内容	ひとり暮らし高齢者等へバランスのとれた食事の提供と安否確認を目的とした配食サービス事業を行っていますが、民間の配達業者の増加などにより、配食数が大幅に減少していることから、今後の利用状況を勘案しながら、制度のあり方も含め検討を行っていきます。
担当課等	社会福祉協議会 障がい・地域福祉課

11. 老人クラブ活動への助成 ※	
内容	市内の老人クラブが高齢者の知識・経験を生かして取り組む子育て支援や地域における見守り活動の社会参加活動を支援します。また、生きがいと健康づくり、高齢者の日々の生活を豊かにする事業に要する活動費用の一部を助成します。
担当課等	高年介護課

【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
助成金対象クラブ数（クラブ）	68	68	68

12. 高齢者住宅等安心確保事業の実施	
内容	高齢者向け住宅（県営松波高層住宅、市営松波住宅）に居住する高齢者に対し、生活援助員の派遣を行い、引き続き、安否確認や生活相談等を実施します。
担当課等	高年介護課 管理課（まちづくり部）

13. 高齢者敬老事業の実施 ※	
内容	多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者に敬愛の念を示すため、88歳の方には米寿の祝品と表彰、100歳の方には百寿の祝品と表彰、最高齢男女及び夫婦には長寿の祝品と表彰を贈呈します。高齢者相互間の懇談や交流、また高齢者に敬愛の念を表す事業を行う各地区の実行委員会に対して、補助金を交付します。
担当課等	高年介護課

【数値目標】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
88歳対象者（人）	390	400	410
100歳対象者（人）	24	25	26

14. 高齢者の障害者控除対象者認定書の交付 ※	
内容	身体障害者手帳などの交付を受けていない、寝たきり、精神的または身体的に障がいのある65歳以上の高齢者に対し、市の認定基準に基づき、所得税法上の障害者控除を受けることのできる「障害者控除対象者認定書」を継続して交付します。
担当課等	高年介護課

15. 介護者のつどいの開催	
内容	高齢者を介護している家族や介護に関心のある方を対象とし、介護知識や技術の提供を目的として開催します。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

【数値目標】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護者のつどい参加者数（人）	40	40	40

### (3) 相談・支援体制の充実

高齢者やその家族から寄せられる様々な相談に対し、迅速かつ適切な対応が行えるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化のほか、地域ケア会議の活用、地域包括協力センターとの連携強化など相談支援体制の充実を図ります。

#### 【具体的取り組み】

1. 地域包括支援センターの相談・支援機能の充実	
内容	高齢者やその家族が気軽に相談できる総合窓口としての機能を充実し、相談内容に応じて迅速かつ適切な対応が図れるよう、以下の5点に取り組みます。 ①保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種の資質向上に努めます。 ②関係機関との連携の強化を図ります。 ③市内事業所の介護支援専門員等からの相談を受け必要な支援に努めます。 ④介護保険以外のサービスや健康に関する相談、高齢者の家族に対する総合的な相談への対応、行政機関や健康福祉事務所など専門機関へ必要なサービスをつなぐ多面的な支援の展開などを、保健師・社会福祉士等が中心となって行います。 ⑤地域包括支援センターと地域包括支援協力センターとの連携強化に努めます。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

2. 保健センターの相談・支援機能の充実	
内容	市民の健康づくり、ライフステージに応じた保健サービスの提供の拠点施設として、各種健康診査や健康相談などを実施し、受診率向上を目指します。市民の健康づくり活動を支援するとともに、健康や介護予防などについての身近な相談窓口として機能の充実を図り、介護予防の活動支援を行います。
担当課等	健康増進課

3. 相談窓口の連携強化	
内容	高齢者やその家族から寄せられる様々な相談に対し、迅速かつ適切に対応が行えるよう、地域包括支援センターだけでなく各関係機関の相談窓口の機能の強化及び窓口で対応する職員等の資質の向上を図ります。地域ケア推進会議等を通じた専門機関との日常的な連絡・調整により、適切な相談・支援体制の構築に努めます。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

4. 介護者支援の充実	
内容	高齢者の増加が見込まれる中、孤立しがちな介護者の受け皿として、当事者組織の役割を果たしていけるよう、関係機関と連携を図りながら、高砂市支え合う介護者の会「すずらんの会」、認知症の人を支える家族の会「いるかの会」、若年性認知症とともに歩む「子いるかの会」の活動を支援します。
担当課等	健康増進課 社会福祉協議会 いるかの会 子いるかの会 すずらんの会

#### (4) 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

すべての高齢者の人権を尊重し、尊厳と権利を守るための取り組みを推進することで、高齢者が安心して生活し、介護が受けられるようにする必要があります。そのため、家庭や施設における虐待や身体拘束防止の啓発・情報提供・早期発見・早期対応を図るための体制の構築に努めます。

また、認知症高齢者や精神障がい者など、判断能力が低下している方の権利擁護事業である成年後見制度や、福祉サービス利用援助事業等の周知・利用促進に努めます。

#### 【具体的取り組み】

1. 高齢者虐待の防止 ※	
内容	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の趣旨を踏まえ、以下の4点から市民に対する知識・理解の普及・啓発に取り組みます。</p> <p>①高齢者虐待の早期発見・対応を行うため市や地域包括支援センターに設置している相談窓口を周知します。</p> <p>②関係機関による高齢者虐待等防止ネットワーク（通称「虐待ゼロネット」）での対応の充実強化を図ります。</p> <p>③養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止を図ります。</p> <p>④高齢者虐待の防止マニュアルを活用し高齢者虐待の防止を図ります。</p>
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

<b>2. 成年後見制度</b>	
内容	認知症等で日常生活において判断能力が不十分な場合、必要に応じて契約や財産管理などを行う際の不利益や消費被害者となることを防ぐために成年後見制度の活用を促すとともに、支援を受けなければ制度の利用が困難な高齢者に対し成年後見制度利用支援事業の利用について周知に努めます。権利擁護を推進するため、社会福祉協議会やNPOと連携し、法人後見や市民後見を推進することを検討していきます。
担当課等	高年介護課 障がい・地域福祉課 社会福祉協議会

<b>3. 福祉サービス利用援助事業の活用・促進</b>	
内容	判断能力に不安のある高齢者の福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う福祉サービス利用援助事業について活用を促進します。
担当課等	社会福祉協議会

<b>4. 困難事例への対応</b>	
内容	高齢者の閉じこもり、アルコール依存など複合的な課題をもつ高齢者について、地域包括支援センターを中心に個別ケア会議を開催し、関係機関が連携して対応を図ります。個別ケア会議で解決できない課題については、地域ケア実務者会議等で解決策を検討し、市レベルでの解決を図ります。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

<b>5. 消費者被害の防止</b>	
内容	高齢者を狙った訪問販売、架空請求などの悪質商法の被害を未然に防ぐため啓発活動を行います。高齢者と接する機会の多い介護職員などに情報提供を行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 消費生活センター

<b>6. 避難行動要支援者対策の推進 ※</b>	
内容	要援護者実態調査で把握した避難行動要支援者について、自主防災会・自治会に個別支援計画の作成を促します。災害時に避難行動要支援者に避難情報が伝達できる仕組み、福祉避難所についての充実を図ります。また、災害時における福祉避難所の速やかな開設・設営を行うため、訓練を実施します。
担当課等	高年介護課 危機管理室

7. 施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組み	
内容	介護における身体拘束をなくすためには、身体拘束を行わざるを得なくなる原因を特定し、その原因を除くためのケアの見直しを行う必要があります。そのため、施設等においては、基本的なケアを十分に行い、生活のリズムを整えることが重要となり、①起きる ②食べる ③排泄する ④清潔にする ⑤行動するという5つの基本事項について、入所者一人ひとりの状態に合わせた適切なケアが大切であり、今後も指導・助言等を行っていきます。
担当課等	高年介護課

#### 4. 総合的な介護予防の推進

市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためには、壮年期での健康づくりや生活習慣病の予防を進め、健康寿命を延伸していくことが大変重要になります。また、高齢になっても地域で自立して生活をするためには、できる限り介護が必要にならないよう、介護予防の取り組みが大切です。

介護予防については、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域全体で支援の必要な高齢者を支える体制をつくり、高齢者自身がそのような取り組みを通して介護予防や生きがいづくりにつながるような仕組みづくりを行うとともに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の推進を図ります。

##### (1) 健康づくりの推進

いつまでも健康でいきいきと暮らせるように、介護予防や健康づくりに取り組むことで健康寿命を延ばすことが重要です。そのため、元気な高齢者を対象に介護予防やスポーツ活動の啓発を行い、健康づくりを推進します。

#### 【具体的取り組み】

1. 第2次高砂市健康増進計画の推進 ※	
内容	第2次計画は国の第2次健康日本21に基づき、国及び県の方向性を踏まえ、市民の健康づくりの基本計画として位置づけ、高砂市総合計画のめざす将来像に向けて施策を推進していきます。「誰もが楽しくいきいきと暮らせるまちたかさご」を基本理念に、「健康寿命の延伸」「ライフステージに応じた健康づくり」を基本目標に第2次高砂市健康増進計画の推進を図ります。
担当課等	健康増進課

2. 高齢者の運動・スポーツ活動の啓発 ※	
内容	高齢者をはじめ、世代間の相互交流ができ、身近な場所・地域において、健康づくり・生きがいをつなげるスポーツクラブ21への参加を促進するため、年1回広報「たかさご」等で会員募集を継続して行っています。また、スポーツクラブ21全会員が一同に会するスポーツクラブ21交流会及び交流ウォーキングを各1回開催し、世代間及び会員間の交流促進を図るとともに、高齢者世代への運動・スポーツ活動への参加を促します。
担当課等	文化スポーツ課

【数値目標】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢期会員数(人) (スポーツ推進計画)	500	550	550

3. 健康チャレンジポイント事業の創設 ※	
内容	市民（高齢者）の体力の向上及び健康増進や生活習慣病と認知症の予防を目的に、気軽に取り組めるウォーキング、ジョギング、サイクリング、ラジオ体操や「たかさご愛Q診断」を継続的に実践することで、ここにポイントを付与し、運動習慣及び良好な生活習慣の動機付け支援を行います。
担当課等	文化スポーツ課

【数値目標】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
参加登録者数(人) (スポーツ推進計画 青年期・壮年期含む)	300	400	500

(2) 介護予防の推進

効果的な介護予防を行うために、介護予防に関する普及啓発やいきいき百歳体操などの地域における取り組み、総合事業等を通じた介護予防などを推進します。

【具体的取り組み】

1. 介護予防把握事業の実施	
内容	相談活動などにより収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
担当課等	高年介護課

2. 介護予防普及啓発事業の実施	
内容	生活機能の改善効果が住民に理解され、さらに、実際に生活機能の改善した参加者の声の紹介などを行い、いきいき百歳体操の普及や介護予防の必要性などの啓発を行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

3. 地域介護予防活動事業の実施	
内容	地域における介護予防を促進するため、介護予防に効果が期待されるいきいき百歳体操の普及啓発、立ち上げ支援、継続支援に取り組み、高齢者人口の1割の参加者を目指します。いきいき百歳体操以外にも介護予防の効果が期待できる様々な取り組みの支援を行います。また、いきいき百歳体操の場が高齢者同士の助け合いや学びの場として魅力的な場になるよう働きかけます。さらに、集会所等の地域の身近な施設を利用して、住民主体の介護予防ができるよう促します。いきいき百歳体操の立上げ相談会を行います。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター 健康増進課

【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
いきいき百歳体操新規参加者数（人）	300	300	300
いきいき百歳体操参加者数累計（人）	2,000	2,300	2,600
いきいき百歳体操の立上げ相談会（回）	2	2	2

4. 一般介護予防評価事業の実施	
内容	いきいき百歳体操などを行う住民運営の通りの場の充実状況や介護予防に関するボランティアの育成状況及び新規認定者の状況等について、一般介護予防事業の事業評価を地域別に行います。
担当課等	高年介護課

5. 地域リハビリテーション活動支援事業の実施	
内容	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリテーション専門職等の関与を促進します。日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指します。いきいき百歳体操の介護施設での取り組みを支援します。
担当課等	高年介護課

【数値目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
リハビリテーション専門職等派遣数（回）	24	24	24

## 5. 安心できる介護保険サービスの提供

介護を必要とする状態となっても、住み慣れた家庭・地域において安心して生活ができ、介護を受けることができるよう介護サービス基盤の整備・確保に努めます。また、支援を必要とする方が安心して利用できるよう、事業者への支援や人材育成等の支援等に努め、サービスの質向上を図ります。

### (1) 居宅サービスの充実

#### 【具体的取り組み】

1. 居宅サービスの充実	
内容	健康寿命の延伸・自立生活の支援を趣旨とする介護保険制度の基本的な考え方に基づき、要介護状態にある高齢者に対しても、一人ひとりの状態に応じ、介護予防を重視し、自立生活を促進する支援・サービスの提供に努めます。また、高齢化の進行に伴い要介護認定者の増加が見込まれるため、居宅サービスの必要量の確保に努めます。
担当課等	高年介護課

### (2) 地域密着型サービスの充実

#### 【具体的取り組み】

1. 地域密着型サービスの充実	
内容	地域密着型サービスは、認知症ケアや高齢者の住み慣れた環境でのケアを実現することを目的としています。第7期介護保険事業計画では、ひとり暮らしや重度の要介護認定者ケア、介護と医療の連携の充実・強化を目的として、日中・夜間を通じて短時間・随時利用の訪問介護や訪問看護のニーズに対応する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や小規模多機能型居宅介護サービスの充実を図ります。 新たなサービスに対するニーズ、サービスの利用が適当と思われる要介護者の把握等に努めます。
担当課等	高年介護課

### (3) 施設サービスの充実

#### 【具体的取り組み】

1. 施設サービスの充実	
内容	在宅介護を望む高齢者の中にあっても、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加によって、在宅での自立生活が困難な高齢者の増加、地域や家庭での介護力の低下により、今後とも介護保険施設に対するニーズは高まると考えられます。 このため、介護保険施設への入所を真に必要とする高齢者が安心して入所でき、必要な介護を受けられるよう、施設サービスの安定した確保に努めます。また、施設内での身体拘束や高齢者虐待、介護放棄等により、要介護者の人権・尊厳が侵害されることのないよう、施設職員一人ひとりが高齢者の人権と尊厳を尊重した介護を行うよう、啓発・働きかけを行います。
担当課等	高年介護課

## 6. 介護保険事業の円滑な運営

介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険事業が円滑に運営され、必要な介護保険サービスが適正に給付されることが重要です。

介護保険サービスの質的・量的な充実を図るため、給付の適正化やサービス提供事業所への指導・監督などの施策を推進し、円滑な運営に向け取り組みます。

### (1) 介護給付適正化に向けた取り組みの推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、真に必要とするサービスを事業者がルールに従って適切に提供するように促すことで、介護給付の適正化を図ることが重要です。このような介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものと考えています。

本市においては、平成 19 年 12 月に介護給付費適正化事業として高砂市介護給付適正化計画を策定し、平成 20 年度から推進を行っています。今後は、さらに介護保険サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれるため、計画に基づき必要なサービスの給付が適正に行われるよう取り組んでいきます。

## 【具体的取り組み】

<b>1. 要介護認定調査の質の向上</b>	
内容	今後も申請者数のさらなる増加が見込まれ、認定調査の件数も大幅に増加することが予想されるため、原則、新規・変更申請の調査は市で行い、更新申請の一部については民間事業者への委託を行います。また認定調査の業務軽減という観点から、遠方の調査に関しては民間事業者へ委託を行い、民間事業者との協力によって認定調査の質のさらなる向上を目指します。
担当課等	高年介護課
<b>2. 委託調査のチェック・点検の強化</b>	
内容	提出された調査票については、内容のチェックを実施し再確認を行っています。今後も、内容のチェックを行い、適正な調査を行います。また、県が主催する調査員研修への参加やeラーニングの受講等を積極的に促したりすることにより、調査の基準やポイントの確認と統一を図り、適正な調査を行えるよう努めます。
担当課等	高年介護課
<b>3. 要介護認定審査における格差是正に向けた取り組み</b>	
内容	一次判定から二次判定における重軽度変更の際に、調査項目のどの項目が根拠になったのかを確認し、事務員及び調査員で情報を共有しています。電子審査会システムの導入により、情報の検索性は向上しました。また、県の研修参加に向けた啓発を行い、格差是正を図り、適正な認定に努めます。
担当課等	高年介護課
<b>4. 適切なケアプランの推進</b>	
内容	利用者にとって適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検を国保連合会のシステムや平成 21 年度に導入した適正化システムを活用し実施しています。認定状況とサービス利用の関連性から不適切なケアプランについては、居宅介護事業所などへの指導を行います。また、ケアプラン点検の研修等に積極的に参加します。
担当課等	高年介護課
<b>5. 住宅改修の適正化</b>	
内容	住宅改修は、利用者の自立支援を促すことにつながります。今後とも適切で有効な在宅生活につながるよう、事前確認・事後確認の実施など住宅改修の検査を進めます。
担当課等	高年介護課

6. 医療情報との突合・縦覧点検の実施	
内容	入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。 受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。
担当課等	高年介護課

7. 介護給付費通知の実施	
内容	適切なサービス利用につなげるために利用者本人（または家族）に対して、サービスの利用状況及び費用等について通知します。
担当課等	高年介護課

## （２）介護保険事業に係る評価の推進

介護保険制度は、利用者の自らの意思と責任に基づきサービス事業者と契約し、利用する仕組みとなっています。そのため、サービス利用の動向や利用による状態改善等について、保険者である市が評価・分析し、市民に対して常に情報提供を進めます。

### 【具体的取り組み】

1. 介護保険事業に係る評価の推進	
内容	情報提供を行う場として出前講座や説明会、市のホームページ等を通じてさらに情報公開を進めるとともに、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会において介護保険事業の評価や地域包括支援センターの機能評価を進めます。
担当課等	高年介護課 地域包括支援センター

## （３）介護サービスの質の向上

介護保険事業の運営に当たっては、サービス内容や事業所の対応、利用者一人ひとりの状態にあった効果的なサービスなど質の高いサービスが求められます。そのため、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者への指導・監督、介護サービス情報提供の充実、相談窓口の充実などを進め、介護サービスの質の向上を図ります。

## 【具体的取り組み】

<b>1. 介護サービス事業者への指導・監督</b>	
内容	介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、サービス事業者に対して指導助言を行います。特に、地域密着型サービスについては、市が指定・指導権限を有することから、サービス事業者への立ち入り調査権限も活用し、適切な指導・監督を実施します。
担当課等	高年介護課

<b>2. 情報提供活動、広報・啓発活動の充実</b>	
内容	ホームページ掲載内容等の充実を図り、市民、サービス事業者向けに各種情報の発信を行うとともに、サービス利用者向けのパンフレットの作成、社会福祉協議会のホームページ掲載や社協だより等による高齢者向け関連情報の掲載など、市民に対し広報・啓発活動を行っています。今後も内容の充実を図るとともに、利用者に対し広報啓発に努めます。
担当課等	高年介護課 社会福祉協議会

<b>3. 相談窓口の充実</b>	
内容	要介護認定や介護サービス利用等に関する苦情・相談などを含めた福祉全般について、高齢者の増加のなか相談件数が増加することが予測されます。このため、市の相談窓口や地域包括支援センター、地域包括支援協力センター等住民の身近な窓口の充実を図ります。
担当課等	高年介護課

<b>4. 共生型サービスの検討</b>	
内容	高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため新たに創設される共生型サービスへの対応を検討します。
担当課等	高年介護課 障がい・地域福祉課



---

## 第6章

### 介護保険事業計画(第7期)における介護サービス量等の見込み

---



## 第6章 介護保険事業計画(第7期)における介護サービス量等の見込み

### 1. 将来人口の推計

第7期計画期間中の平成30年から平成32年及び平成37年の人口推計を、平成25年度から平成29年度の10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口をもとに、年齢階級別人口の変化率による推計方法（コーホート変化率法）で行いました。

平成29年以降、総人口が減少傾向で推移し、平成37年には85,933人まで減少すると見込まれています。年齢階級別人口をみると、年少人口・生産年齢人口が減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあり、平成37年には25,630人と見込まれています。

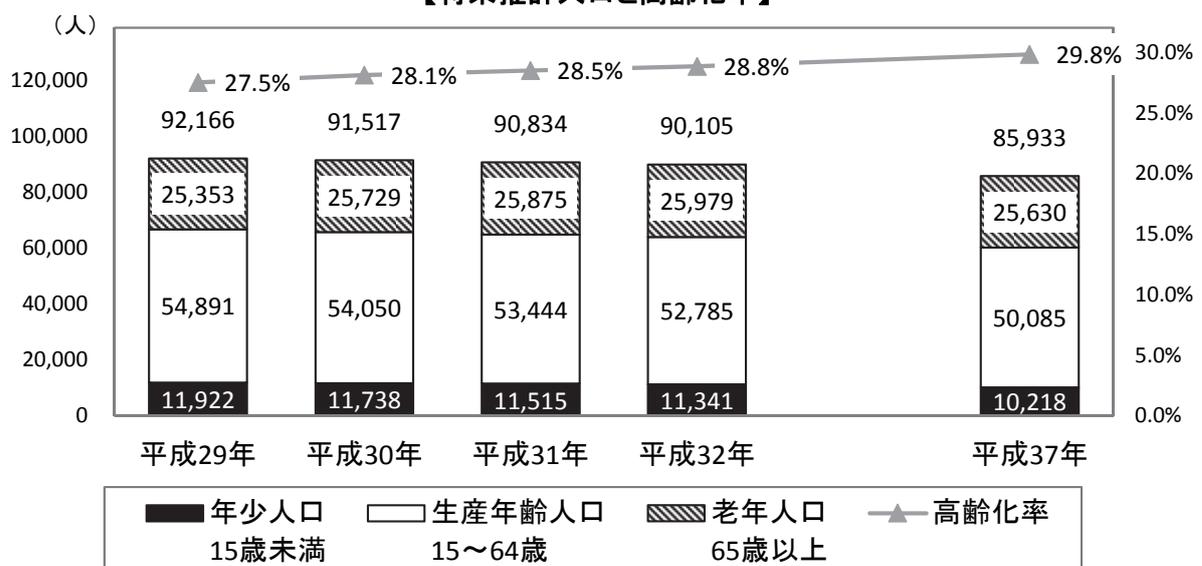
【将来推計人口と高齢化率】

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
年少人口 15歳未満	11,922	11,738	11,515	11,341	10,218
生産年齢人口 15～64歳	54,891	54,050	53,444	52,785	50,085
老年人口 65歳以上	25,353	25,729	25,875	25,979	25,630
総数	92,166	91,517	90,834	90,105	85,933
高齢化率	27.5%	28.1%	28.5%	28.8%	29.8%

資料：住民基本台帳によるコーホート変化率法による推計

【将来推計人口と高齢化率】



## 2. 被保険者及び要介護認定者数の見込み

### (1) 被保険者数の推計

介護保険事業の第1号被保険者数の将来推計には、高齢者人口・高齢化率の将来推計で示した住民基本台帳人口の推計値を用いますので、同様の傾向となります。

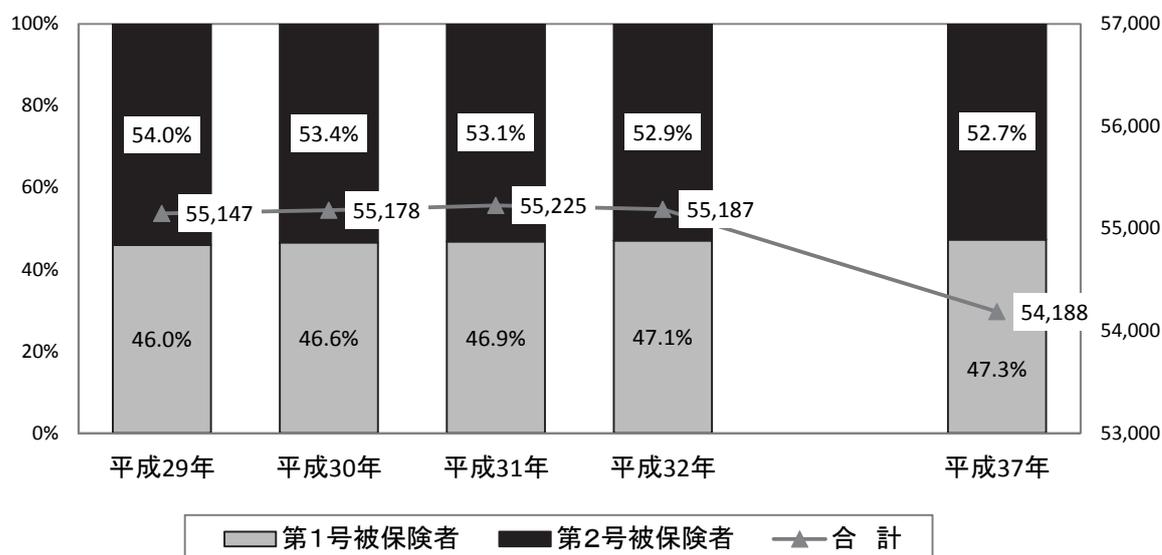
#### 【被保険者数の推計】

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
<b>第1号被保険者</b>	25,353	25,729	25,875	25,979	25,630
65～69歳	7,749	7,248	6,563	6,078	4,811
70～74歳	6,140	6,585	6,962	7,310	5,657
75～79歳	4,930	5,154	5,490	5,528	6,592
80～84歳	3,409	3,448	3,481	3,586	4,565
85～89歳	2,019	2,126	2,166	2,220	2,473
90歳以上	1,106	1,168	1,213	1,257	1,532
<b>第2号被保険者</b>	29,794	29,449	29,350	29,208	28,558
<b>合計</b>	55,147	55,178	55,225	55,187	54,188

資料：住民基本台帳によるコーホート変化率法による推計

#### 【被保険者(第1号、第2号)の構成比】



(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数は、増加傾向で推移すると見込まれています。要介護（要支援）度別にみると、全ての要介護（要支援）度で増加傾向にあります。

【要支援・要介護認定者数の推計】

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	947	988	1,019	1,047	1,180
要支援2	1,093	1,126	1,149	1,176	1,340
要介護1	1,118	1,147	1,166	1,185	1,349
要介護2	599	620	639	656	746
要介護3	463	478	492	505	579
要介護4	492	507	515	527	600
要介護5	369	385	399	408	463
合計	5,081	5,251	5,379	5,504	6,257

(3) 認知症高齢者数の推計

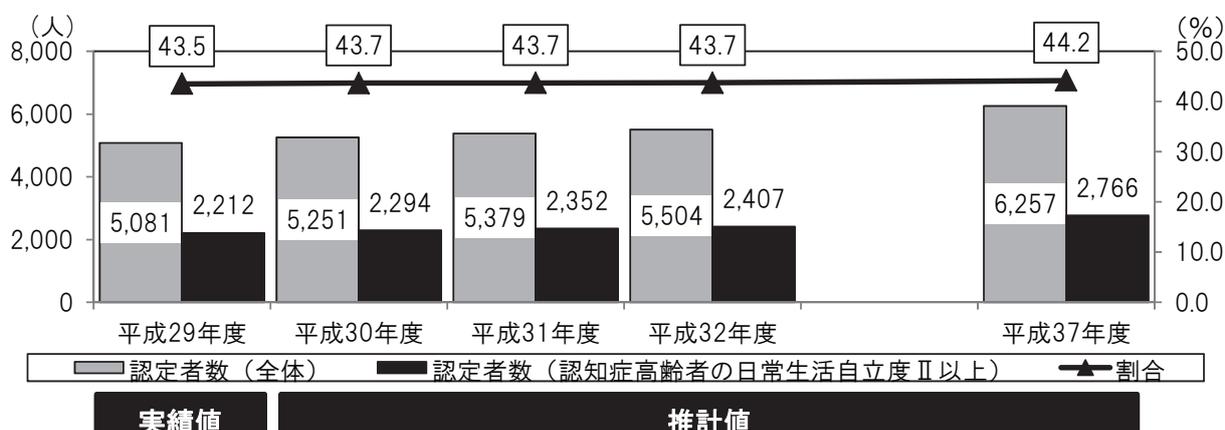
認知症自立度Ⅱ以上の高齢者数は、高齢者の増加とともに増加する傾向が見られます。認定者数に占める割合は、概ね44%程度で推移すると見込まれています。

【要支援・要介護認定者数の推計】

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
認定者数 (全体)	5,081	5,251	5,379	5,504	6,257
認定者数 (認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)	2,212	2,294	2,352	2,407	2,766
割合	43.5	43.7	43.7	43.7	44.2

【要支援・要介護認定者数の推計】



### 3. 介護保険事業計画（第7期）における整備目標

地域包括ケアシステムの基本理念では、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいを中心に、医療・介護・介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めることとしています。

本市においても、住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活の継続が難しい方や認知症高齢者、または病床の機能分化による新たな受け皿として、そして、介護離職ゼロに向けての取り組みとしても、地域密着型介護老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの整備を進めていきます。

(1) 施設・居住系サービスの整備状況及び地域密着型サービスの整備状況  
高砂市内の整備状況は、次のとおりです。

#### ■施設系サービス

名 称	施設数	定員数（床数）
介護老人福祉施設（特養ホーム）	4	246
介護老人保健施設	3	300
介護療養型医療施設	0	0
地域密着型介護老人福祉施設（特養ホーム）	1	27
計	8	573

#### ■居住系サービス

名 称	施設数	定員数（床数）
認知症高齢者グループホーム	8	135
特定施設	介護専用型	0
	混合型	0
地域密着型特定施設	0	0
計	8	135

## ■在宅サービス（地域密着型サービス）

名 称	施設数	定員数（床数）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—
夜間対応型訪問介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	2	58
看護小規模多機能型居宅介護	0	0
認知症対応型通所介護	0	0
地域密着型通所介護	17	195
計	20	253

（平成 29 年 9 月末）

### （2）施設・居住系サービスの整備方針

平成 30 年度から平成 32 年度までの整備は、平成 37（2025）年度までの長期的な状況を見据え、可能なかぎり居宅での介護保険サービスの利用を推進することを前提に、施設サービスの利用を中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化し、居宅での生活が困難な人に対して必要な施設サービスを提供します。

#### ①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅サービスと施設とのバランスを考え、特別養護老人ホーム待機者のうち、入所の必要性が比較的高い方の待機を段階的に解消するため、第7期において地域密着型特別養護老人ホーム（2施設 58床）の整備を行います。なお、地域密着型特別養護老人ホームの整備が見込めない場合は、広域型特別養護老人ホームでの整備について検討します。

平成 37 年度までの整備計画については、地域密着型特別養護老人ホームについて市内に5施設 143床の整備を目指します。

#### ②介護老人保健施設

整備床数は県平均を上回っており、定員割れの施設もあることから、第7期での新たな整備は行いません。

#### ③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、平成 35 年度末で廃止されるため、新たな整備は行いません。

#### ④介護医療院（平成 30 年度創設）

今後、増加が見込まれている慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理、看取り・ターミナル等の医療機能及び生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として創設されます。

当該施設は、介護療養病床や医療療養病床等からの転換先として想定されており、他の施設からの転換希望等の状況を勘案しつつ整備を進めます。

#### ⑤認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症高齢者の増加に対応できるよう、第 6 期においては 2 施設の整備をし、8 施設 135 床となりました。県内でも整備率は高く、入居待機者もないことから、第 7 期での整備は行いません。

平成 37 年度までの整備計画については、市内に 10 施設 171 床の整備を目指します。

#### ⑥特定施設

第 6 期では、施設の公募を試みましたが、応募がなく、また、既存のケアハウスから混合型特定施設への指定希望がないことから、第 7 期での特定施設の整備は行いません。

平成 37 年度までの整備計画については、第 6 期計画において 120 床の整備を計画していましたが、第 7 期で整備を行わないことを踏まえ、平成 37 年度までに 60 床の整備に整備計画を変更します。

### (3) 在宅サービス（地域密着型サービス）の整備方針

#### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護

中重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または連携しながら提供できるサービスであり、今後、特別養護老人ホームの入所対象外の要介護1・2のサービスの受け皿としてニーズが高まることが予想されます。第6期においては1事業所を整備しましたが、第7期においても必要量の増加が見込まれるため、利用状況を勘案し整備を進めます。

#### ②小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

高齢者（特に認知症高齢者）の希望等に応じ、「通い」を中心に随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを受けることができ、住み慣れた家庭や地域で生活するために有効なサービスと考えています。

第6期では、4施設の公募を試みましたが、応募がなかったことから、第7期では、未整備地区を優先し、2施設に絞って整備を進めていきます。

平成37年度までの整備計画については、市内に10施設の整備を目指します。

また、訪問看護サービスを組み合わせる看護小規模多機能型居宅介護については、医療ニーズの高い中重度者への支援の確保を目的として事業所の意向を確認し整備を進めていきます。

#### ③認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

平成37年度までの整備計画については、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、開設を希望する事業者があれば状況を勘案し整備について検討します。

#### ④地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は市内の整備率が高いことから、第7期において整備を行います。

#### (4) 給付サービスの見込み

サービス利用者及び利用料の推計については、厚生労働省提供の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を利用し推計しています。

ア) 介護給付

単位：人／年、回／年

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護	人数	8,676	8,820	8,916
	回数	183,324	185,416	186,034
訪問入浴介護	人数	636	648	672
	回数	3,344	3,413	3,534
訪問看護	人数	5,784	5,832	5,880
	回数	52,057	52,494	52,890
訪問リハビリテーション	人数	660	684	684
	回数	8,827	9,146	9,146
居宅療養管理指導	人数	4,608	4,668	4,680
通所介護	人数	9,876	10,068	10,212
	回数	104,423	106,475	108,031
通所リハビリテーション	人数	4,464	4,536	4,596
	回数	39,744	40,402	40,943
短期入所生活介護	人数	2,664	2,784	2,904
	日数	37,739	39,589	41,330
短期入所療養介護	人数	1,032	1,044	1,056
	日数	9,431	9,535	9,614
福祉用具貸与	人数	14,916	15,120	15,288
特定福祉用具販売	人数	300	312	312
住宅改修	人数	276	288	288
特定施設入居者生活介護	人数	996	1,104	1,212
居宅介護支援	人数	22,560	22,932	23,232
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	156	276	396
認知症対応型通所介護	人数	60	60	60
	回数	715	715	715
小規模多機能型居宅介護	人数	660	936	1,284
認知症対応型共同生活介護	人数	1,596	1,596	1,596
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	324	672	1,020
地域密着型通所介護	人数	3,600	3,660	3,708
	回数	36,598	37,174	37,656
<b>介護保険施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	人数	3,768	3,768	3,792
介護老人保健施設	人数	3,324	3,360	3,396
介護療養型医療施設	人数	252	252	252
介護医療院	人数	0	0	0

## イ) 予防給付

単位：人／年、回／年

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>介護予防居宅サービス</b>				
介護予防訪問介護	人数			
介護予防訪問入浴介護	人数	24	24	24
	回数	94	94	94
介護予防訪問看護	人数	1,932	1,968	2,004
	回数	13,572	13,822	14,071
介護予防訪問リハビリテーション	人数	576	588	600
	回数	6,163	6,312	6,403
介護予防居宅療養管理指導	人数	324	324	336
介護予防通所介護	人数			
介護予防通所リハビリテーション	人数	2,964	3,024	3,108
介護予防短期入所生活介護	人数	48	72	72
	日数	528	750	750
介護予防短期入所療養介護	人数	24	24	24
	日数	192	192	192
介護予防福祉用具貸与	人数	6,288	6,432	6,576
特定介護予防福祉用具販売	人数	168	168	168
介護予防住宅改修	人数	216	216	216
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	252	300	360
介護予防支援	人数	13,692	14,004	14,328
<b>地域密着型サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	人数	12	12	12
	回数	103	103	103
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	12	24	24
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	36	36	36

## 4. 介護保険料の設定

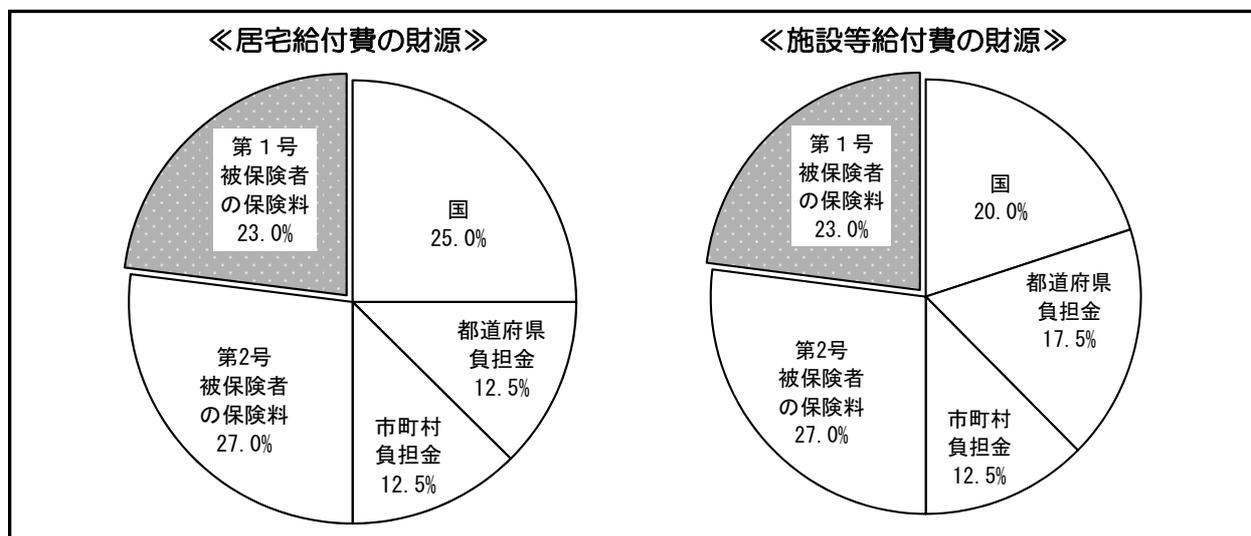
### (1) 介護保険料の算定と基本的な考え方

平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者負担率は22%から23%に改定されました。

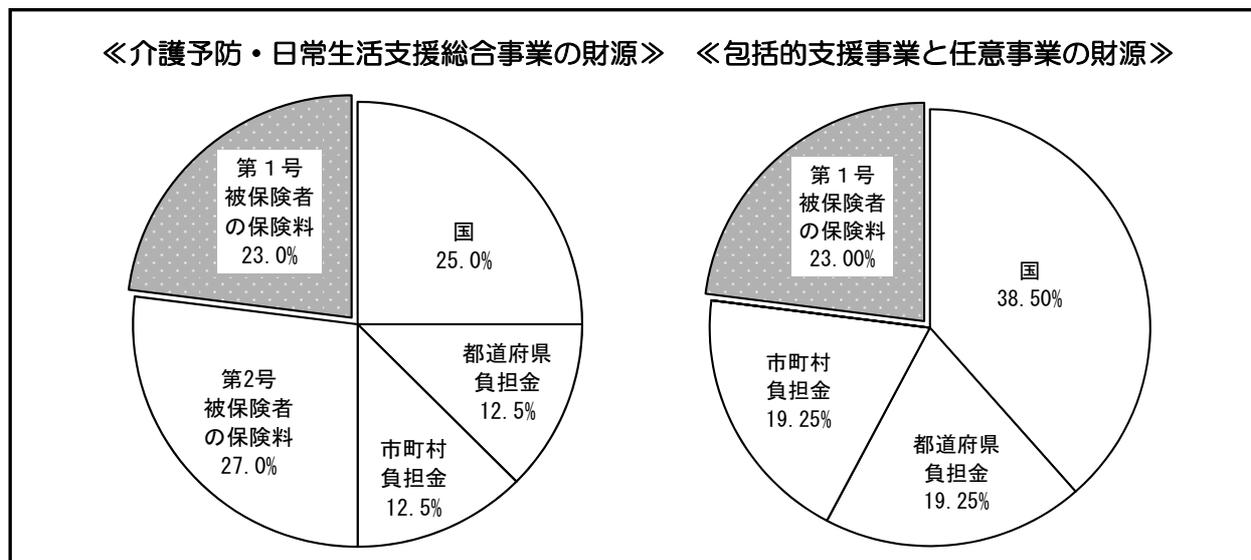
介護保険事業の財源については、保険給付等に要する費用の50%を65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で、残り50%を公費(国・県・市)で負担します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

### 保険給付費の財源



### 地域支援事業の財源



(2) 総給付費の推計

必要サービス量に基づいて算出されたサービスごとの介護給付費と介護予防給付費は次のとおりです。計画期間最終年の平成32年度には、介護給付費と介護予防給付費の合計額が、約199億円と見込まれます。

ア) 介護給付費

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	490,723	496,381	497,352
訪問入浴介護	40,106	40,941	42,402
訪問看護	264,259	265,777	267,015
訪問リハビリテーション	25,427	26,357	26,357
居宅療養管理指導	49,933	50,657	50,848
通所介護	810,385	825,692	836,279
通所リハビリテーション	326,544	331,875	335,564
短期入所生活介護	302,632	317,048	330,391
短期入所療養介護	100,086	101,146	101,601
福祉用具貸与	183,957	185,799	186,949
特定福祉用具販売	7,745	8,020	8,020
住宅改修	29,628	30,927	30,927
特定施設入居者生活介護	195,507	216,553	236,013
居宅介護支援	330,517	335,835	339,904
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	25,601	44,372	63,131
認知症対応型通所介護	8,624	8,627	8,627
小規模多機能型居宅介護	137,906	196,566	269,775
認知症対応型共同生活介護	389,051	389,225	389,225
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	91,451	189,759	288,025
地域密着型通所介護	286,075	289,893	292,801
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	944,169	944,592	951,017
介護老人保健施設	898,940	910,079	920,816
介護療養型医療施設	88,196	88,235	88,235
介護医療院	0	0	0
介護給付費(小計)	6,027,462	6,294,356	6,561,274

## イ) 介護予防給付費

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護	708	708	708
介護予防訪問看護	52,365	53,354	54,319
介護予防訪問リハビリテーション	17,324	17,750	18,007
介護予防居宅療養管理指導	3,324	3,325	3,451
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション	96,648	98,591	101,207
介護予防短期入所生活介護	3,292	4,666	4,666
介護予防短期入所療養介護	1,941	1,942	1,942
介護予防福祉用具貸与	34,321	35,105	35,888
特定介護予防福祉用具販売	3,767	3,767	3,767
介護予防住宅改修	26,597	26,597	26,597
介護予防特定施設入居者生活介護	19,698	23,991	28,983
介護予防支援	62,329	63,777	65,253
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	837	837	837
介護予防小規模多機能型居宅介護	937	1,469	1,469
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,743	5,745	5,745
介護予防給付費(小計)	329,831	341,624	352,839
総給付費(合計)	6,357,293	6,635,980	6,914,113

## (3) 見込額推計と保険料の算出(第7期介護保険料基準月額)

## ①介護保険事業費の見込額

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
標準給付費見込額(A)	6,726,291	7,113,405	7,511,993
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	6,353,377	6,709,474	7,073,658
総給付費	6,357,293	6,635,980	6,914,113
一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響額	△ 3,916	△ 6,138	△ 6,394
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	79,632	165,939
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	190,000	200,000	210,000
高額介護サービス費等給付額	154,832	173,741	195,874
高額医療合算介護サービス費等給付額	21,037	22,972	25,085
算定対象審査支払手数料	7,045	7,217	7,375
地域支援事業費(B)	480,817	515,128	541,303
介護予防・日常生活支援総合事業費(C)	346,194	363,505	381,680
包括的支援事業・任意事業費	134,623	151,623	159,623
介護保険事業費(A+B)	7,207,108	7,628,533	8,053,296

②保険料の算出方法

標準給付費見込額 (A) + 地域支援事業費 (B) =	22,888,937,000円
------------------------------	-----------------



第1号被保険者負担分相当額 (23%)	5,264,455,000円
---------------------	----------------

第1号被保険者負担分相当額	5,264,455,000円
+ 調整交付金相当額 ((A+C) × 5%)	1,122,153,000円
- 調整交付金見込額 ((A+C) × 約2.9%)	663,054,000円
- 介護給付費準備基金取り崩し額	276,000,000円

= 保険料収納必要額	5,447,554,000円
------------	----------------

※調整交付金とは、65歳以上の人口割合や所得分布による市町村間の不均衡を是正する交付金です。調整交付金相当額は全国平均の5%で、本市における調整交付金の交付割合は、平成30年度2.81%、31年度2.99%、32年度3.05%と見込まれます。

※介護給付費準備基金とは、第1号被保険者の保険料の剰余金です。次期以降の保険料の高騰を避けるためや保険料不足となった時に取り崩す性質のものであります。

第7期 保険料基準額 (月額)

保険料収納必要額	5,447,554,000円
÷ 予定保険料収納率	98.9%
÷ 所得段階別加入割合 補正後被保険者数	77,800人
÷ 12か月	
=	5,900円

(4) 第7期計画における第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料月額

【第7期所得段階別保険料】

保険料段階	対象者	保険料月額	保険料年額	保険料率 (基準額への乗率)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2,950円	35,400円	0.50
第2段階	●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	4,130円	49,560円	0.70
第3段階	●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)と課税年金収入額の合計が120万円超の方	4,425円	53,100円	0.75
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	5,310円	63,720円	0.90
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準月額 5,900円	70,800円	1.00
第6段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が60万円未満の方	6,490円	77,880円	1.10
第7段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	7,080円	84,960円	1.20
第8段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	7,375円	88,500円	1.25
第9段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	7,670円	92,040円	1.30
第10段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,850円	106,200円	1.50
第11段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	10,030円	120,360円	1.70
第12段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	10,915円	130,980円	1.85
第13段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	11,800円	141,600円	2.00
第14段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	12,390円	148,680円	2.10
第15段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	12,980円	155,760円	2.20

※第6期において行われていた第1段階を対象とした介護保険料軽減措置が、第7期についても実施されることが予定されているため、第1段階については実際に支払うべき介護保険料の額は上表の額と異なる場合があります。

【参考】第6期（平成27年度～平成29年度）所得段階別保険料

保険料段階	対象者	保険料月額	保険料年額	保険料率 (基準額への乗率)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2,850円	34,200円	0.50
第2段階	●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	3,705円	44,460円	0.65
第3段階	●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	4,275円	51,300円	0.75
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	4,845円	58,140円	0.85
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準月額 5,700円	68,400円	1.00
第6段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が60万円未満の方	5,985円	71,820円	1.05
第7段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	6,555円	78,660円	1.15
第8段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	7,125円	85,500円	1.25
第9段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が150万円以上190万円未満の方	7,410円	88,920円	1.30
第10段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	8,550円	102,600円	1.50
第11段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	9,690円	116,280円	1.70
第12段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	10,545円	126,540円	1.85
第13段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	11,400円	136,800円	2.00
第14段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	11,970円	143,640円	2.10
第15段階	●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	12,540円	150,480円	2.20



---

---

資 料 編

---

---



## 高砂市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による高砂市高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による高砂市介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、幅広い視野から検討及び協議をするため、高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議をする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、第3号に掲げる者については、少なくとも1人は介護保険の被保険者でなければならない。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 市民代表
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護保険事業関係者
- (6) 行政代表

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が、その会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉室高年介護課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

## 高砂市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

分野	団体名	氏名	団体役職名
学識経験者	関西福祉大学 社会福祉学部	藤原 慶二	准教授
保健・医療 関係者	一般社団法人 高砂市医師会	三木 健史	理事
	一般社団法人 播磨歯科医師会	衛藤 洋平	福祉医療委員会委員
	一般社団法人 播磨薬剤師会	位田 雅保	副会長
市民代表	一般市民 (第1号被保険者)	伊藤 誠規	公募選出
	一般市民 (第2号被保険者)	西 めぐみ	公募選出
	いるかの会 (認知症の人を支える家族の会)	黒田 敏正	会長
	若年性認知症とともに歩む 子いるかの会	奥田 京子 H29.10.10退任 清水 美代子 H29.10.11委嘱	代表
	すずらんの会 (高砂市支え合う介護者の会)	佐藤 トモ子	代表
	高砂市老人クラブ連合会	増田 賢藏	会長
福祉関係者	社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会	大野 正裕	事務局長
	高砂市民生委員児童委員協議会	中尾 進	会長
	高砂市ボランティア活動センター 登録団体(者)連絡会	小西 忠勝	会長
介護保険 事業関係者	一般社団法人 兵庫県介護支援専門員協会 南播磨支部	船越 綾子	副支部長
	特別養護老人ホームのじぎくの里 (地域密着型サービス)	鮫島 泰子	管理者
	小規模多機能ホーム心まち (地域密着型サービス)	塩山 晃	管理者
行政代表	東播磨県民局 加古川健康福祉事務所	野田 誠一	福祉室長
	健康文化部	中安 正人	部長
	福祉部	北野 裕史	部長

## 高砂市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定委員会の開催経過

年月日	内 容
平成 29 年 6 月 1 日 (木)	第 1 回 計画策定委員会 ・第 7 期計画の見直しにあたって ・アンケート調査の結果報告（概要版）
平成 29 年 8 月 17 日 (木)	第 2 回 計画策定委員会 ・国の基本指針（案）について ・本市の高齢者を取り巻く状況について ・高齢者施策及び介護保険事業の進捗状況について
平成 29 年 10 月 5 日 (木)	第 3 回 計画策定委員会 ・高砂市高齢者計画及び高砂市介護保険事業計画（第 7 期）（骨子案）について
平成 29 年 11 月 16 日 (木)	第 4 回 計画策定委員会 ・高砂市高齢者計画及び高砂市介護保険事業計画（第 7 期）（素案）について
平成 30 年 2 月 1 日 (木)	第 5 回 計画策定委員会 ・パブリックコメントの実施結果について ・介護保険料（案）について ・高砂市高齢者計画及び高砂市介護保険事業計画（第 7 期）（本案）について

パブリックコメント実施 平成 29 年 12 月 4 日～平成 30 年 1 月 5 日

## 用語解説

### ア行

#### アセスメント（事前評価）

介護サービス利用者（要介護者、要支援者）の身体機能や状況を事前に把握、家族などとも相談し評価することで、ケアプランの作成等、今後のケアにどのような介護が必要なのか、課題を分析すること。

#### いきいき百歳体操

おもりを手首や足につけて椅子に座って行う筋力体操。おもりの重さは変更でき、個人の筋力や体力に合わせて行うことができる。

#### インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助のこと。

#### NPO（NPO法人）

営利を目的とせず、公共の利益になる活動を行なう団体のこと。民間非営利組織とも呼ばれる。ボランティアや、寄附、会費などが活動の原資となっている。

### カ行

#### 介護医療院

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設。地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設。

#### 介護給付

介護保険から支払われる給付。介護給付は要介護度1から5と認定された被保険者に対して支給され、要支援者には予防給付が支給される。

#### 介護保険施設

介護保険サービスで利用できる、介護保険法に基づき指定を受けた施設。

#### 介護予防

高齢者ができる限り自立した生活ができるよう、要介護状態になっても、少しでも状態を改善できるようにすること。

## かかりつけ医

普段からかかっている医師のこと。ホームドクターとも呼ばれる。日常的に診察しているので、患者の症状をよく理解し、異変があれば早く気づけるなどのメリットがある。

## キャラバン・メイト

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師。

## 共生型サービス

デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できるサービスのこと。共生型サービスは介護保険と障害福祉のそれぞれの制度に位置付けられており、限られた福祉人材を有効活用できることや、障害者が65歳以上となっても使い慣れた事業所でサービスの利用を継続しやすい等の利点がある。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護が必要な人の複数のニーズを満足させるために、適切な社会資源と結び付ける手続きを実施する者。アセスメント、ケア計画作成、ケア計画実施での諸能力が必要とされる。

## ケアプラン（居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画）

介護保険において、利用者の現状から導き出された課題や希望に合わせて作成されるサービスについての計画。

## ケアマネジメント

さまざまな医療や福祉のサービスを受けられるように調整し、計画をまとめること。介護支援サービスと呼ぶこともある。

## 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

## 合計所得金額

年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる。）を控除した金額の合計。扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除等の所得控除をする前の金額。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額、繰越控除前の金額をいう。「合計所得金額」と住民税の納税通知書の「総所得金額」や、扶養控除、社会保険料控除などを除いた後の「課税標準額」とは異なる。なお、合計所得金額が0円を下回った場合は、0円とみなす。

## コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 高齢者虐待

高齢者に対して行なわれる虐待行為。主に、殴る、叩くなどの身体的虐待、裸にさせるなどの性的虐待、暴言や恫喝など言葉による心理的虐待、年金や生活資金の搾取などによる経済的虐待、介護放棄などによるネグレクトの5種類に分類される。

## 高齢者等見守りSOSネットワーク

認知症高齢者等が行方不明になった時に対応するため、警察や関係機関を含め、市民が幅広く参加する行方不明高齢者等の捜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク。

# サ行

## 在宅介護

障がいや老化のために生活を自立して行うことができない人が、施設に頼らずに自分の生活の場である家庭において介護を受けること。

## 財政的インセンティブ

「インセンティブ」とは「報奨」「奨励」「刺激」を意味し、組織の意欲を引き出すために、外部から与える刺激のことをいう。介護保険事業計画では、都道府県や市町村の自立支援・重度化防止に向けた取組みに対し、プロセス指標とアウトカム指標を合わせ、都道府県向け20項目、市町村向け59項目で評価することで、積極的に取組む自治体を交付金で支援することという。

## サテライト型デイサービス

利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の職員が当該既存施設に出向いて通所介護を提供すること。

## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。

## 自立支援

要介護や要支援者が、自分で動き日常生活ができるように支援すること。

## **シルバー人材センター**

60歳以上の高齢者が自立的に運営する公益法人で、健康で働く意欲のある高齢者が会員となり、それぞれの能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を供給する。

## **身体拘束ゼロ**

病院や施設で、利用者の身体を緊急に守らなければならないときに、一時的にベッドに拘束する身体拘束を原則禁止するもの。

## **生活機能**

人が生きていくための機能全体。

## **生活支援・介護予防体制整備協議会（協議体）**

生活支援・介護予防サービスの整備に向けて、地域住民や専門職、各地域における生活支援コーディネーターなどが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークのこと。

## **生活支援コーディネーター**

ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う者。

## **生活支援体制整備事業**

地域支援事業に新たに設けられた生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るための事業。

## **生活習慣病**

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

## **成年後見制度**

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

## **総合事業**

介護予防・日常生活支援総合事業の略称。

## タ行

### 第2次健康日本21

国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や、国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めたもの。平成24年7月に基本的な方針が全部改正（いわゆる「健康日本21（第2次）」）された。

### 地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

### 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

### 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関であり、介護で困った事や問い合わせの窓口となる事業所。

### 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業。

## ナ行

### 日常生活圏域

市域を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件などを勘案して身近な生活圏で分けしめた地域包括ケアの基礎となるエリア。

### 認知症

色々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、動きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態。

## 認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかをあらかじめ標準的に決めておくもの。

## 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

## 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）を改め平成27年1月に策定された戦略。

## 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症の疑いのある人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行うチーム。

## 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う者。

## 認定調査

要介護・要支援認定の申請があったときに、調査員が訪問し、本人と家族への面接によって行う聞き取り調査のこと。

## ハ行

### ハザードマップ

津波、地震、火山、風水害等の自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図に示したもの。

### パブリックコメント

行政機関が命令等（条例等）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの。

### バリアフリー

障がいのある人が生活しやすいよう、物理的、社会的、心理的な障がい、情報面、制度面などの障壁を取り除くこと。

## 保険料基準額

介護にかかる総費用の見込みから算出される基準額。

## マ行

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。

## ヤ行

### ユニバーサル社会づくり推進地区

ユニバーサル社会づくり推進地区とは、年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できるユニバーサル社会の実現に向け、市町と住民、団体、事業者等が協働して、道路や施設のバリアフリー化などの「ハード整備」や、高齢者、障がい者等の社会活動への参画などの「ソフト事業」に取り組み、重点的に支援を行うために兵庫県が指定している地区のこと。

### 要介護認定

要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うもの。

## ラ行

### リハビリテーション

障がい、病気、ケガを抱える人が、機能回復や社会復帰を目指す機能回復訓練のこと。

---

**高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第7期）**

平成30年（2018年）3月

発行：高砂市 福祉部 地域福祉室 高年介護課

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

Tel : 079-442-2101（代表）

Fax : 079-442-2229（代表）

---